

令和 6 年 度

薬 務 課 事 業 概 要

(令 和 5 年 度 版)

広島県健康福祉局薬務課

も く じ

第1編 グラフで見る薬務事業

第1 グラフで見る医薬品関連産業	2
1 薬局・医薬品販売業態数の推移	2
第2 グラフで見る広島県の献血	3
1 献血者の推移（広島県）	3
2 400mL 献血及び成分献血の状況	4
（1）各都道府県の全献血者数に占める 400mL 献血者の割合	4
（2）各都道府県の全献血者数に占める成分献血者の割合	4

第2編 事 業

第1 行政機構	6
1 主要な機構の変遷	6
2 健康福祉局行政機構図	8
3 薬務課現員	8
第2 年間行事等	9
令和5年度薬務課関係行事	9
第3 令和5年度の事業	12
1 薬 事	12
2 医薬品の適正使用	12
3 毒物・劇物	13
4 家庭用品	13
5 製薬振興	13
6 血液確保対策	16
7 温 泉	16
8 麻薬・向精神薬・覚醒剤	17
9 シックハウス症候群・化学物質過敏症対策	18
10 肝炎対策	18
11 予算決算	20
（1）歳 入	20
（2）歳 出	21
（3）手数料収納状況（薬務手数料）	23

第3編 統計資料

第1 薬 事	25
--------------	----

1	許可事務等	26
(1)	登録販売者試験	26
(2)	保健所等別薬局・医薬品販売業等許可及び変更届書等処理状況	27
2	薬事関係業態数	31
(1)	薬局・医薬品販売業者等の数の推移	31
(2)	保健所等別薬局・医薬品販売業者等数	33
(3)	二次医療圏及び市町別認定薬局数	33
(4)	保健所（支所）・市町別薬局・医薬品販売業者等数	35
3	薬事監視	35
(1)	薬事監視員会議	35
(2)	薬事監視の年度別推移	36
(3)	業態別立入検査状況	37
(4)	保健所等別立入検査状況	38
(5)	医薬品等一斉取締り	39
(6)	医療機器一斉取締り	43
(7)	医薬品等収去検査	44
(8)	無承認無許可医薬品実態調査等	45
4	薬事講習会開催状況	47
5	薬の知識普及	48
(1)	薬草に親しむ会の開催	48
(2)	保健所等における活動状況	48
(3)	薬事衛生指導員の育成	48
6	薬剤師	49
(1)	概況	49
(2)	薬剤師数の年次別推移	49
(3)	保健所等別及び業務の種類別薬剤師数	50
(4)	保健所・市町別薬剤師免許申請等処理状況	51
第2	医薬品の適正使用	52
1	医薬品の適正使用推進事業	53
(1)	現状	53
(2)	事業内容	53
(3)	今後の対応	55
2	適正な医薬分業の推進	55
(1)	現状	55
(2)	事業内容	56
(3)	今後の対応	56
3	薬剤師確保対策	57
(1)	現状	57
(2)	事業内容	57
(3)	今後の対応	57

第3 毒物・劇物	59
1 毒物劇物関係業態数	60
(1) 毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数の推移	60
(2) 保健所等別毒物劇物関係業態数	61
(3) 保健所（支所）・市町別毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数	62
(4) 保健所等別毒物劇物販売業者の登録及び変更届等処理状況	63
2 毒物劇物取締指導	65
(1) 毒物劇物取締指導の年度別推移	65
(2) 業態別立入検査状況	66
(3) 保健所等別立入検査状況	67
3 農薬危害防止対策	68
(1) 農薬危害防止運動	68
(2) 農薬事故発生状況	69
4 毒物劇物取扱者試験	70
第4 家庭用品	71
1 項目別試験検査状況	72
2 機関別試験検査状況	73
(1) (一財) 広島県環境保健協会委託分	73
(2) 保健環境センター実施分	73
第5 製薬振興	74
1 医薬品等の製造指導	75
(1) 医薬品等の製造販売承認許可事務	75
(2) GMP	79
(3) 医薬品情報処理	79
2 毒物劇物製造（輸入）業関係	80
3 薬事経済調査等委託事業	81
4 予防医材の取扱	82
(1) 国有ワクチン	82
(2) その他のワクチン取扱機関	82
5 毒物中毒治療薬備蓄事業	82
(1) 備蓄治療薬と備蓄数	82
(2) 供給方法	83
6 新型インフルエンザ対策	83
7 医薬品関連産業活性化対策	83
(1) インフォメーションプラザの開催	83
(2) 講習会等の開催	84
第6 血液確保対策	85
1 献血状況	86
(1) 献血者性別適格者数	86

(2) 年齢・性別献血者数	86
(3) 職業別献血者数	87
(4) 月別採血基準別献血実施状況	87
(5) 受入施設状況	88
(6) 保健所（支所）・政令市別献血実施状況	88
(7) 年度別血液製剤・供給状況	89
(8) 供給機関別供給状況（県外製造分の受入も含む）	89
(9) 採血後の検査の状況	89
2 献血受入供給体制の整備	90
(1) 受入機関	92
(2) 輸血用血液供給機関一覧表	92
3 広島県献血推進功労者等表彰伝達式開催状況	93
第7 温泉事業	94
1 温泉掘削等申請及び許可状況	95
2 温泉立入検査状況	96
3 温泉利用状況	97
(1) 浴用・飲用利用分	97
(2) 他目的利用分	99
第8 麻薬・向精神薬・覚醒剤	100
1 業種別麻薬取扱者数の推移	101
2 麻薬取扱者立入検査結果の推移	101
3 保健所等別麻薬取扱者及び免許施設数	102
4 保健所等別麻薬等免許申請件数	103
5 麻薬関係立入検査状況	104
6 保健所等別麻薬関係立入検査状況	105
7 麻薬関係事犯	106
8 麻薬廃棄届・事故	106
(1) 件数	106
(2) 保健所等別廃棄届・事故件数	106
9 麻薬卸売業者における麻薬譲渡量の推移	107
10 麻薬中毒者	108
(1) 麻薬中毒者通報届出状況	108
(2) 麻薬中毒者の状況	108
11 麻薬・覚醒剤乱用防止運動	109
(1) 広報啓発活動	109
(2) 一斉立入検査の実施	109
12 不正大麻・けし撲滅運動	110
(1) 大麻不正栽培	110
(2) けし不正栽培	110
13 向精神薬関係立入検査状況	111

14	保健所等別向精神薬関係立入検査状況	112
15	向精神薬事故	113
(1)	件数	113
(2)	保健所等別事故件数	113
16	覚醒剤等取扱者	114
(1)	覚醒剤等取扱者数の推移	114
(2)	保健所等別覚醒剤・覚醒剤原料取扱者数	115
17	覚醒剤関係立入検査状況	116
18	保健所等別覚醒剤関係立入検査状況	117
19	薬物事犯	118
(1)	覚醒剤事犯の推移	118
(2)	大麻事犯の推移	118
20	薬物乱用対策実施状況	118
(1)	広島県薬物乱用対策推進本部会議及び幹事会議開催状況	118
(2)	薬物乱用防止等運動の実施	118
(3)	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施	118
(4)	626ヤング街頭キャンペーンの実施	118
(5)	広島県薬物乱用防止指導員の活動	119
(6)	広島県ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱	120
(7)	薬物相談窓口の設置	120
(8)	薬物相談事業推進連絡会議の開催	120
(9)	青少年薬物乱用防止対策事業の実施	120
(10)	講習会の開催	121
第9	シックハウス・化学物質過敏症対策	122
	保健所等相談状況	123
第10	肝炎対策	124
1	肝炎ウイルス検査事業	125
(1)	受検者数及び陽性者数	125
(2)	受検率	126
2	肝炎治療特別促進事業	127
(1)	令和5年度の肝炎治療受給者証発行状況	127
(2)	インターフェロン治療受給者証延長治療発行状況	128
(3)	肝炎治療指定医療機関等数	129
3	肝疾患診療連携拠点病院事業	130
(1)	国立大学法人広島大学病院	130
(2)	福山市民病院	131
(3)	肝疾患相談室への相談状況	132
4	人材育成・普及啓発事業	133
(1)	ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座	133
(2)	普及啓発の実施	133

5	広島県肝炎対策協議会の開催	135
6	肝炎重症化・肝がん予防推進事業	136
7	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	137

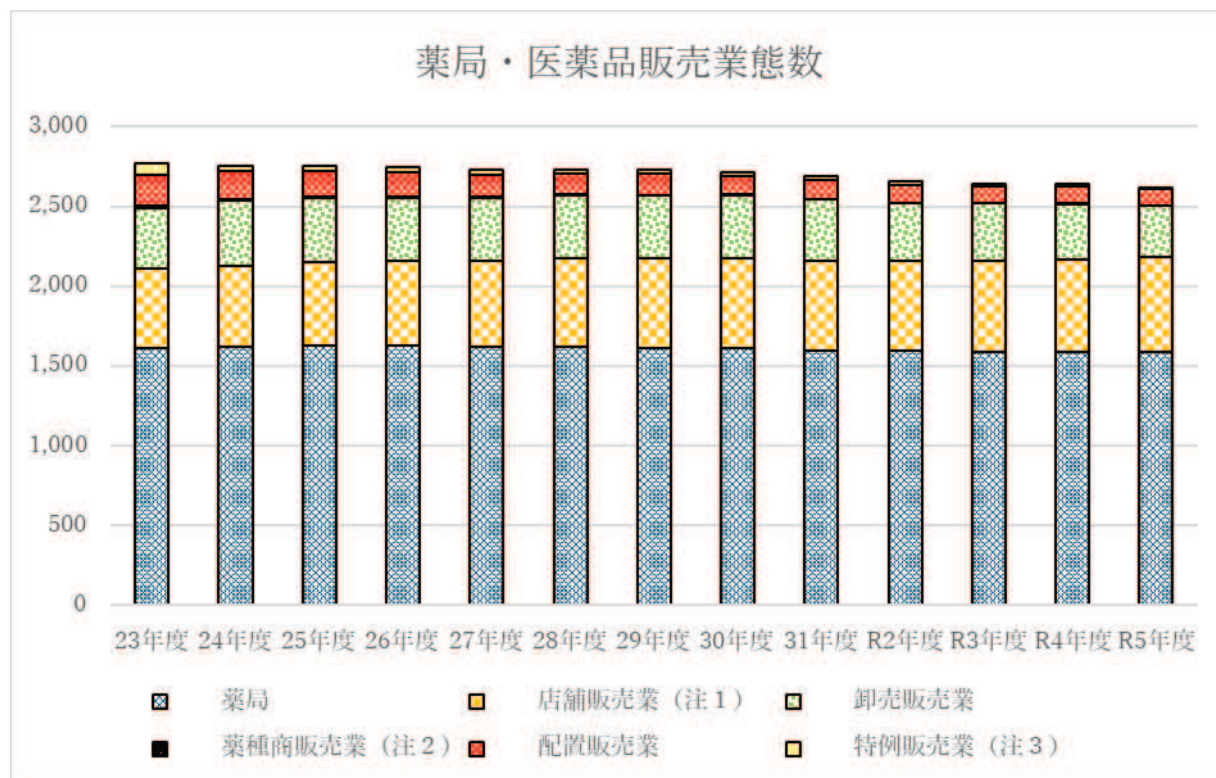
第4編 参考資料

第2	保健所概況	145
1	県保健所（支所）	145
2	政令市等保健所	146
第3	薬務関係業態数	147
第5	附属機関等	152
1	広島県薬事審議会委員名簿	152
2	広島県麻薬中毒審査会委員候補者名簿	153
3	広島県環境審議会温泉部会委員名簿	153
4	広島県薬物乱用対策推進本部員・幹事名簿	153
5	広島県肝炎対策協議会委員名簿	156
6	広島県献血推進審議会委員名簿	157
7	広島県合同輸血療法委員会名簿	158
8	関係団体等名簿	159
第6	表彰	161
1	厚生労働大臣表彰	161
2	厚生労働大臣感謝状	161
3	厚生労働省医薬食品局長感謝状	161
4	知事表彰	161
5	知事感謝状	161
第7	関係条例	162
1	広島県薬事審議会条例	162
2	広島県麻薬中毒審査会条例	164

第 1 編 グラフで見る薬務事業

第1 グラフで見る医薬品関連産業

1 薬局・医薬品販売業態数の推移



区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
薬局	1,608	1,617	1,626	1,626	1,622	1,618	1,613	1,615	1,599	1,599	1,591	1,586	1,587
店舗販売業(注1)	504	510	523	531	540	556	560	558	560	556	570	583	597
卸売販売業	378	408	401	396	394	397	393	397	384	365	357	346	323
薬種商販売業(注2)	17	12	8	7	6	5	5	5	4	3	2	2	0
配置販売業	187	175	166	155	140	131	134	116	116	110	107	106	100
特例販売業(注3)	76	30	30	29	28	27	25	25	24	22	16	15	7

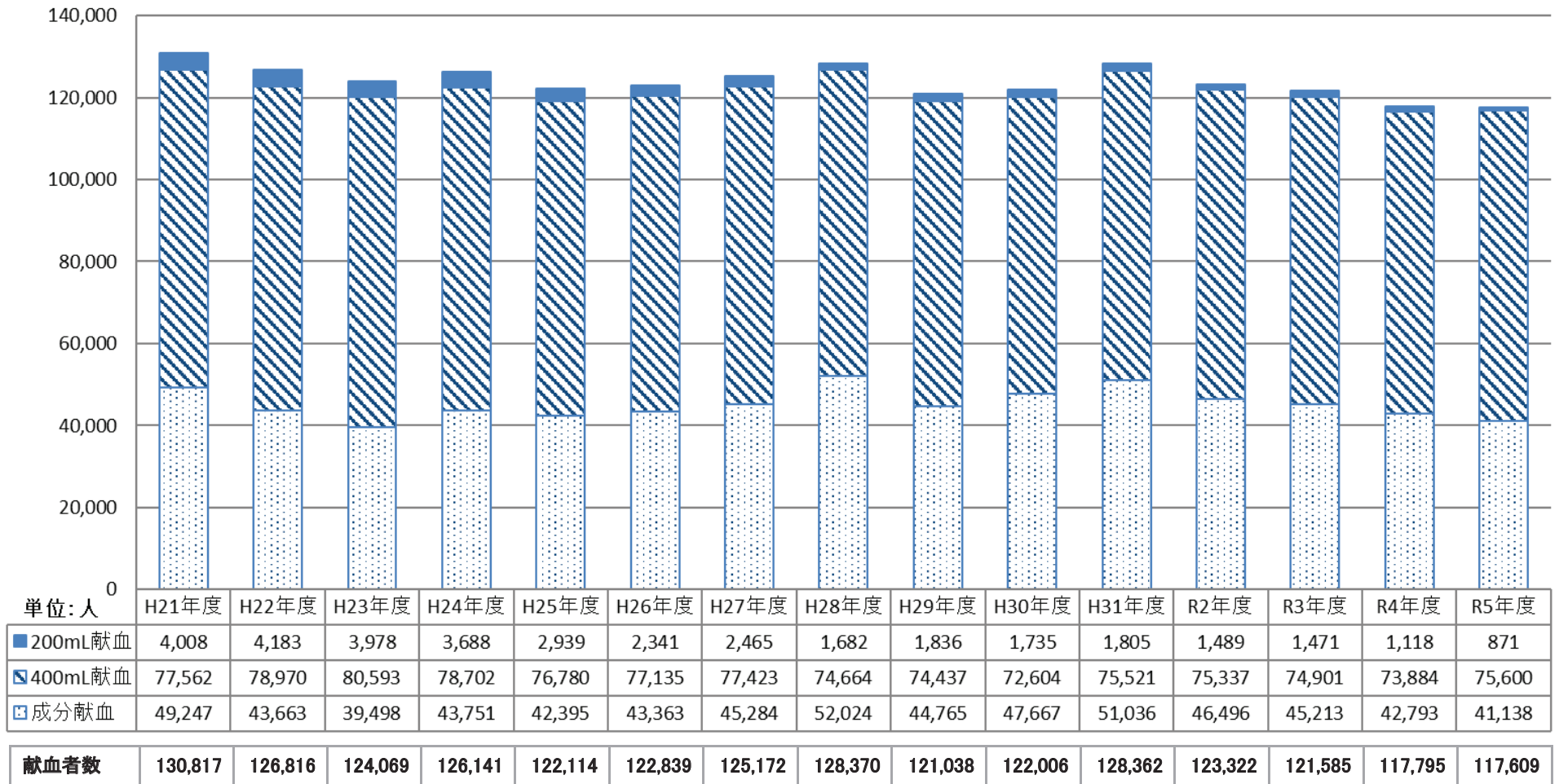
(注1) 第32次改正(平成18年6月14日法律第69号)による改正後の薬事法(以下「改正法」という。)附則(以下単に「附則」という。)第2条の規定により、引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存一般販売業」という。)及び附則第5条の規定により、従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。)を含む。

(注2) 改正法附則第8条の規定により、従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注3) 改正法附則第14条又は第15条の規定により、従前の例により引続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

第2 グラフで見る広島県の献血

1 献血者の推移（広島県）



(1) 各都道府県の全献血者数に占める 400mL 献血者の割合



第 2 編 事 業

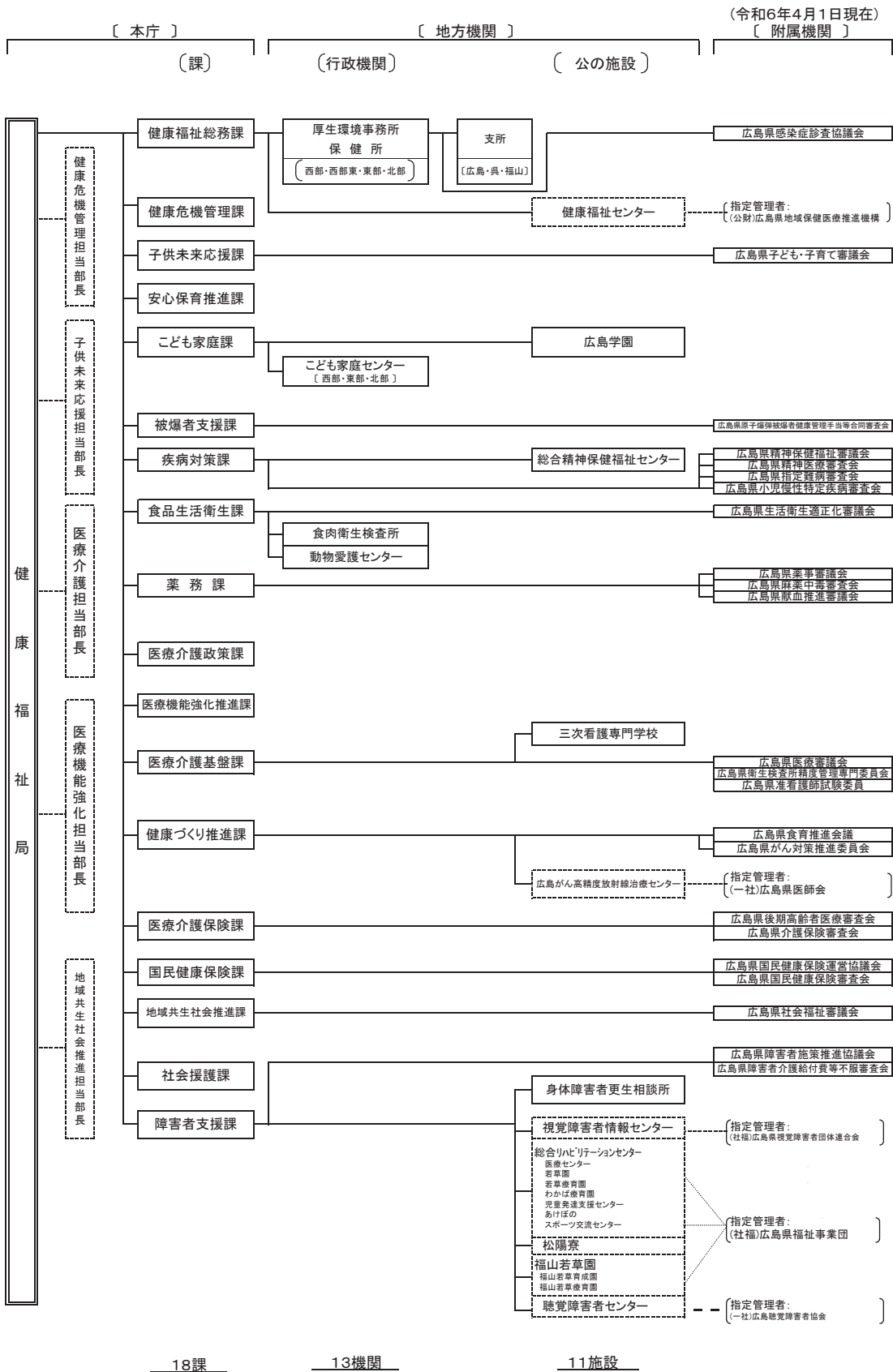
第 1 行政機構

1 主要な機構の変遷

昭和 21 年 11 月 18 日	地方官官制改正により衛生部が設置された。
	衛生総務課，公衆衛生課，予防課，防疫課，医務課，薬務課（6 課）
昭和 23 年 5 月 18 日	地方自治法の施行，保健所法の改正等により国の行政事務が大幅に 地方公共団体へ移譲されたため，衛生部各課が統合された。
	医務課，公衆衛生課，予防課，薬務課（4 課）
昭和 23 年 10 月 1 日	薬務課の組織
	庶務係，医材係，薬事係，麻薬係，衛生試験係（5 係）
昭和 25 年 4 月 1 日	昭和 24 年 10 月 31 日 本庁各課の係設置規程が公布され，各課の係の 名称が新たに定められ，また昭和 25 年 1 月 1 日県規則第 3 号により広 島県行政組織規制が公布された。庶務係，薬事係，医材係（3 係 16 名）
昭和 26 年 10 月 1 日	医材係を生産指導係に改称した。
昭和 28 年 4 月 1 日	麻薬取締法の施行，大麻取締法の改正等に伴い薬務課に麻薬係が設置さ れた。（4 係）
昭和 42 年 4 月 1 日	予算経理の集中管理化に伴い，医務課に予算係が設置された。
	※ 昭和 48 年 4 月 1 日広島市の合併に伴い業務量の増大により定員 1 名増員（17 名）
	※ 昭和 49 年 4 月 1 日有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法 律の施行に伴う定員 1 名増員（18 名）
昭和 51 年 4 月 1 日	広島県部設置条例の一部改正により，部の名称が環境保健部に変更され た。
昭和 53 年 4 月 1 日	広島県行政組織規則の一部改正により，庶務係が廃止された。（3 係）
昭和 58 年 4 月 1 日	定員 1 名減員（17 名）
昭和 63 年 4 月 1 日	定員 1 名減員（16 名）
平成 4 年 4 月 1 日	広島県部設置条例及び広島県行政機関設置条例の一部改正により，部 の再編整備が行われ，福祉保健部が設置された。
平成 7 年 4 月 1 日	生産指導係を製薬振興係に改称した。
平成 8 年 4 月 1 日	定員 1 名増員（17 名）
平成 10 年 4 月 1 日	定員 1 名減員（16 名）
平成 13 年 4 月 1 日	政策形成や意思決定の迅速化，権限と責任の明確化及び職員の総戦力 化を図るため，課長補佐などの中間職の廃止，施策のまとまりに応じ た「総室」の設置と小規模な室制への移行を内容とする本庁の組織改 正（組織のフラット化）がされた。
	福祉保健部薬務課（3 係 16 名）→福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室 （3 グループ 14 名）
平成 18 年 4 月 1 日	本庁の組織改正が行われ，「総室」制から「局」制に移行した。
	福祉保健部衛生・被爆者総室薬務室→福祉保健部保健医療局薬務室 （3 グループ 14 名）
平成 20 年 4 月 1 日	本庁の組織改正が行われ，「部」制から「局」制に移行した。
	福祉保健部保健医療局薬務室→健康福祉局保健医療部薬務課 （3 グループ 15 名）
平成 21 年 4 月 1 日	定員 1 名減員（14 名）

平成 23 年 4 月 1 日	本庁の組織改正が行われ、「部」制が廃止された。 健康福祉局保健医療部薬務課→健康福祉局薬務課 肝炎対策グループが新設された。 (4 グループ 17 名)
平成 25 年 4 月 1 日	定員 1 名増員 (18 名)
平成 26 年 4 月 1 日	定員 2 名減員 (16 名)
平成 27 年 4 月 1 日	治験等実施体制の整備を促進するため、製薬振興グループに(株)イーピー ミントから職員 1 名の派遣を受け入れた。(17 名)
平成 28 年 4 月 1 日	定員 1 名減員 (製薬振興グループへの(株)イーピーミントからの職員派遣 終了 16 名)
平成 29 年 4 月 1 日	定員 1 名減員 (15 名)
令和 3 年 4 月 1 日	定員 1 名増員 (16 名)
令和 3 年 1 月 18 日	薬務課内にワクチン班が設置された。
令和 3 年 6 月 16 日	健康福祉局にワクチン政策担当課長が置かれ、ワクチン班がワクチン政 策担当に変更された。
令和 5 年 4 月 1 日	定員 1 名増員 (17 名)
令和 6 年 10 月 1 日	事務従事 1 名増員 (18 名)

2 健康福祉局行政機構図



3 薬務課現員

(令和6年4月1日現在)

区 分	事務吏員	技術吏員	そ の 他	計
現 員	2	15	0	17

第2 年間行事等

1 令和5年度薬務課関係行事

年 月	行 事 ・ 主 な で き ご と	時 期
5年4月	不正大麻・けし撲滅運動 新規配置従事者講習会（中止） 中国地区医薬品卸業連合会物流担当者会議（中止） 地方機関所長会議（WEB） 保健課長会議（書面） 広島県薬物乱用防止指導員協議会理事会（広島市） 中国ブロック合同GMP調査員研修（中止） 保健所・政令市薬務担当課長会議（保健環境センター・WEB） 保健所・政令市薬務担当者会議（広島市） 合同輸血療法委員会第1回幹事会（WEB） 第1回広島県献血推進担当者会議（WEB）	1日～6月30日 7日 27日 13日 21日 22日 27日
5月	広島県病院薬剤師会総会（中止） 広島県毒物劇物安全協会総会（中止） 広島県薬物乱用防止指導員広島市地区協議会理事会（広島市） 医薬品卸協同組合総会（広島市） 薬務担当新任職員等研修会（広島市） 広島県製薬協会総会（WEB） 中国・四国地区登録販売者試験検討会（香川県） 合同輸血療法委員会第1回幹事会（WEB）	 16日 16日 25、26日 26、27日 11、12日
6月	農薬危害防止運動月間 農薬危害防止講習会（5会場） 広島県薬物乱用対策推進本部幹事会議（広島市） 広島県薬物乱用対策推進本部会議（広島市） 広島県薬剤師会総会（広島市） 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 臨床研究共同セミナー（中止） 広島県献血推進ポスター審査会（広島県赤十字血液センター） 広島県環境審議会第40回温泉部会（県庁） 第1回広島県肝炎対策協議会 地区麻薬取締協議会・麻薬取締員会議（岡山県）	1日～8月31日 1日 8日 18日 20日～7月19日 28日 29日 10日 27日～28日
7月	医薬品等一斉監視指導 医療機器一斉監視指導 愛の血液助け合い運動月間 広島県合同輸血療法委員会（WEB） 第59回献血運動推進全国大会（千葉県） 中国地区毒物劇物取扱者試験検討会（島根県） 広島県漢方協会総会（広島市）（中止） 626ヤング街頭キャンペーン（広島市） 広島県地域保健対策協議会胃がん・肝細胞がん予防サーベイランス体制検	7月～12月 7月～12月 1日～31日 1日 26日 27、28日 16日 28日

	討WG（第1回 広島県医師会館） 日本肝炎デー等における啓発 広島県合同輸血療法委員会（WEB） 中国地区薬務主管課長会議（WEB） インフォメーションプラザ総会（WEB） 広島県献血推進功労者等表彰伝達式（中四国ブロック血液センター） 肝疾患診療連携拠点病院等連絡会（広島大学病院 第1回）（WEB） 薬物乱用防止啓発ポスター審査会（県庁）	17日 2日 29日 18日 26日 27日
8月	広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（献血ルーム「ピース」） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（献血ルーム「もみじ」） 中国・四国ブロック司法警察業務実務研修（広島市） 広島県薬物乱用防止指導員広島市地区協議会総会・研修会（広島市）	1日～15日 17日～31日 21日～23日 31日
9月	広島県女性薬剤師会総会（広島市） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（広島県庁） ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座（福山会場：WEB） 第1回全国薬務主管課長協議会（WEB） 第1回GMP調査当局会議（WEB） 薬草に親しむ会	3日 4日～15日 11日、19日 15日 21日～22日 23日
10月	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 薬物乱用防止啓発用ポスター展示（県庁ギャラリー） 無承認無許可医薬品実態調査 ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修（福山会場：WEB） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（サンシープラザ：三原市） 広島県地域保健対策協議会胃がん・肝細胞がん予防サーベイランス体制検討WG（第1回 広島県医師会館） 毒物劇物取扱者試験（広島工業大学専門学校） 薬と健康の週間 第2回広島県献血推進担当者会議 毒物劇物業務上取扱者立入検査 中国・四国・九州温泉主管課長会議（書面開催） 合同輸血療法委員会第2回幹事会（WEB） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（中央公民館：三原市） 肝炎対策地域ブロック戦略合同会議（WEB） ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座（広島会場：WEB） 登録販売者試験（広島県立総合体育館） 中国ブロック卸売販売業合同模擬査察研修（島根県） 広島県薬事衛生大会（広島市）	1日～11月30日 16日～27日 2日～11月30日 10日 13日～11月10日 7日 15日 17日～23日 20日 16日～1月31日 28日 28日 15日 16日、24日 17日 5日～6日 19日
11月	令和5年度第1回広島県薬剤師確保のための調査・検討協議会 広島県医薬品等製造販売（製造）業管理者等講習会（WEB 配信） 薬物中毒対策連絡会議・再乱用防止対策講習会（徳島県） 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会（高知県） ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修（広島会場①：WEB）	1日 14日～12月2日 7日、8日 21日 13日

	ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修（広島会場②：WEB） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（協同組合サングリーン：三次市）	20 日 20 日～30 日
12 月	医薬品担当者説明会（東京都） 広島県環境審議会第 41 回温泉部会（県庁） 令和 5 年度第 2 回広島県薬剤師確保のための調査・検討協議会	19 日 15 日 27 日
6 年 1 月	はたちの献血キャンペーン 合同輸血療法委員会第 3 回幹事会（WEB） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（廿日市市役所市民ホール） 広島県献血推進ポスター募集入賞作品展示（フジグラン尾道） 第 101 回広島県薬事審議会（県庁及び Web）	1 日～2 月 29 日 9 日 10 日～17 日 23 日～31 日 19 日
2 月	広島県合同輸血療法研修会（WEB） 中国地区薬事・毒物劇物担当係長会議等（山口県） インフォメーションプラザ講演会（WEB） 第 2 回 GMP 当局会議（WEB） 薬物相談事業推進連絡会議（WEB）	4 日 14 日～15 日 21 日 22 日 13 日
3 月	日本卸勤務薬剤師中国ブロック協議会（広島市） 広島県地域保健対策協議会胃がん・肝細胞がん予防サーベイランス体制検討WG（第 2 回 広島県医師会館） 薬物乱用対策推進地方本部全国会議（WEB） 令和 5 年度第 3 回広島県薬剤師確保のための調査・検討協議会 広島県献血推進審議会（広島県赤十字血液センター） 肝疾患診療連携拠点病院等連絡会（広島大学病院 第 2 回）（WEB） 令和 4 年度第 1 回医薬品の適正使用検討特別委員会（地対協） 肝疾患診療連携拠点病院等連絡会（福山市民病院）（書面） 第 2 回広島県肝炎対策協議会	7 日 11 日 12 日 12 日 15 日 23 日 22 日 1 日

第3 令和5年度の事業

1 薬事

- (1) 医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造販売業及び販売業等に対し、立入検査及び医薬品等の収去検査を実施するとともに、講習会等において法令の周知に合わせてGMP/QMS等に基づく適正な製造管理を指導し、医薬品等の品質確保を行った。

また、いわゆる健康食品については、その販売方法・広告等が薬事法に違反する事例が後を絶たないため、痩身効果又は強壮効果等を標ぼうする製品の実態調査及び買上げた健康食品の成分検査を行い、違反品への措置等の法令遵守の徹底を図った。

- (2) (公社)広島県薬剤師会が、県民に「薬の正しい知識」を普及啓発するために「薬と健康の週間」の期間中に実施した「くすりと健康の相談窓口」の開設及び地域の保健衛生の向上を図るため設置している薬事衛生指導員の資質向上講習会等の事業費を補助した。

- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）第8条の2の規定に基づき、すべての薬局に薬局機能情報の報告を求めるとともに、その情報を県ホームページで公表し、医療を受ける者の薬局の適切な選択の支援を行った。

○公表している薬局機能情報

●基本情報

薬局の名称、薬局開設者、薬局の管理者、薬局の所在地、電話番号及びファクシミリ番号、営業日、開店時間及び開店時間外で相談できる時間

●基本情報以外の情報

薬局へのアクセス、薬局サービス等、費用負担、業務内容・提供サービス、実績・結果等に関する事項

- (4) 一般用医薬品の販売に従事する登録販売者に係る「登録販売者試験」を実施した。

2 医薬品の適正使用

(1) 医薬品の適正使用の推進

団塊の世代が75歳を迎える2025年に備え、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・保健・福祉・生活支援等が連携して高齢者等を支える地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっており、医療技術の進展、後発医薬品の使用推進による医薬品の種類の増加など、薬物療法が高度化、複雑化する中で薬の専門家である薬剤師が在宅医療における薬物療法に参加することがますます重要となっている。

広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会において「院外処方せんの間合せ」をテーマとして、医師や薬剤師の業務負担の軽減や患者が必要な医薬品を速やかに受け取ることが可能な体制の構築に向けた取組について検討した。

また、「広島県後発医薬品使用推進協議会」が平成22年3月に策定した「後発医薬品使用推進プログラム」に基づき、県内各保健所及び(公社)広島県薬剤師会に相談窓口を設置するとともに、県内基幹病院の後発医薬品採用リストを作成・公表したほか、厚生労働省が後発医薬品品質確保対策として実施する後発医薬品の試験検査に協力するなど後発医薬

品使用推進を図った。

(2) 医薬分業

患者にとって医薬分業のメリットは、重複投薬や医薬品の飲み合わせの防止、服薬指導を薬剤師が行うことによって、医薬品の適正使用を図り、安全性を確保することである。このためには、身近な信頼される「かかりつけ薬局」による面分業の推進を図る必要がある。

本県においては、令和5年度の処方箋受け取り率が79.2%で前年（76.0%）から上昇しており、高い水準となりつつあるが、「かかりつけ薬局」の定着が進んでいるとは言えない。

また、地域包括ケアシステムの構築が急務であることから、地域住民の健康情報拠点としての薬局の活用と在宅医療への薬局・薬剤師の参画を推進する必要がある。

県では、平成27年10月に厚生労働省が公表した「患者のための薬局ビジョン」実現に向けて、関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）と連携を図ったうえで種々の事業を実施し、患者のための医薬分業の推進に努めた。

(3) 薬剤師確保対策

薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があることが指摘されており、偏在の解消に向けた薬剤師確保の取組を推進することが求められる。令和5年度、厚生労働省から「薬剤師確保ガイドライン」が示され、都道府県においては当該指針に基づき薬剤師確保の取組を推進することが求められており、2036年までに薬剤師偏在是正を達成することを長期的な目標とし、実効性のある計画を策定することが示されている。

本県においても、令和6年度の第8次広島県保健医療計画策定に向け、薬剤師の地域偏在や業態偏在の状況の把握や課題等を整理し、計画策定に先駆けて、薬剤師が不足している地域の病院への薬剤師派遣等の取組を行った。

3 毒物・劇物

- (1) 毒物劇物はその取扱方法によっては、保健衛生上、極めて大きな危害を及ぼすおそれがあるため、毒物劇物製造（輸入）業、販売業及び業務上取扱者等に対し、立入検査を実施した。
- (2) 農薬危害防止運動の事業の一環として、農薬取扱者等を対象とした講習会を開催し、法令遵守の徹底及び農薬に関する正しい知識の普及を図った。

4 家庭用品

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、規制対象家庭用品の試買検査を実施し、不良家庭用品の排除に努めた。

なお、同法第2条第2項の政令で定める物質（有害物質）は現在21物質である。

5 製薬振興

(1) 医薬品等製造販売、製造及び品質管理指導

ア 医薬品等の製造販売承認、許可事務

医薬品医療機器法の円滑な施行を図るため、各製造販売業・製造業者に許認可等についてその充実を図ることとし、講習会の開催等により指導の徹底を図った。

イ 医薬品等の製造販売管理及び品質管理（GMP/QMS、GQP、GVP）

医薬品等の品質・有効性及び安全性を確保するためには、製造から流通、販売に至るまでの厳しい管理が必要である。

製造業におけるGMP（製造管理及び品質管理の基準）、製造販売業におけるGQP（品質管理の基準）・GVP（製造販売後安全管理の基準）、QMS（医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理）について、より一層適正な対応が図られるよう、関係業者を対象とした講習会及び収去検査を実施した。

(2) 毒物劇物製造業関係

毒物劇物製造業（輸入業を含む。）の登録申請が適正に行われるよう指導し、迅速な事務処理及び厚生労働省が作成した毒物等の基礎データを関係者と共有することにより危機管理体制の充実強化を図った。

毒物劇物製造業（輸入業を含む。）のうち、一部（製剤の製造（製剤の小分けを含む）及び原体の小分けのみ並びに製剤の輸入のみ）の権限を、保健所設置市（広島市、呉市及び福山市）に平成 20 年から移譲している。

(3) 薬事経済調査委託事業

医薬品等の適正な生産と健全で円滑な流通を確保するため、厚生労働省の委託を受けて各種調査を実施した。

(4) 予防医材の供給

感染症予防に必要なワクチンや緊急治療用血清の確保を図るため、需要の動向を把握し需給調整に努めるとともに、特に緊急性の高いワクチン等については 2 か所に備蓄し、患者発生時に迅速に提供できる体制を整備している。

(5) 毒物中毒治療薬備蓄事業

毒物中毒患者発生時における治療薬で、流通量の少ない医薬品を確保し、県内 2 か所に備蓄し、患者発生時に迅速に提供できる体制を確保している。

(6) 医薬品関連産業活性化対策

医薬品関連産業は、知識集約型、省資源型の産業として今後の成長が大いに期待されるところであり、その健全な育成を図ることは、本県の産業振興はもとより、県民医療の面からも極めて重要である。

県としては、医薬品関連産業の一層の振興を図るため、昭和 59 年度の「広島県医薬品関連産業活性化懇談会」の提言に基づき、次のような活性化事業を進めている。

ア インフォメーションプラザ

イ 薬事指導機能の強化

商工労働局が進める「医療関連産業クラスター形成事業」の推進に関連し、「広島県治験等活性化事業」を実施し、広島市内基幹 4 病院との協定を平成 27 年 4 月 1 日に締結した。

また、令和元年 2 月 26 日に広島県治験等活性化事業共同治験審査委員会を設置した。

(7) 災害時医薬品等確保・供給体制整備事業

災害対策基本法第 40 条の規定により作成された「広島県地域防災計画（昭和 38 年 6 月策定）」に基づく「広島県災害対策運営要領（昭和 42 年 8 月策定）」の中で、薬務課は「医療資材班」として災害救急用医薬品、衛生材料及び防疫医材の確保並びに補給配布を担うこととしている。

災害時における医薬品、衛生材料及び医療機器等を十分に確保し円滑な供給を行うことを目的として平成 14 年度に策定された「広島県災害時医薬品等供給マニュアル」を、「平成 30 年 7 月豪雨災害」に照らして検証し、新たに災害薬事コーディネーターを活用する等の項目を追加して改訂を行った。

また、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、感染防護資材や手指消毒用アルコール等の供給協力について令和 2 年 9 月 5 日に県内企業と協定を締結した。

(8) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生に備え、抗インフルエンザウイルス薬を人口の 45%相当備蓄することとし、平成 18 年度からの継続事業として、令和 5 年度までに抗インフルエンザウイルス薬を 390,900 人分（タミフル 105,500 人分、リレンザ 90,000 人分、タミフルDS 50,800 人分、ラピアクタ 19,600 人分、イナビル 125,000 人分）備蓄している。

令和 4 年 7 月 1 日付けで国の備蓄方針が変更され、人口の 25%相当を備蓄することとされたため、備蓄目標量を変更した。

6 血液確保対策

(1) 献血の普及啓発

令和 5 年度の広島県の献血者数は、県内人口の約 4.29%に当たる 117,609 人で、令和 5 年度献血推進計画の目標数に対しては 100.9%であった。目標献血量 52,826L については、53,704L (101.7%) の確保量で、医療機関へは問題なく供給することができた。

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、「令和 5 年度広島県献血推進計画」を 3 月に策定し、より一層 400mL・成分献血の推進を図るとともに、献血の意義の理解促進、若年層への献血普及啓発の強化、複数回献血の推進等を実施事項として、関係者への周知及び計画達成のための協力要請を行った。

また、令和 5 年 5 月に開催された「広島サミット」に向け、センターと連携し、災害及び不測の事態が発生した場合の救護に必要な血液製剤を確保するとともに、その供給体制を整備した。

令和 5 年 7 月には、県民運動として献血を推進するため、功労者及び献血ポスター募集の入賞者を表彰する「令和 5 年度広島県献血推進功労者等表彰伝達式」を開催した。

(2) 血液製剤使用適正化の推進

血液製剤は、善意の献血を原料とするため有限で貴重なものであるとともに、その使用方法が輸血療法の有効性に大きく影響することから、最新の知見に基づいた適正な使用を推進する必要がある。このため、各医療機関内に設置されている輸血療法委員会が相互に情報交換等を行うことにより、県内における輸血療法の標準化を図り、適正使用を推進することを目的として、平成 23 年度に広島県合同輸血療法委員会を設置しており、令和 5 年 7 月に委員会を、令和 6 年 2 月に研修会を Web により開催した。

7 温泉

本県における温泉は、中生代後期の広島花崗岩中であり、大部分がラドン含有放射能泉で、県内全域にわたって広範囲に分布している。

近年、温泉を巡る状況は、社会環境やライフスタイルの変化により活発、多様化しており、さらに、温泉施設が、高齢社会へ向けて温泉の療養、保養及び休養の場として位置付けられるようになり、温泉の掘削、利用施設の拡充が図られている。

このような中、温泉法に基づき、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として、掘削等の許可を行うとともに、監視指導を行っている。

なお、旅館業及び公衆浴場業等の温泉利用施設に対しても、適正な掲示や過剰湯の防止、正しい温泉利用等について指導を行っている。

8 麻薬・向精神薬・覚醒剤

(1) 立入検査等

令和5年中に実施した麻薬関係立入検査については、対象事業所3,039か所中延べ1,209か所(39.8%)に対して立入検査を実施した結果、56か所に違反(違反率4.6%)が発見された。その主なものは、帳簿関係23件、保管・管理関係18件などとなっている。

向精神薬関係立入調査については、対象事業所6,563か所中延べ1,207か所(18.4%)に対して立入検査を実施した結果、21か所に違反(違反率1.7%)が発見された。その主なものは、記録関係16件などとなっている。

覚醒剤関係立入検査については、対象事業所6,267か所中延べ931か所(14.9%)に対して立入検査を実施した結果、18か所に違反(違反率1.9%)が発見された。その主なものは、帳簿関係11件などとなっている。

(2) けし・大麻対策

けし・大麻については、特に観賞を目的としたけしの不正栽培が多く、このためけしの開花期に合わせて「不正大麻・けし撲滅運動」を実施し、不正栽培防止の徹底を図るとともに、自生けしについては、この運動期間中に抜き取り等による除去対策を実施した。

(3) 薬物乱用対策

令和5年中に県内において覚醒剤事犯で検挙された者は81名(前年88名)で、前年に比べ7名減少した。覚醒剤事犯の検挙者数は、全国的に若干減少傾向にあるが、再犯者率は依然として高い水準にある。

覚醒剤以外の薬物乱用では、大麻事犯で検挙された者は88名(前年66名)と増加した。特に、全国的に未成年の検挙者数は高止まりしており、若年層への拡大が懸念されている。

危険ドラッグについては、平成25年5月以降に広島県内で、平成27年7月以降に全国で販売店舗はゼロとなったが、令和5年になり県内においても危険ドラッグ等の販売店が確認されており、十分な警戒が必要となっている。

また、市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)も若年層で増加しており、覚醒剤や大麻といった違法薬物と同じように薬物依存に陥るケースも少なくない。

このような状況の中、国においては平成30年8月策定の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」で、密輸や巧妙化・潜在化する密売事犯への対策強化に加え、未規制物質等への対応、向精神薬を悪用した凶悪事件発生防止のための監視や取締りを新設している。

本県でも、広島県薬物乱用対策推進本部を中心に関係機関・団体が連携を取り、薬物乱用者の再乱用防止対策を基本施策とし、治療・社会復帰の支援、取締活動等の推進を加速化させるとともに、県内全域に配置して地域に密着した啓発活動を行う広島県薬物乱用防止指導員に加えて、平成30年4月からは大学生をヤング指導員として委嘱するなど、若年層への取組の強化を図りつつ、総合的な広報啓発活動を実施している。

さらに、平成11年度から、学校や家庭における薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため、学校薬剤師や広島県薬物乱用防止指導員等の中から薬物専門講師を養成している。

また、保健所・支所に覚醒剤等薬物相談窓口を設置して、住民からの相談等に応じるとともに、平成28年6月の「刑の一部執行猶予制度」及び同年12月の「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行を受け、薬物乱用者の再乱用防止と社会復帰に向け、地域の関係機関・

団体との情報共有を促進している。

(4) 麻薬取締員による捜査

厚生労働省中国四国厚生局麻薬取締部（麻薬取締官）と連携して、麻薬・覚醒剤等の薬物事犯に対する取締りの徹底を図った。

9 シックハウス症候群・化学物質過敏症対策

近年、家庭用品、建材等から室内空気中に発散する化学物質による健康への影響が注目され、いわゆる「シックハウス症候群」やいわゆる「化学物質過敏症」として社会問題化する様相を見せてきた。国では、ホルムアルデヒドなど 13 物質の指針値及びそれについての標準的測定方法等を策定するなど、室内空気中の化学物質による健康被害を防止するための対策を推進している。

広島県では、健康福祉局をはじめ、都市局や教育委員会など関係部局による「広島県シックハウス症候群・化学物質過敏症対策連絡会議」を平成 12 年度に設置し、毎年この会議を開催し、情報の共有化や対応の協議を行っている。

10 肝炎対策

肝炎ウイルス持続感染者（以下「キャリア」という。）はB型が 110 万人から 120 万人、C型が 90 万人から 130 万人程度存在すると推定され、長期間の経過の後に肝硬変や肝がんに移行することが指摘されている。

しかし、自覚症状に乏しいことから、肝機能に異常が出てから医療機関を受診すると既に肝硬変・肝がんに移行しているケースが少なくなく、県民への正しい知識の普及啓発、検診受診率の向上、検査で要診療と診断された者への保健指導、専門医療機関の受診につながる体制の整備が必要となっている。

このため広島県では肝疾患の専門医等で構成する肝炎対策協議会を設置し、広島県の現状と課題を整理し、肝炎対策の諸施策を推進している。

(1) 肝炎対策事業

肝炎対策協議会の設置、肝疾患診療支援ネットワーク体制の充実、肝疾患診療連携拠点病院の運営、県民への普及啓発等、総合的な肝炎対策を推進している。

(2) 肝炎ウイルス検査・治療費助成事業

早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所で実施している検査に加え、平成 20 年度から医療機関にも委託して、肝炎ウイルス検査を実施している。

また、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）によって、その後の肝硬変及び肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能であるが、医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、肝がんの予防を図っている。

(3) ウイルス性肝炎対策（「がん対策日本一」推進事業）

肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者に対する医療機関への受診勧奨を一層強化するため、市町の保健師、医療機関の看護師及び企業の健康管理担当者等を対象に肝炎に関する研修を実施し、肝炎患者等の適切な肝炎治療をコーディネートできる者を養成し、「ひろしま肝疾

患コーディネーター」として認定している。既に認定を受けた者に対しても、最新の知見を習得させるため、継続研修を実施している。

(4) 肝炎重症化・肝がん予防推進事業

登録した肝炎ウイルス陽性者に対し、年1回文書により受診勧奨し、継続受診を支援する「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」を平成25年度から運用している。

平成26年度からは、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」登録者のうち、一定の要件を満たした慢性肝炎患者等に対し、初回精密検査費用及び定期検査費用を助成し、肝炎の重症化の予防を図っている。

(5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（平成30年度開始）

肝がんは再発を繰り返し予後が悪く、また重度肝硬変（非代償性肝硬変）も肝がん同様に予後が悪い。また、これらは肝炎ウイルス感染を原因として慢性肝炎から軽度の肝硬変を経て進行するために長期の療養が必要となることから、患者の入院医療費を助成することにより、治療に対する負担軽減を図っている。

(6) フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染対策

平成19年11月6日に厚生労働省がフィブリノゲン製剤納入先医療機関を改めて公表したことに対して県民からの問合せに対応するため、引き続き薬務課及び各保健所等に相談窓口を設置している。

11 予算決算

(1) 歳入

(単位:円)

科 目	令和5年度 予算額	令和5年度 決算額
〈国庫支出金〉		
予防費補助金		
（感染症予防事業費国庫負担金）	343,609,000	287,043,780
医務費補助金		
（地域医療対策推進費）	306,177,000	111,643,000
薬務費補助金		
（麻薬覚せい剤取締指導費）	1,878,000	1,756,655
薬務費委託金		
（薬事経済調査・ 医薬品製造業許可承認事務）	1,591,000	2,011,900
〈財産収入〉		
予防医材売払収入	2,428,000	0
〈繰入金〉		
地域医療介護総合確保基金繰入金	4,540,000	4,540,000
〈使用料及び手数料〉		
薬務手数料	56,375,000	53,218,440
〈諸収入〉		
保険料	2,599,000	2,260,145
計	719,197,000	462,473,920

※薬務手数料は保健所分を含む。

(2-1) 歳 出

(単位:円)

科 目	令和5年度 予 算 額 (最 終)	令和5年度決算額			不 用 額
		本庁	庁	計	
(薬 務 費)					
報 酬	9,559,000	6,723,945		6,723,945	2,835,055
職 員 手 当	1,787,000	1,384,327		1,384,327	402,673
共 済 費	2,792,000	1,962,193		1,962,193	829,807
報 償 費	1,153,000	303,750	220,750	524,500	628,500
旅 費	6,234,000	3,270,124		3,270,124	2,963,876
需 用 費	11,435,000	8,726,855		8,726,855	2,708,145
役 務 費	2,158,000	1,505,068		1,505,068	652,932
委 託 料	12,896,000	11,208,753	646,800	11,855,553	1,040,447
使 用 料 及 び 賃 借 料	9,645,000	7,244,101		7,244,101	2,400,899
備 品 購 入 費	0	0		0	0
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	330,000	238,000	65,500	303,500	26,500
扶 助 費	161,000	0		0	161,000
公 課 費	0	0		0	0
計	58,150,000	42,567,116	933,050	43,500,166	14,649,834

(注)職員給与は除く。

(注)旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料の決算額は、本庁の欄に庁を含めた額を記載。

(2-2) 歳 出

(単位:円)

科 目	令和5年度 予 算 額 (最 終)	令和5年度決算額			不 用 額
		本庁	庁	計	
(予 防 費)					
報 酬	12,455,000	12,455,000		12,455,000	0
職 員 手 当	2,569,000	2,569,000		2,569,000	0
共 済 費	4,065,000	3,945,056		3,945,056	119,944
報 償 費	1,122,000	610,498		610,498	511,502
旅 費	1,666,000	813,624		813,624	852,376
需 用 費	2,063,000	1,845,154		1,845,154	217,846
役 務 費	6,939,000	5,537,902		5,537,902	1,401,098
委 託 料	175,497,000	88,962,104		88,962,104	86,534,896
使 用 料 及 び 賃 借 料	967,000	659,968		659,968	307,032
備 品 購 入 費	0	0		0	0
負担金補助及び交付金	5,000	5,000		5,000	0
扶 助 費	180,480,000	170,925,682		170,925,682	9,554,318
公 課 費	0	0		0	0
計	387,828,000	288,328,988	0	288,328,988	99,499,012

(注)職員給与は除く。

(注)旅費, 需用費, 役務費, 使用料及び賃借料の決算額は, 本庁の欄に庁を含めた額を記載。

(3) 手数料収納状況（薬務手数料）

(単位:円)

機 関 名	令和5年度
西部保健所	1,428,300
西部広島支所	1,594,600
西部呉支所	1,785,000
西部東保健所	2,230,300
東部保健所	3,073,140
東部福山支所	2,756,000
北部保健所	1,160,200
薬 務 課	39,190,900
合 計	53,218,440

第 3 編 統 計 資 料

第 1 薬 事

第 1 薬事

1 許可事務等

(1) 登録販売者試験

実施年月日	場所	申請者数	受験者数	合格者数
5.10.17	広島県立総合体育館	1,169 人	975 人	299 人

(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業等許可及び変更届書等処理状況
ア 薬局・医薬品販売業等

(令和5年度)

保健所（支所） 項 目		西			西 部 東	東		北 部	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計
		部	広 島	呉		福 山							
薬 局	許 可 申 請		3	2	0		6	10	0	3	24	29	5
	許 可 更 新 申 請	16	17	2	24	23	5	9	96	114	22	53	285
	管 理 者 兼 務 許 可 （ 適 用 願 い ）	2	0	1	0	14	4	1	22	21	31	9	83
	許可証書換交付申請	0	1	0	1	0	0	0	2	4	0	4	10
	許可証再交付申請	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2
	変 更 届	175	259	13	223	304	87	155	1,216	2252	372	850	4,690
	休 止 届	0	1	0	0	0	0	1	2	1	0	0	3
	廃 止 届	7	2	0	4	10	1	4	28	32	4	12	76
	再 開 届	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	2
	処 方 箋 数 届	33	49	0	63	161	8	22	336	281	50	154	821
店 舗 販 売 業	許 可 申 請	5	2	1	0	1	0	4	13	27	2	7	49
	許 可 更 新 申 請	0	6	1	6	11	2	2	28	38	7	19	92
	管 理 者 兼 務 許 可 （ 適 用 願 い ）	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	許可証再交付申請	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1
	変 更 届	123	139	8	181	244	41	87	823	888	127	468	2,306
	休 止 届	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	廃 止 届	2	0	2	1	2	0	1	8	18	1	6	33
	再 開 届	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
卸 売 販 売 業	許 可 申 請	0	1	0	0	2	0	0	3	12	1	1	17
	許 可 更 新 申 請	1	1	0	5	3	0	3	13	25	8	10	56
	管 理 者 兼 務 許 可 （ 適 用 願 い ）	0	0	0	0	0	0	1	1	36	2	6	45
	許可証書換交付申請	0	0	0	1	0	0	0	1	6	1	1	9
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	変 更 届	5	5	0	14	13	0	8	45	139	20	31	235
	休 止 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃 止 届	0	0	0	1	1	0	0	2	25	2	6	35
	再 開 届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(令和5年度)

保健所（支所） 項 目		西			西 部 東	東		北 部	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計
		部	広 島	呉		部	福 山						
薬局製造販売業	許可申請	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	2
	許可更新申請	1	0	0	1	1	0	1	4	7	0	2	13
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
	休止届	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	廃止届	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
	再開届	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	2
	製造販売品目の承認	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	製造販売品目の承認整理届	0	0	0	0	0	0	1	1	2	7	1	11
薬局製造業	許可申請	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	2
	許可更新申請	1	0	0	1	1	0	1	4	7	0	2	13
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	廃止届	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	3
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

(令和5年度)

保健所（支所） 項 目		西			西 部 東	東		北	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計
		部	広 島	呉		部	福 山						
薬種商販売業	許可申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可更新申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例販売業	許可申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可更新申請	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
	許可証書換交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	変更届	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃止届	0	0	6	0	0	1	1	8	0	0	0	8
	再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取扱品目の変更・追加申請	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1

イ 高度管理医療機器販売業・貸与業

(令和5年度)

保健所 項 目		西			西 部 東	東 部	福 山	北 部	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計
		部	広 島	呉									
高度管理医療機器販売業・貸与業	許可申請	3	8	1	10	15	1	8	46	56	9	20	131
	許可更新申請	8	8	0	21	20	4	6	67	107	14	34	222
	管理者兼務許可 (適用願い)	0	0	0	0	0	3	0	3	0	30	1	34
	許可証書換交付申請	0	0	0	3	1	0	0	4	10	1	1	16
	許可証再交付申請	0	0	0	0	3	0	0	3	1	0	0	4
	変更届	30	48	1	70	103	22	32	306	492	70	229	1097
	休止届	0	2	0	0	1	0	0	3	2	0	1	6
	廃止届	0	2	0	0	5	0	6	13	38	10	14	75
	再開届	0	2	0	0	3	0	0	5	3	0	0	8

ウ 管理医療機器販売業・貸与業

(令和5年度)

保健所 項 目		西			西 部 東	東 部	福 山	北 部	小 計	広 島 市	呉 市	福 山 市	合 計
		部	広 島	呉									
管理医療機器販売業・貸与業	届出	39	44	8	47	24	13	22	197	156	49	86	488
	変更届	19	37	3	25	31	10	12	137	188	22	57	404
	休止届	0	2	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3
	廃止届	25	39	4	19	19	4	18	128	91	72	21	312
	再開届	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	証明願	0	6	1	5	3	1	5	21	25	3	3	52

エ 配置販売業

(令和5年度)

事 項	許可申請	許可証書換交付申請	許可証再交付申請	許可更新申請	変更届	廃止届	休止届	配置従事者の身分証明書交付申請	身分証明書書換交付申請	身分証明書再交付申請	取扱品目の変更・追加申請	計
件 数	3	0	1	36	14	5	0	97	2	0	0	158

オ 再生医療等製品販売業

(令和5年度)

項 目 保健所 (支所)	西 部			西 部 東	東 部		北 部	小 計	薬 務 課	合 計
	部	広島	呉		部	福山				
許可申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可更新申請	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2
許可証書換交付申請	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
許可証再交付申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変更届	0	0	4	2	3	8	3	20	14	34
休止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃止届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再開届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

カ 認定薬局

地域連携薬局

(令和5年度)

項 目 保健所 (支所)	認定申請	認定証書換交付申請	認定証再交付申請	認定更新申請	変更届	廃止届
西部保健所	0	0	0	0	0	0
広島	1	0	0	3	0	0
呉	2	0	0	13	4	1
西部東保健所	3	0	0	6	2	0
東部保健所	2	0	0	6	0	0
福山	4	0	0	12	5	2
北部保健所	0	0	0	0	0	0
薬務課（広島市）	9	0	0	46	9	7
計	21	0	0	86	20	10

専門医療機関連携薬局

(令和5年度)

項 目 保健所 (支所)	認定申請	認定証書換交付申請	認定証再交付申請	認定更新申請	変更届	廃止届
西部保健所	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0
呉	0	0	0	0	0	0
西部東保健所	0	0	0	0	0	0
東部保健所	0	0	0	0	0	0
福山	0	0	0	0	0	0
北部保健所	0	0	0	0	0	0
薬務課（広島市）	3	0	0	1	0	0
計	3	0	0	1	0	0

2 薬事関係業態数

(1) 薬局・医薬品販売業者等の数の推移

年 度	薬 局	医 薬 品 販 売 業					配置 従事者	医療機器 販売業・貸与 ^(注6) 業 販 売 業		再生医療等製 品販売業	合 計
		店舗 ^(注1)	卸売 ^(注2)	薬種商 ^(注3)	配置 ^(注4)	特例 ^(注5)		高度管理	管理		
昭和 30	454	51		401	65	3,208	145				4,179
35	511	101		451	67	3,435	250				4,815
40	524	153		431	558	3,221	252		1,102		5,989
45	686	248		415	508 (43)	2,524	263		1,335		5,979
50	788	247 (140)		376	447 (57)	1,810	281		2,607		6,275
51	813	250 (134)		380	473 (71)	1,336	264		2,902		6,418
52	838	264 (139)		380	470 (70)	1,266	279		3,150		6,368
53	875	270 (153)		382	457 (70)	849	265		3,614		6,712
54	941	284 (156)		370	426 (74)	894	239		3,908		6,823
55	1,039	312 (176)		366	448 (78)	816	212		4,384		7,577
56	1,095	310 (190)		363	448 (82)	702	266		4,643		7,561
57	1,130	323 (222)		364	416 (76)	653	266		4,934		8,086
58	1,152	324 (225)		369	406 (72)	633	287		5,254		8,138
59	1,168	333 (232)		366	382 (70)	552	326		5,374		8,501
60	1,197	345 (239)		365	388 (73)	545	365		5,840		8,680
61	1,210	359 (246)		361	393 (79)	538	427		6,135		9,423
62	1,204	361 (248)		7	1 (87)	492	503		6,292		8,357
63	1,234	383 (261)		353	386 (90)	478	680		6,543		10,057
平成 元	1,275	392 (262)		24	3 (91)	474	451		6,786		8,954
2	1,275	415 (261)		346	406 (91)	453	476		6,904		10,275
3	1,261	443 (270)		341	410 (91)	448	574		6,952		9,855
4	1,288	483 (287)		338	403 (97)	442	509		7,736		11,199
5	1,302	503 (291)		328	355 (94)	427	515		8,280		11,195
6	1,318	529 (296)		326	331 (95)	402	533		8,235		11,674
7	1,340	571 (301)		323	354 (106)	395	552		8,558		11,541
8	1,367	587 (298)		314	304 (91)	346	548		8,653		12,119
9	1,379	599 (300)		313	300 (98)	334	643		8,751		11,676
10	1,427	601 (291)		314	291 (97)	303	755		8,874		12,565
11	1,433	594 (285)		294	269 (98)	276	855		8,906		11,772
12	1,475	570 (283)		308	270 (89)	258	724		8,996		12,601
13	1,503	576 (293)		301	263 (89)	251	594		9,156		12,050
14	1,537	548 (291)		291	256 (88)	243	628		9,129		12,632
15	1,551	548 (287)		283	247 (92)	238	621		9,017		11,884
16	1,569	558 (297)		270	257 (94)	219	645		10,628		14,146
17	1,585	544 (293)		267	214 (74)	218	660	1,217	11,138		15,183
18	1,579	540 (286)		252	213 (74)	205	782	1,329	11,240		16,140
19	1,588	531 (285)		248	211 (73)	191	585	1,966	13,628		18,363
20	1,621	522 (284)		241	207 (70)	184	636	1,464	12,128		17,003
21	1,609	479 303		18	216 (71)	162	535	1,442	11,861		16,625
22	1,606	451 328		25	207 (62)	123	567	1,416	11,150		15,873
23	1,608	504 378		17	187 (57)	76	481	1,523	11,537		16,311
24	1,617	510 408		12	175 (56)	30	484	1,444	11,438		16,118
25	1,626	523 401		8	166 (50)	30	442	1,467	11,570		16,233
26	1,626	531 396		7	155 (49)	29	451	1,537	11,407	6	16,145
27	1,622	540 394		6	140 (44)	28	359	1,561	11,501	10	16,161
28	1,618	555 397		5	139 (44)	27	327	1,611	11,513	17	16,209
29	1,613	560 393		5	119 (44)	25	305	1,645	11,372	20	16,057
30	1,615	558 397		5	116 (43)	25	332	1,681	11,734	20	16,151
31	1,599	560 384		4	116 (42)	24	295	1,676	10,828	20	15,506
令和 2	1,599	556 365		3	110 (41)	22	291	1,714	10,859	20	15,539
3	1,591	570 357		2	107 (43)	16	265	1,783	10,952	25	15,668
4	1,586	583 346		2	106 (43)	15	261	1,807	10,441	25	15,668
5	1,587	597 323		0	100 (42)	7	255	1,860	10,835	25	15,589

(注1) 平成20年度までは、第32次改正(平成18年6月14日法律第69号) (以下改正法という。)による改正前の薬事法

(昭和35年法律第145号) (以下旧法という。)の一般販売業の数である。

平成21年度以降は、改正法附則(以下単に「附則」という。)第2条の規定により、引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存一般販売業」という。)及び附則第5条の規定により、従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者(以下「既存薬種商」という。)を含む。

(注2) 平成20年度までの () 内の数は、旧法による卸売一般販売業で、一般販売業の再掲である。

(注3) 平成21年度以降は、附則第8条の規定により、従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注4) () 内の数は県内業者数で、再掲である。

(注5) 改正法附則第14条又は第15条の規定により、従前の例により引続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

(注6) 医療機器貸与業については、平成26年11月24日以前の旧賃貸業を含む。

(2) 保健所等別薬局・医薬品販売業者等数

(令和6年3月31日現在)

保健所（支所） 薬種	薬局	店舗販売業	卸売販売業	薬局製造販売業	薬局製造業	薬種商	特例販売業	医療機器 販売業又貸与業		販再生医療等製品	計
								高度管理	管		
西部	76	31	6	5	5	0	0	63	278	0	464
広島	89	38	9	6	6	0	2	97	468	0	715
呉	11	5	0	0	0	0	0	9	65	2	92
西部東	116	44	19	5	5	0	0	123	654	2	968
東部	161	58	30	5	5	0	0	158	685	3	1,105
福山	27	10	1	1	1	0	0	28	279	5	352
北部	52	29	10	3	3	0	4	62	221	2	386
薬務課										11	11
小計	532	215	75	25	25	0	6	540	2,650	25	4,093
広島市	669	226	174	37	37	0	1	884	5,313		7,341
呉市	140	52	20	7	7	0	0	122	639		987
福山市	246	104	54	5	5	0	0	314	2,233		2,961
合計	1,587	597	323	74	74	0	7	1,860	10,835	25	15,382

(3) 二次医療圏及び市町別認定薬局数

(令和6年3月31日現在)

二次医療圏域	地域連携	専門医療 機関連携	市町名	地域連携	専門医療 機関連携
広島	58	4	広島市	54	4
			安芸高田市	1	0
			府中町	2	0
			海田町	1	0
			熊野町	0	0
			坂町	0	0
			安芸太田町	0	0
			北広島町	0	0
広島西	1	0	大竹市	0	0
			廿日市市	1	0
呉	15	0	呉市	14	0
			江田島市	1	0
広島中央	9	0	竹原市	0	0
			東広島市	9	0
			大崎上島町	0	0
尾三	8	0	三原市	2	0
			尾道市	5	0
			世羅町	1	0
福山・府中	17	0	福山市	15	0
			府中市	1	0
			神石高原町	1	0
備北	0	0	三次市	0	0
			庄原市	0	0
合計	108	4	合計	108	4

(4) 保健所（支所）・市町別薬局・医薬品販売業者等数

保 健 所 （ 支 所 ）	業 種 別 市 町 村	薬 局	店 舗 販 売 業	卸 売 販 売 業	製 薬 造 販 売 局	薬 局 製 造	薬 種 商	特例販売業			医療機器販売 業又は賃貸業		品 再 生 医 療 等 ※製
								一 般	駅 構 内	小 計	管 理 度	管 理	
西 部	大 竹 市	20	9	1	1	1	0	0	0	0	19	67	0
	廿 日 市 市	56	22	5	4	4	0	0	0	0	44	211	0
	小 計	76	31	6	5	5	0	0	0	0	63	278	0
西 部 広 島	府 中 町	33	8	1	3	3	0	0	0	0	28	124	0
	海 田 町	17	6	1	0	0	0	0	0	0	19	97	0
	熊 野 町	8	6	0	0	0	0	0	0	0	6	55	0
	坂 町	4	5	2	1	1	0	0	0	0	8	47	0
	安芸高田市	15	6	4	1	1	0	0	0	0	15	82	0
	安芸太田町	5	4	0	0	0	0	0	0	0	5	15	0
	北 広 島 町	7	3	1	1	1	0	2	0	2	16	48	0
	小 計	89	38	9	6	6	0	2	0	2	97	468	0
西 部 呉	江 田 島 市	11	5	0	0	0	0	0	0	0	9	65	0
	小 計	11	5	0	0	0	0	0	0	0	9	65	0
西 部 東	竹 原 市	18	8	0	0	0	0	0	0	0	16	137	0
	東 広 島 市	95	35	19	5	5	0	0	0	0	107	481	2
	大崎上島町	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
	小 計	116	44	19	5	5	0	0	0	0	123	654	2
東 部	三 原 市	52	25	13	4	4	0	0	0	0	65	287	0
	尾 道 市	103	28	16	1	1	0	0	0	0	87	343	3
	世 羅 町	6	5	1	0	0	0	0	0	0	6	55	0
	小 計	161	58	30	5	5	0	0	0	0	158	685	3
東 部 福 山	府 中 市	25	10	1	1	1	0	0	0	0	27	251	0
	神石高原町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	28	0
	小 計	27	10	1	1	1	0	0	0	0	28	279	0
北 部	三 次 市	32	17	9	2	2	0	2	0	2	45	139	2
	庄 原 市	20	12	1	1	1	0	2	0	2	17	82	0
	小 計	52	29	10	3	3	0	4	0	4	62	221	2
計		532	215	75	25	25	0	6	0	6	540	2,650	7
保 健 所 設 置 市	広 島 市	669	226	174	37	37	0	1	0	1	884	5,313	11
	呉 市	140	52	20	7	7	0	0	0	0	122	639	2
	福 山 市	246	104	54	5	5	0	0	0	0	314	2,233	5
	小 計	1,055	382	248	49	49	0	1	0	1	1,320	8,185	18
合 計		1,587	597	323	74	74	0	7	0	7	1,860	10,835	25

※再生医療等製品販売業については、広島市の営業者は薬務課が、呉市の営業者は西部保健所呉支所が、福山市の営業者は東部保健所福山支所がそれぞれ所管する。

3 薬事監視

薬局、医薬品等製造販売業・製造業・販売業及び医薬品等を業務上取り扱う場所に立入り、医薬品等の適正な管理・取扱いなど次の事項を重点に監視指導を行うとともに、医薬品等の収去検査を実施し、不良・不正医薬品等の排除に努めた。

また、薬局・医薬品販売業及び健康食品専門店等に立入り、医薬品的な効能効果を標ぼうするいわゆる健康食品についても適正な販売を行うよう監視指導を行った。

- 医薬品等製造販売業・製造業については、自家試験等による品質管理、製造・管理記録及び製品表示の適正化
- 薬局、店舗販売業、卸売販売業及び薬種商販売業については、薬剤師等による実地管理の徹底
- 医薬品の適正な使用のために必要な情報提供の徹底
- 薬局又は店舗に勤務する従業員が薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるよう講ずべき措置（名札など）の徹底
- 適正な特定販売の徹底
- 不良・不正医薬品等の排除
- 医薬品等適正広告基準に基づいた不当広告物の排除
- 無承認無許可医薬品（模造医薬品を含む。）の排除
- 医療機器販売業・貸与業については、管理者の設置、継続的研修の受講等の遵守事項の徹底

(1) 薬事監視員会議

保健所・政令市薬務担当者会議

対象	参加人員	開催年月日	場所
業務事務担当者	29 名	R5. 4. 21	広島県庁 本館 R5 会議室

(2) 薬事監視の年度別推移

区 分 \ 年 度		22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
対 象 施 設 数		18,596	18,838	18,907	19,550	19,627	19,592	19,601	19,661	19,918	18,370	18,502	18,695	18,212	18,587
立 入 検 査 実 施 数		5,158	4,935	4,535	3,966	3,867	4,921	4,960	4,570	3,448	3,111	2,398	2,528	3,375	3,860
違 反 発 見 施 設 数		779	586	697	427	390	648	515	577	700	602	484	520	780	616
違 反 発 見 件 数		1,252	1,028	1,028	592	543	729	647	687	918	985	586	695	924	999
内 容	無 許 可 ・ 無 届 業	6	9	3	12	3	3	4	3	8	4	2	3	2	13
	無 許 可 品	7	5	2	1	4	0	2	0	0	0	1	0	0	1
	不 良 品	1	1	4				0	1	0	1	0	0	0	0
	不 正 表 示 品	4	28	5	1	2	2	1	3	1	0	2	1	1	0
	誇 大 広 告	66	76	63	38	28	31	10	16	24	19	9	1	1	15
	毒 劇 薬 の 譲 渡 等	6	5	11	1	0	1	0	18	1	0	2	6	1	7
	毒 劇 薬 の 貯 蔵 陳 列 等	75	110	156	93	37	124	64	102	93	65	43	52	45	92
	処方箋医薬品の譲渡等	6	5	4	2	1	5	0	2	2	4	0	3	0	3
	制 限 品 目 の 販 売	12	9	1	2	0	5	1	2	0	1	0	0	0	0
	構 造 設 備 の 不 備	169	123	131	26	35	67	63	59	52	80	38	45	55	99
	管理者の管理・その他	900	657	957	416	433	491	502	481	737	811	489	584	819	769
処 分 件 数		74	38	23	99	45	108	139	132	118	150	74	86	17	19
内 訳	許可取消・業務停止	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	構造設備改善命令等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	検 査 命 令 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃 棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (改善計画書等)	73	32	22	99	45	108	138	132	118	150	74	86	17	18
告 発 件 数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 対象施設は、医薬品医療機器法の規定により許可又は届出をした年度末施設数である。

(3)業態別立入検査状況

令和5年度分

			許可・登録・届出施設数 (年度末現在)	立入検査実施施設数 (年度中)	違反発見施設数 (年度中)	特定販売実施設数 (年度末現在)	違反発見件数(年度中)																				処分件数(年度中)							報告 年度中 件数	
							無許可・無届登録・無業登	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告	特定疾病用医薬品等の広告	等承認医薬品 の広告	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵	の処方箋記録等	制限品目の販売	構造設備の不備	不販売体制等 の備	る特定販売に係る違反	医薬品の管理販売に係る違反	全製造販売後安全管理の不備	整備の不備 の遵守体制	品質管理の不備	指定薬物の製造	指定薬物の輸入	指定薬物の販売・授与等	広指定薬物等 の告	その他	・録許可取消・業務取 止消登	改善命令等	検査命令等	廃棄等		その他
医薬品	製薬局	局(01)	1,587	786	311	95		0	0	0	4	1	3	7	81	3	0	78	92	1	218		63						188	1	0	0	0	1	0
		専業	大臣許可分(02)		0	0		0		0		0	0	0	0	0		0											0		0	0	0	0	0
			知事許可分(03)	27	8	2		0		0		0	0	0	0	0		0						0					2	0	0	0	0	2	0
		業局	(04)	73	27	6		0		0		1	1	0	0	3	0	4						0					2	0	0	0	0	0	0
	販売業	第1種(05)	1	1	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0					0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
		第2種(06)	9	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0					0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	
		業局	(07)	73	26	8		0	1	0	0	1	1	0	0	3	0	0					0					10	0		0	0	0	0	0
	品	店舗販売業(08)	597	268	89	68	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7	33	1	48		17					45	0	0	0	0	0	1	0
		卸売販売業(09)	323	94	21			0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4					13					15	0	0	0	0	0	0	0
		薬種商販売業(10)	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特例販売業(11)	7	2	0				0	0	0	0	0	0	0	0		0										0	0	0	0	0	0	0	0
		配置販売業(12)	100	0	0				0	0	0	0	0	0	0			0		0			0					0	0	0	0	0	0	0	0
		従事者(13)	255	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0			0									0	0		0	0	0	0	0
		業務上取り扱う施設(14)		132	12					0	0	0	0	0		3					0							10			0	0	0	0	0
医薬部外品	製造業(15)	16	3	0			0		0	0							0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	
	製造販売業(16)	10	1	0			0	0	0	0	0	0	0	0								0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	
	販売業(17)		447	0				0	0	0	0																0			0	0	0	0	0	0
	業務上取り扱う施設(18)		95	0				0	0	0	0																0			0	0	0	0	0	0
化粧品	製造業(19)	38	12	0			0		0	0							0					0					0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売業(20)	34	9	0			0	0	0	0	0											0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	
	販売業(21)		431	0				0	0	0	0	0															0			0	0	0	0	0	0
	業務上取り扱う施設(22)		74	0				0	0	0	0																0			0	0	0	0	0	0
医療機器	製造業(23)	64	8	0			0		0			0										0					0	0	0	0	0	0	0	0	0
	修理業	大臣許可分(24)		0	0			0		0		0					0					0					0		0	0	0	0	0	0	0
		知事許可分(25)	216	59	1			1		0		0					0					0					0	0	0	0	0	1	0	0	0
	販売業	第1種(26)	4	3	2			0	0	0	0	0	0	0	0		0						0	0	0			2	0	0	0	0	2	0	0
		第2種(27)	16	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0		0						0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
		第3種(28)	11	2	2			0	0	0	0	0	0	0	0		0						0	0	0			2	0	0	0	0	2	0	0
	貸与業	高度管理医療機器等(29)	1,850	577	89			1	0	0	0	1		0			3						3					124	0	0	0	0	3	0	0
		管理医療機器(30)	10,634	286	20			10	0	0	0	1		0			1						0					10	0	0	0	0	6	0	0
		一般医療機器(31)		1	0				0	0	0	0	0	0	0								0				0			0	0	0	0	0	0
		高度管理医療機器等(32)	964	248	52			0	0	0	0	0	0	0	0		2						0				84	0	0	0	0	0	0	0	0
業務上取り扱う施設(35)	管理医療機器(33)	1,653	93	0			0	0	0	0	0	0	0	0		0						0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一般医療機器(34)		0	0				0	0	0	0	0	0	0								0				0			0	0	0	0	0	0	
			98	0				0	0	0	0	0	0	0													0			0	0	0	0	0	0
体外診断薬等用品	製造業(36)	1	0	0			0		0		0											0					0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売業(37)	1	1	0			0	0	0	0	0	0				0						0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	
	業務上取り扱う施設(38)		26	0				0	0	0	0																0			0	0	0	0	0	0
再生医療等品	製造業(39)		0	0			0		0		0	0	0	0		0						0					0			0	0	0	0	0	
	製造販売業(40)	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0		0						0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	
	販売業(41)	23	13	1			0	0	0	0	0	0	0	0		0						0				1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	業務上取り扱う施設(42)		29	0				0	0	0	0	0	0	0													0			0	0	0	0	0	0
小計(43)			18,587	3,860	616	163	13	1	0	0	15	3	3	7	92	3	0	99	125	2	274	0	96	0	0	0	0	495	1	0	0	0	18	0	0
指定薬物等を取り扱う施設(44)				0	0																	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0
総計(45)			18,587	3,860	616	163	13	1	0	0	15	3	3	7	92	3	0	99	125	2	274	0	96	0	0	0	0	495	1	0	0	0	18	0	0

(4)保健所別立入検査状況

令和5年度分

	許可・登録・届出施設数 (年度末現在)	立入検査施行施設数 (年度末現在)	違反発見施設数 (年度末現在)	特定販売実施設数 (年度末現在)	違反発見件数(年度中)																						処分件数(年度中)							告 年 度 中 件 数	
					無・許可・届無業登録	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告	特定疾病用医薬品等	未承認医薬品等	毒劇薬等	陳毒劇薬の貯蔵	譲渡記録等	処方箋医薬品	制限品目の販売	構造設備の不備	不販売体制等備	る特定販売に反係	係者の薬品販売に業	管理の全不備	製造販売後不安	法令遵守体制整備の不備	品質管理の不備	指定薬物の製造	指定薬物の輸入	販売・授与等の	広指定薬物等告	その他	・録許可取消・止消登	改善命令等	検査命令等	廃棄等		その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)		
西部	508	448	18	6	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	
	779	406	69	0	0	1	0	0	0	0	2	0	9	0	0	6	28	0	0	0	1	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	2	0	
	105	129	15	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	
西部東	1,051	363	34	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	0	0	10	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	
東部	1,252	1,030	60	3	2	0	0	0	9	0	0	2	5	0	0	27	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	0	
	371	165	9	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
北部	499	164	49	16	0	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0	0	0	0	0	0	1	0
業務課	440	89	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	11	0
小計	5,005	2,794	265	28	5	1	0	0	9	0	3	7	31	0	0	46	68	0	7	0	3	0	0	0	0	0	197	0	0	0	0	0	0	14	0
広島市	8,832	703	311	82	7	0	0	0	6	3	0	0	57	3	0	46	48	1	267	0	93	0	0	0	0	0	273	1	0	0	0	0	0	8	0
呉市	1,079	89	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福山市	3,297	254	43	53	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	8	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	
小計	13,208	1,046	355	135	7	0	0	0	6	3	0	0	61	3	0	54	57	2	267	0	93	0	0	0	0	0	302	1	0	0	0	0	0	8	0
総計	18,213	3,840	620	163	12	1	0	0	15	3	3	7	92	3	0	100	125	2	274	0	96	0	0	0	0	0	499	1	0	0	0	0	22	0	

(5) 医薬品等一斉取締り

ア 概況

(ア) 実施期間 令和5年7月6日～12月28日

(イ) 薬局、店舗販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び特例販売業等の一斉取締り

a 重点監視指導項目

- 毒薬・劇薬の保管・管理状況
- 資格者による実地管理状況
- 薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵・陳列状況
- 処方箋医薬品等の取扱い状況
- 医薬品の適正使用のために必要な情報提供の状況
- 従事者に対する研修実施状況
- 薬局及び店舗販売業における指針の策定及び業務に関する手順書の策定及び手順書に基づく業務の実施状況
- 医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置の遵守状況
- 勤務従事者の名札等の措置
- 濫用等のおそれのある医薬品の販売方法
- 特定販売の状況及び広告の状況
- 実務の証明根拠となる従事状況の確認について
- 掲示事項について
- 使用期限を超過した医薬品の販売の禁止について
- 競売による医薬品の販売等の禁止について

b 監視件数等

総数	監視件数	監視率
828	314	37.9%

(ウ) 医薬品等（医療機器を除く）製造販売業・製造業の一斉取締り

a 重点監視指導項目

- 医薬品等製造販売業者におけるGQP省令及びGVP省令への適合状況
- 医薬品等製造業者における薬局等構造設備規則及びGMP省令への適合状況
- 回収の措置に係る改善状況等の確認

b 監視件数等

総数	監視件数	監視率
139	17	12.2%

イ 医薬品等の一斉取り締まり結果

(ア) a 薬局等の一斉取り締まり結果

		薬局				店舗販売業				卸売販売業				旧薬種商販売業				特例販売業			
		適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
薬局等構造設備規則への適合状況について																					
①	薬局等構造設備規則に適合しているか（特に貯蔵設備を設ける区域が他の区域から明確に区別されているどうか）。	214	7	0	221	76	1	0	77	13	2	0	15	0	0	0	0				
薬剤師不在時間がある場合の運用状況について																					
②	薬剤師不在時間がある薬局にあっては、適切に運用されているか（調剤室の閉鎖、体制（手順書を含む。）の整備、不在時間の表示等）。	16	1	204	221																
体制省令等への適合状況について																					
③	調剤に係る医療の安全、調剤された薬剤及び医薬品の適正販売、情報提供等を確保するための指針の策定、従事者に対する研修並びにそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	201	20	0	221	70	7	0	77	15	0	0	15								
④	③で不適のもののうち、偽造医薬品流通防止に向けた対策について業務手順書を作成等し、必要な措置を講じられていなかった件数（医薬品の譲受時の確認、返品の際の取扱い、貯蔵設備に立ち入ることができる者の特定、偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順、管理者の責任において行う業務の範囲等）。	3	17	0	20	1	6	0	7	4	0	0	4								
⑤	勤務する全ての登録販売者に対する外部研修を適切に受講させているか。	87	27	107	221	72	3	2	77												
⑥	調剤に従事する薬剤師員数が充足しているか。	188	1	32	221																
管理者による薬局等の管理状況について																					
⑦	管理者が許可を受けずに他の薬事に関する実務（他の場所の薬局等の業務等）に従事していないか。	220	1	0	221	75	2	0	77	15	0	0	15	0	0	0	0				
⑧	薬局等の管理（構造設備や医薬品等の管理、帳簿の記録、従業員の監督等）を適切に行っているか。	199	22	0	221	69	8	0	77	15	0	0	15	0	0	0	0				
⑨	薬局等の業務について、管理者が開設者等に対して意見申述できる体制が整備され、必要な意見を述べているか。	216	5	0	221	77	0	0	77	15	0	0	15	0	0	0	0				
開設者等が遵守すべき事項について																					
⑩	名札等により従事者の資格を容易に判別できるような措置を講じているか。	220	1	0	221	77	0	0	77					0	0	0	0				
⑪	薬局等を利用するために必要な情報等を適切に表示しているか。	200	21	0	221	71	6	0	77												
⑫	薬局等の管理に係る記録を備え、保管しているか。	205	16	0	221	73	4	0	77	14	1	0	15	0	0	0	0				
⑬	薬局医薬品、要指導医薬品及び第1類医薬品の販売等の記録を作成しているか。	220	1	0	221	17	0	60	77	12	0	3	15	0	0	0	0				
⑭	変更届出等が遅滞なく行われているか（特に管理者の氏名・住所、勤務する薬剤師・登録販売者の氏名）。	214	7	0	221	71	6	0	77	15	0	0	15	0	0	0	0	1	0	0	1
⑮	健康サポート薬局である場合は、その基準に適合しているか。	13	1	207	221																
⑯	地域連携薬局である場合は、その基準に適合しているか。	7	1	213	221																
⑰	専門医療機関連携薬局である場合は、その基準に適合しているか。	1	0	220	221																
⑱	医薬品の譲渡・譲受に係る必要な記録（特に、相手方の身元確認の方法、ロット番号、使用期限）を作成し、保存しているか（同一の許可事業者の複数の事業所間における医薬品の譲渡・譲受に係る取引について、業許可を受けた場所ごとに移転に係る記録（品名、ロット番号、使用期限、数量、場所、年月日）を作成し、保存しているかどうかを含む）。	214	4	3	221	76	1	0	77	14	1	0	15	0	0	0	0				
⑲	薬局機能情報の報告を適切に行い、その情報を薬局においても閲覧に供しているか。	196	25	0	221																
医薬品の取り扱いについて																					
⑳	毒劇薬の取り扱いは適切か（表示、譲渡手続き、記録の保存、貯蔵、陳列等）。	203	18	0	221	0	0	77	77	9	0	6	15	0	0	0	0	1	0	0	1
㉑	薬局医薬品の取り扱いは適切か（処方箋に基づいた交付（処方箋医薬品のみ）、記録の保存、貯蔵、販売方法等）。	218	3	0	221																
㉒	濫用等のおそれのある医薬品の取り扱いは適切か（販売時の確認、販売数量の制限等）。	211	2	8	221	75	1	1	77					0	0	0	0				
㉓	医薬品の貯蔵及び陳列の方法は適切か（医薬品と他の物の区別した貯蔵及び陳列、要指導医薬品の貯蔵及び陳列、一般用医薬品のリスク区分ごとの貯蔵及び陳列等）。	210	11	0	221	64	13	0	77	14	1	0	15	0	0	0	0				
医薬品の情報提供等について																					

イ 医薬品等の一斉取り締まり結果

(ア) b 配置販売業の一斉取り締まり結果

		配置販売業者				既存配置販売業者			
		適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
体制省令への適合状況について									
①	配置販売の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定、従事者に対する研修及び及びそれらの業務に関する手順書の作成を行い、適切な運用を図っているか。	0	0	0	0				
②	①で不適なもののうち、偽造医薬品流通防止に向けた対策について業務手順書を作成等し、必要な措置を講じられていなかった件数（医薬品の譲受時の確認、返品の際の取扱い、偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の具体的な手順、管理者の責任において行う業務の範囲、分割販売時の必要事項の記載等）。	0	0	0	0				
③	従事する全ての登録販売者に対する外部研修を適切に受講させているか。	0	0	0	0				
管理者による管理状況について									
④	薬剤師又は登録販売者（既存配置販売業については薬剤師又は配置員）が当該区域の管理（医薬品等の管理、帳簿の記録、配置員の監督等）を適切に行っているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	管理者が開設者等に対して意見申述できる体制が整備され、必要な意見を述べているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
配置販売業者が遵守すべき事項について									
⑥	従事者に医薬品医療機器法第33条第1項に規定する身分証明書の携帯や名札等の従事者の資格を容易に判別できるような措置を講じているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	配置販売の際に、必要事項を記載した書面を添えて配置しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧	医薬品の譲渡・譲受に係る必要な記録（特に、相手方の身元確認の方法、ロット番号、使用期限）を作成し、保存しているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	配置員の資質の向上のために一定水準の講習、研修等を受講させているか。					0	0	0	0
医薬品の取り扱いについて									
⑩	濫用等のおそれのある医薬品の取り扱いは適切か（配置時の確認、数量の制限等）。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪	使用期限切れの医薬品を貯蔵、配置していないか。	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫	医薬品の貯蔵及び陳列の方法は適切か（医薬品と他の物の区別した貯蔵及び陳列、一般用医薬品のリスク区分ごとの貯蔵及び陳列等）。	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品の情報提供について									
⑬	一般用医薬品を配置する際に、適正使用のために必要な情報提供を行っているか。	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品等の広告について									
⑭	薬局等における医薬品等の販売時の虚偽若しくは誇大な広告又は健康食品等の販売時に医薬品的な効能効果等の標ぼうをしていないか。	0	0	0	0	0	0	0	0

(イ) 医薬品等（医療機器を除く）製造業の一斉取締り

	医薬品				後発医薬品(再掲)				一般用医薬品(再掲)				医薬部外品				化粧品			
	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
① 薬局等構造設備規則に適合しているか	4	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
② GMP省令に適合しているか（総合的評価）	3	0	1	4	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0				
③ 承認事項の遵守状況（GMP省令第3条の2）	3	0	1	4	0	0	0	0	1	0	0	1								
④ 製造管理及び品質管理業務に係る組織体制及び人員の配置（GMP省令第4条～第6条）	3	0	1	4	0	0	0	0	1	0	0	1								
⑤ OOSの処理（GMP省令第11条第1項第8号）	3	0	1	4	0	0	0	0	1	0	0	1								
⑥ 安定性モニタリングの実施（GMP省令第11条の2）	3	0	1	4	0	0	0	0	1	0	0	1								
⑦ 原料等の供給者の管理（GMP省令第11条の4）	3	0	1	4	0	0	0	0	1	0	0	1								
⑧ 文書及び記録の信頼性の確保（GMP省令第8条第2項、第20条第2項）	2	1	1	4	0	0	0	0	0	1	0	1								
⑨ 逸脱の管理（GMP省令第15条）	3	0	1	4	0	0	0	0	1	0	0	1								
⑩ 直接の容器、外箱の記載事項	4	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
⑪ 毒劇薬の取扱い	4	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
⑫ 許可総数（令和6年3月31日時点）	27				0								16				38			

(ウ) 医薬品等（医療機器を除く）製造販売業の一斉取締り

	医薬品				後発医薬品(再掲)				一般用医薬品(再掲)				医薬部外品				化粧品			
	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計	適	不適	非該当	計
① GQP省令に適合しているか（総合的評価）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
<<GQP項目>>																				
② 総括製造販売責任者の業務（GQP省令第3条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
③ 品質管理業務に係る組織及び職員（GQP省令第4条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
④ 品質管理業務の手順に関する文書等の整備状況（GQP省令第5条、第6条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑤ 製造業者等との取決め（GQP省令第7条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
⑥ 品質保証責任者の業務（GQP省令第8条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑦ 市場への出荷の管理（GQP省令第9条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑧ 製造業者等に対する定期的な確認等（GQP省令第10条第1項、第2項、第5項）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑨ 変更、品質情報、回収の処理（GQP省令第10条第3項～第4項、第11条、第12条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑩ 自己点検に関する業務（GQP省令第13条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
⑪ 教育訓練に関する業務（GQP省令第14条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
⑫ 文書及び記録の管理（GQP省令第16条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑬ GVP省令に適合しているか（総合的評価）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
<<GVP項目>>																				
⑭ 総括製造販売責任者の業務（GVP省令第3条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑮ 安全確保業務に係る組織体制及び職員（GVP省令第4条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑯ 製造販売後安全管理業務手順書等の整備状況（GVP省令第5条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑰ 安全管理責任者の業務（GVP省令第6条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑱ 安全管理情報の収集（GVP省令第7条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑲ 安全管理情報の検討並びに安全確保措置の立案及び実施（GVP省令第8条、第9条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
⑳ 市販直後調査、GPSP部門との連携（GVP省令第10条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
㉑ 自己点検に関する業務（GVP省令第11条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
㉒ 教育訓練に関する業務（GVP省令第12条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
㉓ 安全確保業務に係る記録の保存状況（GVP省令第16条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
㉔ 許可総数（令和6年3月31日時点）	10				0								10				34			

(6) 医療機器一斉取締り

ア 概況

(ア) 実施期間 令和5年7月6日～12月28日

(イ) 医療機器販売業等の一斉取締り

a 重点監視指導項目

○ 営業所の管理及び構造設備の管理状況

b 監視件数等

	総 数	監視件数	監視率
高度管理医療機器等販売・貸与業	540	138	25.6%
管理医療機器販売・貸与業	2,650	164	6.19%

(ウ) 医療機器製造業・製造販売業の一斉取締り、医療機器の収去検査

a 重点監視指導項目

○ 医療機器製造業者における薬局等構造設備規則及び機器・体外診QMS省令への適合状況

○ 医療機器製造販売業者におけるQMS体制省令及びGVP省令への適合状況

○ 前年度以降、回収事例や違反事例があった業者に対する措置状況

b 監視件数等

	総 数	監視件数	監視率
製造販売業	31	1	3.2%
製造業	64	6	9.4%

イ 実施結果

(ア) 医療機器販売業の一斉取締り結果

監視項目	高度管理医療機器等			管理医療機器等			
	件数	適	不適	件数	適	不適	非該当
① 薬局等構造設備規則に適合しているか	138	138	0	164	160	1	3
② 管理者が実地に営業所等を管理しているか	138	135	3	164	157	0	7
③ 医療機器の販売管理体制は適切か (未承認品や不良品の貯蔵・陳列等が行われていないか)	138	132	6	164	152	6	6
④ 営業所の管理に関する帳簿を備え保存しているか	138	129	9	164	147	11	6
⑤ 医療機器の販売時に虚偽又は誇大な広告をしていないか。未承認又は未認証の医療機器を販売していないか	138	137	1	164	158	0	6
⑥ 販売等される医療機器又はその容器等に適切な表示がなされているか。(承認番号、認証番号及び届出番号等の表示を含む。)	133	133	0	164	158	0	6

(イ) 医療機器製造業の一斉取締り結果

監視項目	件数	適	不適	非該当
① 医療機器責任技術者の実地管理	6	6	0	0
② 製造販売業者との取り決め等の状況	6	6	0	0
③ 製造所における製造管理及び品質管理の状況	6	0	0	6

(ウ) 医療機器製造販売業の一斉取締り結果

監 視 項 目		件数	適	不適
①	QMS体制省令に適合しているか(総合的評価)	1	0	1
②	GVP省令に適合しているか(総合的評価)	1	1	0

(7) 医薬品等収去検査

(単位：件)

分 類	検査項目	検査件数	適	不適
医薬品 (薬局、医薬品 販売業)	定量試験等	7	7	0
医薬品 (製造販売業)	規格試験等	3	3	0
医療機器	規格試験等 (無菌試験を含む)	2	2	0
医薬部外品	定量試験等	0	0	0
化粧品	保存料	3	3	0

(8) 無承認無許可医薬品実態調査等

ア 無承認無許可医薬品実態調査結果

令和5年10月2日～11月30日を実施期間とし、県内で販売されている健康食品について、容器包装、添付文書、剤形及びチラシ、パンフレット等の広告物の調査を実施した。

(ア) 実施機関：薬務課及び各県立保健所（支所）

(イ) 調査対象施設：健康食品を取扱う施設（薬局、医薬品販売業、食品販売業等）

(ウ) 調査品目数：1,830 品目

(エ) 無承認無許可医薬品に該当するもの： 0 品目

(オ) 不適正な広告： 0 品目

イ 健康食品等の買上調査結果

(ア) 痩身効果を標ぼうする食品又は便通効果を標榜する食品を買い上げ、医薬品成分（シブトラミン等）含有の有無を検査・判定した。

検査成分	検査結果	
	適合	不適合の疑い
シブトラミン等	7	0

(イ) 強壮効果を標ぼうする食品及び CBD オイル等を買い上げ、医薬品成分（シルデナフィル等）含有の有無を検査・判定した。

検査成分	検査結果	
	適合	不適合の疑い
シルデナフィル等	1	0
大麻成分	2	0

ウ 広告物等の調査結果表

集 計 項 目		件 数	
1 立入調査施設数			
内訳	(1) 薬局	72 件	
	(2) 医薬品販売業	24 件	
	(3) 健康食品専門店	0 件	
	(4) スーパー、デパート	7 件	
	(5) 雑貨店	3 件	
	(6) アダルトショップ	1 件	
	(7) その他	9 件	
	計	116 件	
2 調査品目数			
内訳	(1) いわゆる健康食品関連	1,830 品目	
	(2) 違法ドラッグ関連	0 品目	
3 措置件数		いわゆる健康食品	違法ドラッグ
内訳	(1) 販売中止を指導したもの	0 品目	0 品目
	(2) 広告物の撤去等を指導したもの	0 品目	0 品目
	計	0 品目	0 品目

4 薬事講習会開催状況

機関名	開催 年月日	開催場所	対象者	参加人員	講習内容
薬務課	R5. 6. 23	グランラセーレ東広島 (東広島市西条町御園字6950-2)	農薬製造販売業者、防除業者等	54名	農薬の安全使用について等
	R5. 7. 20	Web開催	薬剤師	40名	薬機法改正等について等
	R5. 7. 25	RCC文化センター (広島市中区橋本町 5-1-1)	卸売販売業者等	25名	法令上の取扱い等について
	R5. 7. 30	Web開催	薬剤師	31名	健康サポート薬局の背景となる、患者のための薬局ビジョンについて
	R5. 7. 31	広島県消防学校 (広島市安佐北区倉掛2丁目3-2)	消防職員初任者	82名	毒物及び劇物の特性、過去の事故事例等から毒物及び劇物の性状等
	R5. 8. 24	メルパルク広島 (広島市中区基町6-36)	毒物劇物販売業者	24名	毒劇法と毒物劇物に関する注意事項について
	R5. 9. 7	ひろしま国際ホテル (広島市中区立町3-1-3)	医療機器修理業者及び販売業・貸与業者	10名	医療機器修理業者が順守すべき事項及び最近の法改正について
	R5.11. 6～ R5.12. 29	Web開催	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業・製造業者	161名	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器等関連業務について
	R5.12. 3	Web開催	薬剤師	19名	健康サポート薬局の背景となる、患者のための薬局ビジョンについて
	R5.12. 8	西条HAKUWAホテル (東広島市西条下見六丁目5-45)	農薬製造販売業者、防除業者等	70名	法令上の取扱い等について
	R6. 1. 25	JA全農広島県本部JA西日本営農技術センター (東広島市河内町入野1631-13)	中国地方のJA関係者	19名	毒劇法について、業務上取扱者における遵守事項など
	R6. 3. 17	広島県薬剤師会館 (広島市東区二葉の里3-2-1)	医療機器販売業者等の営業管理者・医療機器修理業者の責任技術者	450名	医療機器販売業者等の営業管理者等が遵守すべき事項について
	R6. 3. 28	Web開催	病院関係者	74名	広島県の薬剤師確保対策等について
西部保健所 広島支所	R5. 5. 25	Web開催	薬剤師	105名	薬事行政について
	R5. 7. 13	広島県庁農林庁舎3階集団指導室	大学生	5名	食品薬事係の業務について
	R5. 7. 26	広島県庁農林庁舎3階集団指導室	大学生	4名	食品薬事係の業務について
	R5. 8. 24	広島県庁農林庁舎3階集団指導室	大学生	8名	食品薬事係の業務について
	R6. 1. 19	広島県庁農林庁舎1階消費生活課研修室	大学生	8名	食品薬事係の業務について
西部保健所 呉支所	R5.12. 22	呉市立豊浜中学校 (呉市豊浜町豊浜3438)	中学1～3年生、教員	45名	薬物乱用防止に関すること
西部東保健所	R5. 5. 29	東広島市西条昭和町13-10 東広島庁舎	学生 (広島国際大学)	8名	保健所生活衛生課の業務について
	R5. 7. 24	東広島市西条昭和町13-11 東広島庁舎	学生 (日本赤十字広島看護大学)	8名	保健所生活衛生課の業務について
	R5. 8. 21	東広島市西条昭和町13-12 東広島庁舎	学生 (安田女子大学)	7名	保健所生活衛生課の業務について
	R5.11. 1	竹原市竹原町3444-1 竹原高等学校	全校生徒 教職員	163名	薬物乱用防止について
	R5.11. 1	東広島市西条昭和町13-11 東広島庁舎	医師	3名	保健所生活衛生課の業務について
	R5.11. 30	東広島市西条昭和町13-12 東広島庁舎	医師	1名	保健所生活衛生課の業務について
	R5.12. 20	東広島市西条西本町16番22号 県立賀茂高等学校	定時制生徒 教員	61名	薬物乱用防止について
	R6. 1. 16	東広島市西条昭和町13-10 東広島庁舎	学生 (女学院大学)	8名	保健所生活衛生課の業務について
	R6. 1. 26	東広島市八木松町原10844番地 東広島市立もみじ小学校・中学校	小学生・中学生 教職員	27名	薬物乱用防止について
東部保健所	R5. 5. 25	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	医師	2名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
	R5. 6. 26	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	大学学生	10名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
	R5. 8. 22	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	専門学校学生	11名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
	R5.11. 8	広島県尾道庁舎 (尾道市古浜町26-12)	専門学校学生	11名	保健所生活衛生課環境薬事係の業務
	R5.12. 13	尾道刑務支所 (尾道市防地町23-2)	薬物事犯受刑者	7名	薬物依存症離脱指導
東部保健所 福山支所	R5. 6. 26	広島県福山庁舎第3庁舎 (福山市三吉町一丁目1-1)	県立大学公衆衛生看護学生 保健師	13名	衛生環境課業務（薬事関係、薬物乱用防止について）
	R5. 8. 29	広島県福山庁舎第3庁舎 (福山市三吉町一丁目1-1)	福山大学学生	14名	衛生環境課業務（薬事関係、薬物乱用防止について）
	R6. 1. 17	広島県立芦品まなび学園高等学校 (福山市新市町1330)	広島県立芦品まなび学園高等学校生徒	230名	薬物乱用防止について
	R6. 2. 15	福山市立広瀬学園中学校 (福山市加茂町北山1064-1)	福山市立広瀬学園中学校生徒	30名	薬物乱用防止について
北部保健所	R5. 6. 13	三次市十日市南一丁目2-18 十日市きんさいセンター	農薬使用者及び販売者	98名	毒物及び劇物について
	R6. 1. 30	庄原市西城町西城3-4-5 広島県立西城紫水高等学校	高校1～3年生 及び教員	43名	薬物乱用防止

5 薬の知識普及

(1) 薬草に親しむ会の開催

次のとおり開催した。

主 催 広島県、(公社) 広島県薬剤師会

共 催 北広島町

協 力 広島漢方研究会

開催年月日	令和5年9月23日(土)
場 所	八幡高原 (広島県山県郡北広島町東八幡原)
参 加 者	163名

(2) 保健所等における活動状況

「薬と健康の週間」行事として各保健所において、関係機関へ協力を依頼するとともに、広報資料を配布し、ポスターを掲示する等、地域の実情に応じ実施した。

(3) 薬事衛生指導員の育成

薬の知識の普及活動を推進する薬事衛生指導員の資質の向上を図るため、次の講習会の実施について補助した。

開催場所	期日	内容	受講者数
—	—	今年度は、能登半島地震の現地災害支援活動のため、講習会を開催できなかったが、例年どおり「薬物乱用はダメ。ゼッタイ。」のテキストを作成・印刷し、各薬事衛生指導員の講演会活動等に使用した。	—

6 薬剤師

(1) 概況

県内に在住する薬剤師は、令和4年12月末現在7,324人と令和2年12月末より8人減少している。

これを就業別にみると、薬局の勤務者が4,205人と全体の57.4%を占め、次に病院又は診療所において調剤に従事する者が1,496人(20.4%)、薬局の開設又は法人の代表者が420人(5.7%)となっている。

なお、令和5年度の薬剤師免許申請件数は243件、薬剤師名簿訂正は138件、免許証書換え交付申請件数は127件、再交付申請件数は7件であった。

(2) 薬剤師数の年次別推移

年	薬剤師数（男）	薬剤師数（女）	計
30	724	330	1,054
35	735	389	1,124
40	802	663	1,465
45	877	849	1,726
50	966	1,143	2,109
51	934	1,145	2,079
52	959	1,235	2,194
53	944	1,317	2,261
54	1,016	1,479	2,495
55	1,026	1,580	2,606
56	1,084	1,636	2,720
57	1,119	1,724	2,843
59	1,193	1,820	3,013
61	1,174	1,850	3,024
63	1,203	1,916	3,119
平成2	1,322	2,362	3,684
4	1,422	2,545	3,967
6	1,524	2,806	4,330
8	1,714	3,223	4,937
10	1,783	3,466	5,249
12	1,839	3,587	5,426
14	1,946	3,690	5,636
16	1,910	3,700	5,610
18	2,032	3,959	5,991
20	2,115	4,004	6,119
22	2,226	4,237	6,463
24	2,264	4,292	6,556
26	2,319	4,448	6,767
28	2,424	4,597	7,021
30	2,502	4,727	7,229
令和2	2,506	4,826	7,332
令和4	2,509	4,815	7,324

(3) 保健所等別及び業務の種類別薬剤師数

(令和4年12月31日現在)

保健所等	業務の種類	総数	薬局		病院・診療所		大学		医薬品関係企業		その他			
			開設者又は法人代表者	勤務者	調剤	検査その他	勤務者(研究・教育)	大学院生又は研究生	医販・薬品製造・研究・開発・輸入・営業(その他)	医(薬)品販売業(薬種商を含む)	衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	その他の従事者	無職の者	不詳
西部		321	28	166	90	4	1	0	0	11	6	5	8	0
	広島	389	26	235	76	3	0	0	30	6	0	2	9	0
	呉	612	44	324	145	11	47	1	5	4	3	7	15	0
西部東		426	38	257	84	1	1	1	0	25	6	2	11	0
	東部	611	55	349	144	4	0	0	8	24	7	7	10	0
	福山	1,266	55	713	273	9	41	3	25	51	21	20	49	0
北部		174	13	95	50	1	0	0	3	4	3	2	2	0
小計		3,799	259	2,139	862	33	90	5	71	125	46	45	104	0
広島市(薬務課)		3,525	161	2,066	634	45	61	2	168	153	54	70	107	0
合計		7,324	420	4,205	1,496	78	151	7	239	278	100	115	211	0

(注) 1 就業地別(「無職の者」については、住所地別)に掲げてある。

2 令和4年12月31日現在の薬剤師届により、令和2年度の保健所管轄区域により計上した。

(4) 保健所・市町別薬剤師免許申請等処理状況（令和5年度）

保健所等	項 目	薬 剤 師 免 許 申	薬 剤 師 名 簿 訂 正 申 請	薬 剤 師 免 許 証 書 換 え 交 付 申 請	薬 剤 師 免 許 証 再 交 付 申 請	薬 剤 師 名 簿 登 録 削 除 申 請
		申	請	請	請	請
西 部		0	0	0	0	0
	広 島	0	0	0	0	0
	呉	0	0	0	0	0
西 部 東		0	0	0	0	0
東 部		0	0	0	0	0
	福 山	0	0	0	0	0
北 部		0	0	0	0	0
保 健 所 計		0	0	0	0	0
薬 務 課		15	8	8	1	0
広 島 市 計		111	81	74	3	4
	広島市保健所	26	18	16	2	1
	東 区	5	9	8	1	0
	南 区	18	16	14	0	0
	西 区	21	14	13	0	0
	安佐南区	19	13	13	0	2
	安佐北区	5	1	1	0	0
	安芸区	10	3	2	0	0
	佐伯区	7	7	7	0	1
	呉市	11	6	4	0	1
	竹原市	3	1	1	0	0
	三原市	7	4	4	0	0
	尾道市	13	6	5	2	1
	福山市	46	20	19	0	0
	府中市	3	0	0	0	0
	三次市	3	2	2	0	0
	庄原市	0	0	0	0	2
	大竹市	1	0	0	0	0
	東広島市	4	5	5	0	0
	廿日市市	4	1	1	0	1
	安芸高田市	2	0	0	1	0
	江田島市	5	0	0	0	0
	府中町	8	3	3	0	0
	海田町	2	0	0	0	0
	熊野町	0	0	0	0	0
	坂町	1	0	0	0	0
	安芸太田町	0	0	0	0	0
	北広島町	3	0	0	0	0
	大崎上島町	0	0	0	0	0
	世羅町	1	0	0	0	0
	神石高原町	0	1	1	0	0
合 計		243	138	127	7	9

第2 医薬品の適正使用

第2 医薬品の適正使用

1 医薬品の適正使用推進事業

(1) 現状

令和5年度の広島県における処方箋受取率は、79.2%となっており、医薬分業は着実に進展しているが、患者等が医薬分業のメリットを感じられないといった問題点や県民の医薬品に対する理解不足などが指摘されている。また、高度化・複雑化する薬物療法において、医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師のさらなる関与が求められている。

広島県では、患者本位の適正な医薬分業の推進のため、「かかりつけ薬剤師・薬局」の育成に資する研修会や、県民に対する医薬品の正しい知識等の普及のための啓発を行うとともに、「医薬品適正使用検討特別委員会」において、医薬品適正使用推進に係る検討を行っている。

(2) 事業内容

ア 医薬品の適正使用に関する啓発

医薬品による十分な治療効果を上げるためには、患者自らが医薬品の正しい使い方について理解し、服薬していく必要がある。

更に、セルフメディケーションの必要性が高まるなか、県民自らの一般用医薬品に対する適正使用とリスク管理も一層重要となっている。

そのため、県民等に対して、医薬品の正しい知識の普及のため、啓発活動を実施している。

令和2年度、令和5年度は、ジェネリック医薬品に関する正しい知識の普及を図り、ジェネリック医薬品の使用割合の向上につなげるため、後発医薬品使用促進事業（広島県健康福祉局医療介護保険課が公益社団法人広島県薬剤師会に一部委託して実施）において、日本ジェネリック製薬協会を講師として研修会を行った。令和3年度、令和4年度においては、医療介護保健課及び広島県薬剤師会と連携のもと、ジェネリック医薬品の製造に関する問題が紛糾する中、ジェネリック医薬品の供給のあり方などについて検討した。

イ 広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会

団塊の世代が75歳を迎える2025年に備え、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・保健・福祉・生活支援等が連携して高齢者等を支える地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっており、医療技術の進展、後発医薬品の使用推進による医薬品の種類の増加など、薬物療法が高度化、複雑化する中で薬の専門家である薬剤師が在宅医療における薬物療法に参加することがますます重要となっている。

しかし、薬局薬剤師は、病院薬剤師と異なり、投薬時の適切な情報提供や副作用の早期発見などの薬の専門家としての役割を果たすために必要な患者情報を入手することが難しい状況にある。

こうした現状を踏まえ、当委員会では、平成23年度から薬物療法に係る医療関係者間の患者情報の共有ツールである「お薬手帳」や「地域連携クリニカルパス」に焦点を当て調査研究を行い、平成25年度は、地域包括ケアシステムにおいて、高齢者等の服薬管理における問題点及びその解決のための多職種連携の在り方について検討を

行った。その結果、その効果的な活用のためには、薬局薬剤師の在宅医療への積極的な参加や他職種とのさらなる連携強化が必要であることが明らかとなった。

さらに、平成 26 年 1 月に公表された「薬局の求められる機能とあるべき姿」において、薬局・薬剤師は、住民への健康相談応需やセルフメディケーションの推進など、より地域に密着した健康情報拠点としての役割が求められていることが示された。このため、平成 26 年度は、在宅医療における服薬管理や多職種連携などに貢献でき、また地域に密着した健康情報拠点として活躍できる薬局・薬剤師を養成するため、「広島県在宅支援薬剤師」養成研修プログラムの策定及び研修会を実施した。

平成 27 年 10 月には、国が「患者のための薬局ビジョン」を公表し、薬局・薬剤師は、住民への健康相談応需やセルフメディケーションの推進等の「健康サポート機能」を有することが求められると明示された。

県民の生活に身近な存在となっている健康食品については、今や多種多様でその入手経路も多様化しており、実際に多くの県民が利用していると考えられるが、その反面、不適切な利用によっては健康被害をもたらすことも明らかとなっている。一方、患者のための薬局ビジョンにおいて示される薬局・薬剤師に必要な「健康サポート機能」において、住民の健康相談に応じ、セルフメディケーションを推進する上で、健康食品に係る知識は必須のものとなっている。

そこで、平成 27 年度及び平成 28 年度の当委員会では、健康食品の利用に係る実態調査を行い、県民が健康食品を利用する上で、医療・介護従事者が認識しておくべき問題点等を把握するための検討を行うとともに、医療・介護従事者に求められる対応に関する検討を行った。

高齢化の進展に伴い、高齢者の医薬品の不適正な使用、特に多剤服用による問題の発生が「ポリファーマシー」として注目されるようになった。これらの背景を踏まえ、平成 29 年度は「ポリファーマシー」をテーマとして、県内多職種、住民及び自治体を対象に多剤服用による問題意識の調査を実施した。平成 30 年度に「ポリファーマシー」改善に向けた情報共有ツールを作成し、令和元年度は、老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅に対して当該ツールを試行した。令和 2 年度及び令和 3 年度は、東広島地域の居宅介護支援事業所を対象に、ツールを試行し、2 件の活用事例が確認された。この結果を踏まえ、令和 4 年度に平成 29 年度と同様のアンケート内容にお薬相談シートの活用や薬剤師との連携に関する内容を追加して、県内多職種、住民及び自治体を対象にアンケート調査を行い、連携する薬剤師に求められる業務やお薬相談シートへの期待を明らかとした。

令和 5 年度は、医薬品の流通が不安定になっていることも相まって、疑義照会に該当しないいわゆる「形式的な問合せ」が増加し、患者・薬局薬剤師・処方医師それぞれの負担となっていることから、院外処方せんの問合せに関する検討を行った。

ウ 後発医薬品使用促進事業

国は、医療費の患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用を促進するため、「後発医薬品の安心使用アクションプログラム」（平成 19 年策定）に引き続き、平成 25 年 4 月、「後発医薬品の更なる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品の数量シェアの新たな目標を、「平成 30 年 3 月末までに 60%（※1）以上とすること。」とした。

さらに、平成 27 年 6 月、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（いわゆる骨太の方針 2015）

により、新たな目標として後発医薬品の数量シェアを平成 29 年央に 70%以上とするとともに、平成 30 年度から平成 32 年度までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする方針を示した。

広島県では、平成 20 年 9 月、後発医薬品に対する理解を深め、その適正使用の推進を図るため、学識経験者及び消費者、医師会等関係団体及び行政で構成する「広島県後発医薬品使用推進協議会」を設置し、計 7 回協議会を開催するとともに、アンケート調査及び保険者や製薬メーカーの代表者からのヒアリングを行い、平成 22 年 3 月に「広島県後発医薬品使用推進プログラム」を策定し、このプログラムに基づいた取組を行っている。

その取組の一つとして、平成 23 年度から、後発医薬品の使用促進を図るため、県内基幹病院の後発医薬品採用リストを作成し、関係者に情報提供するとともに、県のホームページに掲載し公表している。令和元年度以降は、計 18 施設の後発医薬品採用リストを作成し、公表した。

また、平成 26 年度には、医師、薬剤師等の医療関係者がジェネリック医薬品への理解を深めることを目的として、厚生労働省、一般社団法人日本ジェネリック医薬品学会との共催で、「ジェネリック医薬品セミナー」を開催している。

(※1) 後発医薬品に置き換えられる先発医薬品及び後発医薬品をベースとした数量シェア（新指標）

(3) 今後の対応

次の事業を引き続き実施することにより、医薬品のより良い使用を推進し、安心して医薬品を使用できる地域保健医療体制の構築を図る。

- ア 薬局機能向上に関する方策の検討
- イ 医薬品等適正使用の啓発
- ウ 在宅医療における医薬品の適正使用の推進
- エ 「広島県後発医薬品使用推進プログラム」に基づく取組の推進

2 適正な医薬分業の推進

(1) 現状

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築といった、「医療・介護サービスの提供体制の改革」が喫緊の課題となっている。

広島県においても、高齢者の在宅患者宅（特に認知症独居の患者宅）では、医師の指示通りの薬の服用が困難であることから、大量の残薬の発生、症状の悪化及び在宅での生活が困難となるなどの問題が生じている。また、がん患者においては、緩和ケア体制の充実及び疼痛コントロールが重要であるが、医療用麻薬や抗がん剤等の無菌製剤を始めとする、医療・衛生材料の供給体制が十分に整備されていない。

薬局・薬剤師は、在宅患者への服薬管理に係る専門家としての役割が極めて需要であり、また薬剤師が在宅医療に参画するためには、多職種との連携が不可欠である。在宅医療に参画する薬局・薬剤師の数は増加しており、総じて薬局・薬剤師による在宅医療への参画は進んでいるが、更なる充実、スキルアップが求められている。

さらに、今後の薬局・薬剤師は、要指導医薬品・一般用医薬品や健康食品に関する相談応需、生

活習慣病等に関する相談応需など、地域に密着した健康情報拠点としての役割も求められている。

このため、適正な医薬分業を推進するため、平成27年10月に公表された「患者のための薬局ビジョン」において求められる、かかりつけ薬局の推進及び健康サポートを行う薬局・薬剤師の育成を検討している。

(2) 事業内容

ア 薬剤師の多職種連携に係るスキルアップ事業

平成26年度に創設された、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向けて薬局・薬剤師が活躍できる環境を整備するため、在宅医療を担う薬局の体制整備と薬剤師の資質向上を図ることを目的とした事業を実施した。

なお、本事業は国及び県による補助金事業として、公益社団法人広島県薬剤師会が実施した。
(令和5年度の事業内容)

- ・多職種連携の推進のための課題調査

在宅医療を実施する薬局や介護職種などにアンケート調査などを実施し、薬局と介護職種との連携などに関する現状や課題を抽出

- ・在宅医療推進に向けた研修会の開催

一般社団法人広島県介護支援専門員協会の協力を得て、ケアマネジャー及び薬剤師の互いの職能への理解及び薬局の在宅医療推進に向けた研修会を開催

- ・研修企画委員会、進捗管理のための委員会（在宅医療推進委員会）の開催

事業計画の立案及び全体の進捗管理を行うための委員会を設置

- ・連携関係研修会（在宅支援薬剤師専門研修）の実施

在宅医療において必要となる専門的な知識やスキルを習得した薬剤師を養成するための研修を実施

- ・無菌調剤研修などの実施

無菌調剤に対応できる薬剤師を養成するため、実技を中心とした研修会を開催

(3) 今後の対応

令和元年12月に改正医薬品医療機器法が公布され、令和3年8月1日から「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」が新たに創設され、「患者のための薬局ビジョン」で示される、かかりつけ薬局機能や高度薬学管理機能を持つ薬局とされている。これらにより求められる、医薬分業の本質であるかかりつけ薬局を引き続き推進するとともに、在宅医療、健康サポート機能を発揮できる薬局・薬剤師を育成することにより、医薬品のより良い使用を推進し、安心して医薬品を使用できる地域保健医療体制の構築を図る。

また、令和元年に策定した「広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプラン」で示す指標や課題、目標等を整理し、令和6年度の第8次広島県保健医療計画策定に向け対応する。

3 薬剤師確保対策

(1) 現状

入院、外来、在宅のいずれにおいても医薬品の提供は医療の重要な手段の一つであり、病院薬剤師においては病棟薬剤業務、チーム医療及び医師等からのタスク・シフティング等、薬局薬剤師においては在宅医療及び高度薬学管理等を中心に業務・役割のさらなる充実が求められている。全国の薬剤師総数は、概ね今後 10 年間は需要と供給が同程度で推移すると推計されているが、薬剤師の従事先には地域偏在及び業態偏在があることが指摘されており、令和 5 年には、地域ごとの薬剤師の多寡について比較・評価するための「薬剤師偏在指標」が定義された。

本県においては、病院薬剤師の薬剤師偏在指標は0.81（令和 5 年時点）で、需要と供給のバランスが取れている状態とされているが、市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）において県内市町が定める日常生活圏域単位ごとでは薬剤師偏在指標に差があり、地域偏在が生じていると言える。特に、退職・産休・育休等により欠員を補填するため採用活動を行っても病院薬剤師の確保が困難（不足している）とされる地域は、病院の所在する88圏域の内、28圏域ある。

また、本県の薬局薬剤師における薬剤師偏在指標は1.19（令和 5 年時点）で、供給過多で充足している状態とされている。また、前述のとおり平成26年度から在宅医療を担う薬局の体制整備と薬剤師の資質向上を図る事業を実施しているものの、令和 4 年度に実施したアンケートでは、「人的・時間的理由により在宅医療への参加を断ることがあった」と回答した薬局が78件（638件中）あり、在宅医療に参加する薬局薬剤師には地域偏在があると考えられる。

(2) 事業内容

厚生労働省の「令和 5 年度薬剤師確保のための調査・検討事業」を受託し、一般社団法人広島県病院薬剤師会や公益社団法人広島県薬剤師会等の関係団体と協力し、薬剤師が不足する医療機関・薬局に対する支援を行うための体制を整備するモデル事業を実施した。

（令和 5 年度の事業内容）

- ・令和 5 年度広島県薬剤師確保のための調査・検討協議会の設置、運営

本県における薬剤師確保体制の構築に向け、継続的な運営体制の検討を行うとともに、モデル事業により得られた成果・知見等を評価

- ・薬剤師確保のためのアンケート調査

県内の病院及び薬局等に対してアンケートを実施し、県内の薬剤師不足状況を分析

- ・病院薬剤師出向モデル事業

広島大学に業務委託し、広島大学病院の薬剤師が3か月間出張するモデル事業を実施

(3) 今後の対応

本県における薬剤師確保体制を確立するため、得られた課題、目標等を整理し、令和 6 年度の第 8 次広島県保健医療計画策定に向け対応する。

薬局数及び処方箋受取率等の推移

年 度	広 島 県							全 国		
	薬局数	A 保険 薬局数	B 請求 薬局数	B/A (%)	年間 処方箋 発行枚数	処方箋 受取率 (%)	対前年 (%)	年間 処方箋 発行枚数	処方箋 受取率 (%)	対前年 (%)
平成 6	1,318	1,197	784	65.5	9,355,318	23.6	111.8	235,013,004	18.1	114.6
7	1,340	1,200	845	70.4	10,234,252	25.9	109.7	265,078,277	20.3	112.2
8	1,367	1,237	953	77.0	11,126,605	28.3	109.3	296,430,739	22.5	110.8
9	1,379	1,280	1,010	78.9	12,084,634	31.2	110.2	337,821,439	26.0	115.6
10	1,427	1,337	1,074	80.3	13,199,541	34.0	109.0	400,061,313	30.5	117.3
11	1,433	1,352	1,112	82.2	14,292,864	37.4	110.0	455,369,390	34.8	114.1
12	1,475	1,409	1,186	84.2	15,160,630	40.9	109.4	506,203,134	39.5	113.5
13	1,503	1,433	1,207	84.2	16,610,880	46.1	112.7	559,595,974	44.5	112.7
14	1,537	1,482	1,268	85.6	17,258,761	50.5	109.5	584,615,153	48.8	109.7
15	1,551	1,509	1,311	86.9	17,597,143	53.4	105.7	598,121,520	51.6	105.7
16	1,569	1,507	1,338	88.8	17,952,534	55.4	103.7	618,889,397	53.8	104.3
17	1,585	1,500	1,389	92.6	18,472,338	55.3	99.8	645,075,260	54.1	100.6
18	1,588	1,560	1,410	90.4	18,791,113	57.2	103.4	660,833,278	55.8	103.1
19	1,605	1,570	1,420	90.4	19,347,488	58.7	102.6	683,749,727	57.2	102.5
20	1,621	1,573	1,434	91.2	19,475,529	60.5	103.1	694,358,884	59.1	103.3
21	1,609	1,575	1,466	93.1	19,558,708	61.9	102.3	702,220,342	60.7	102.7
22	1,606	1,566	1,471	93.9	20,117,353	64.2	103.7	729,393,917	63.1	104.0
23	1,608	1,549	1,497	95.4	20,302,348	65.3	101.7	743,963,309	64.6	102.4
24	1,617	1,566	1,493	95.3	20,474,616	67.1	101.8	758,875,552	66.1	101.5
25	1,626	1,572	1,520	96.7	20,152,801	67.5	100.6	763,033,967	67.0	101.4
26	1,626	1,567	1,522	97.1	20,335,578	69.0	102.2	775,584,886	68.7	102.5
27	1,622	1,614	1,514	93.8	20,415,311	70.3	101.8	788,183,750	70.0	101.9
28	1,618	1,575	1,515	96.2	20,295,412	71.6	101.8	799,291,669	71.7	102.4
29	1,613	1,568	1,512	96.400	20,164,547	72.6	101.4	803,855,677	72.8	101.5
30	1,615	1,576	1,519	96.4	20,087,615	73.7	101.5	812,288,671	74.0	101.6
31	1,599	1,556	1,509	97.0	20,133,747	74.3	100.8	818,026,214	74.9	101.2
2	1,599	1,546	1,504	97.3	18,083,993	74.7	100.5	731,155,641	75.7	101.1
3	1,591	1,552	1,501	96.7	18,763,337	74.6	99.9	771,433,382	75.3	99.5
4	1,586	1,542	1,495	97.0	19,297,925	76.0	101.9	799,873,743	76.6	101.7
5	1,587	1,534	1,500	97.8	20,350,889	79.2	104.2	856,295,427	80.3	104.8

※年間処方箋発行枚数及び処方箋受取率は、（公社）日本薬剤師会資料による。

第 3 毒 物 ・ 劇 物

第3 毒物・劇物

1 毒物劇物関係業態数

(1) 毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数の推移

年 度	製 造 業	輸 入 業	販 売 業							業 務 上 取 扱 者					合 計
			一 般		農 業 用		特 定		小 計	め つ き	金 熱 処 属	自 運 動 送 車	し 防 ろ 除 あ 業 り 者	小 計	
			A	B	A	B	A	B							
6	51	1	1,446	339	655	43	47	26	2,556	31	5	15	-	51	2,659
7	57	2	1,476	378	644	43	47	26	2,614	28	5	16	-	49	2,722
8	55	3	1,477	381	2	43	49	23	1,975	27	5	16	-	48	2,081
9	56	4	1,471	388	631	38	49	23	2,600	28	5	18	-	51	2,711
10	55	3	1,464	391	578	40	48	24	2,545	22	4	19	-	45	2,648
11	55	3	1,412	400	522	41	50	22	2,447	22	2	21	8	53	2,558
12	56	4	1,381	421	0	48	51	22	1,923	22	2	22	9	55	2,038
13	56	4	1,345	436	491	36	49	25	2,382	24	2	23	8	57	2,499
14	57	5	1,333	442	481	35	53	25	2,369	22	3	23	8	56	2,487
15	57	5	1,305	448	448	31	50	23	2,305	22	3	23	8	56	2,423
16	60	5	1,270	449	453	28	47	23	2,270	22	3	22	7	54	2,389
17	60	6	1,251	452	450	30	44	23	2,250	21	3	22	7	53	2,369
18	61	4	1,213	451	425	23	41	21	2,174	24	3	18	7	52	2,291
19	61	5	1,235	482	414	48	41	17	2,237	20	3	21	3	47	2,350
20	62	5	1,228	489	418	17	40	17	2,209	21	3	22	7	53	2,329
21	64	5	1,194	542	390	11	40	17	2,194	20	3	24	7	54	2,317
22	65	5	1,178	569	379	9	35	15	2,185	16	3	22	6	47	2,302
23	61	4	1,150	593	349	12	36	14	2,154	19	3	24	7	53	2,272
24	58	5	1,103	617	337	12	35	12	2,116	19	3	27	7	56	2,235
25	59	6	1,082	630	339	14	34	12	2,111	16	3	27	6	52	2,228
26	60	6	1,055	632	332	14	36	12	2,081	15	3	27	4	49	2,196
27	63	6	1,004	622	323	14	35	11	2,009	14	3	26	3	46	2,124
28	61	4	962	614	319	14	32	10	1,951	14	3	25	3	45	2,061
29	64	6	924	607	311	15	33	11	1,901	14	3	25	3	45	2,016
30	66	6	914	620	298	18	28	8	1,886	15	3	25	3	46	2,004
31	68	7	896	643	287	18	28	8	1,880	14	3	25	3	45	2,000
2	65	8	868	657	273	23	27	7	1,855	14	3	25	3	45	1,973
3	66	8	820	662	252	18	25	7	1,784	14	3	22	3	42	1,900
4	67	8	803	637	249	17	22	6	1,734	13	3	22	3	41	1,850
5	67	9	770	627	233	18	21	6	1,751	13	3	20	3	39	1,866

(注) 販売業者Aは現物を直接取扱う業者で、Bは現物を直接扱わない業者である。

(2) 保健所等別毒物劇物関係業態数

(令和6年3月31日現在)

業 態 保健所 (支所)	製 造 業	輸 入 業	販 売 業							業 務 上 取 扱 者					特 研 定 究 毒 物 者	合 計
			一 般		農 業 用		特 定		小 計	め つ き	金 熱 処 属 理	自 運 動 送 車 業	し 防 ろ 除 あ 業 り 者	小 計		
			A	B	A	B	A	B								
西 部	13	2	42	15	12	0	0	0	69	0	0	3	0	3	3	90
広島	4	1	42	11	30	0	0	0	83	1	0	1	0	2	0	90
呉	1	0	0	3	11	0	1	0	15	0	0	0	0	0	0	16
西部東	12	0	67	36	24	3	0	0	130	0	0	3	0	3	0	145
東部	8	0	78	56	36	3	1	0	174	1	0	4	1	6	1	189
福山	3	1	9	4	8	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	25
北 部	2	0	24	5	26	1	0	0	56	0	0	0	0	0	0	58
薬務課	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
計	46	6	262	130	147	7	2	0	548	2	0	11	1	14	4	618
広島市	7	3	280	367	33	8	12	4	704	7	1	1	1	10	15	739
呉 市	0	0	83	38	23	0	2	0	146	2	1	2	0	5	2	153
福山市	14	0	145	92	30	3	5	2	277	2	1	6	1	10	8	309
合 計	67	9	770	627	233	18	21	6	1,675	13	3	20	3	39	29	1,819

(注) 販売業者Aは現物を直接取扱う業者で、Bは現物を直接扱わない業者である。

(3) 保健所（支所）・市町別毒物劇物営業者数及び要届出業務上取扱者数

(令和6年3月31日現在)

(令和6年3月31日現在)																
保（ 支 所） 所	業 市町村	製 造 業	輸 入 業	販 売 業							業 務 上 取 扱 者					合 計
				一 般		農 業 用		特 定		小 計	め つ き	金 熱 処 理 属	自 運 動 送 車 業	し 防 ろ 除 業 り 者	小 計	
				A	B	A	B	A	B							
西部	大竹市	8	1	16	6	3	0	0	0	25	0	0	2	0	2	36
	廿日市市	5	1	26	9	9	0	0	0	44	0	0	1	0	1	51
	小計	13	2	42	15	12	0	0	0	69	0	0	3	0	3	87
西部 広島	安芸高田市	1	0	5	5	10	0	0	0	20	0	0	1	0	1	22
	府中町	0	0	11	1	1	0	0	0	13	0	0	0	0	0	13
	海田町	1	1	8	4	1	0	0	0	13	0	0	0	0	0	15
	熊野町	0	0	4	0	3	0	0	0	7	1	0	0	0	1	8
	坂町	2	0	8	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	10
	安芸太田町	0	0	1	0	4	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5
	北広島町	0	0	5	1	11	0	0	0	17	0	0	0	0	0	17
	小計	4	1	42	11	30	0	0	0	83	1	0	1	0	2	90
西部 呉	江田島市	1	0	0	3	11	0	1	0	15	0	0	0	0	0	16
	小計	1	0	0	3	11	0	1	0	15	0	0	0	0	0	16
西部 東	竹原市	3	0	11	5	2	1	0	0	19	0	0	0	0	0	22
	東広島市	6	0	52	30	19	2	0	0	103	0	0	3	0	3	112
	大崎上島町	3	0	4	1	3	0	0	0	8	0	0	0	0	0	11
	小計	12	0	67	36	24	3	0	0	130	0	0	3	0	3	145
東 部	三原市	4	0	34	19	10	0	0	0	63	1	0	1	0	2	69
	尾道市	4	0	42	37	18	3	1	0	101	0	0	3	1	4	109
	世羅町	0	0	2	0	8	0	0	0	10	0	0	0	0	0	10
	小計	8	0	78	56	36	3	1	0	174	1	0	4	1	6	188
東 部 福 山	福山市	3	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	4
	府中市	0	0	7	3	3	0	0	0	13	0	0	0	0	0	13
	神石高原町	0	0	2	1	5	0	0	0	8	0	0	0	0	0	8
	小計	3	1	9	4	8	0	0	0	21	0	0	0	0	0	25
北 部	三次市	0	0	18	3	10	1	0	0	32	0	0	0	0	0	32
	庄原市	2	0	6	2	16	0	0	0	24	0	0	0	0	0	26
	小計	2	0	24	5	26	1	0	0	56	0	0	0	0	0	58
	薬務課	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
計		46	6	262	130	147	7	2	0	548	2	0	11	1	14	614
保 健 所 設 置 市	広島市	7	3	280	367	33	8	12	4	704	7	1	1	1	10	724
	呉 市	0	0	83	38	23	0	2	0	146	2	1	2	0	5	151
	福山市	14	0	145	92	30	3	5	2	277	2	1	6	1	10	301
	小計	21	3	508	497	86	11	19	6	1127	11	3	9	2	25	1176
合計		67	9	770	627	233	18	21	6	1675	13	3	20	3	39	1790

(注) 販売業のAは現物を直接取り扱う業者で、Bは現物を直接取り扱わない業者である。

(4) 保健所等別毒物劇物販売業者の登録及び変更届等処理状況

保 健 所 (支 所)	項 目 種 別	登 録 件 数 (新規)	登 録 件 数 (更新)	登 交 録 付 票 書 換 数	登 交 録 付 票 件 再 数	変 届 出 更 件 届 数	廃 届 出 止 件 届 数	毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者	
								設 届 置 出 件 届 数	変 届 出 更 件 届 数
西 部 部	一 般	2	7	0	0	3	5	2	8
	農 業 用	0	0	0	0	0	7	0	0
	特 定	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	2	7	0	0	3	12	2	8
	広 島	一 般	1	12	0	0	1	4	2
		農 業 用	2	5	0	0	4	15	2
		特 定	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	3	17	0	0	5	19	4
	呉	一 般	0	0	0	0	0	0	0
		農 業 用	0	1	0	0	10	0	4
		特 定	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	0	1	0	0	10	0	4
西 部 東	一 般	5	11	1	0	7	9	2	8
	農 業 用	0	2	0	0	1	12	0	2
	特 定	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	5	13	1	0	8	21	2	10
	東 部	一 般	4	15	0	1	5	9	2
		農 業 用	0	1	0	0	10	0	8
		特 定	0	1	0	0	0	0	0
		小 計	4	17	0	1	5	19	2
	福 山	一 般	0	4	0	0	0	2	0
		農 業 用	0	0	0	0	3	0	0
		特 定	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	0	4	0	0	5	2	0

保 健 所 (支 所)	項 目 種 別	登 録 件 数 (新規)	登 録 件 数 (更新)	登 交 録 付 票 書 換 数	登 交 録 付 票 件 再 数	変 届 出 更 件 届 数	廃 届 出 止 件 届 数	毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者	
								設 届 置 出 件 届 数	変 届 出 更 件 届 数
北 部	一 般	1	4	0	0	2	5	1	2
	農 業 用	0	2	0	0	0	14	0	1
	特 定	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	6	0	0	2	19	1	3
県 保 健 所 (支 所) の 計	一 般	13	53	1	1	18	34	11	26
	農 業 用	2	11	0	0	5	71	2	19
	特 定	0	1	0	0	0	0	0	0
	小 計	15	65	1	1	23	105	13	45
広 島 市	一 般	33	84	6	2	36	41	15	35
	農 業 用	1	6	0	0	1	5	0	9
	特 定	0	1	0	0	0	0	0	2
	小 計	34	91	6	2	37	46	15	46
呉 市	一 般	3	16	1	0	6	7	2	8
	農 業 用	17	1	0	0	0	19	17	6
	特 定	0	1	0	0	0	0	0	0
	小 計	20	18	1	0	6	26	19	14
福 山 市	一 般	8	26	2	0	11	20	7	23
	農 業 用	0	5	0	0	1	0	0	9
	特 定	0	0	0	0	0	1	1	0
	小 計	8	31	2	0	12	21	8	32
合 計	一 般	57	179	10	3	71	102	35	92
	農 業 用	20	23	0	0	7	95	19	43
	特 定	0	3	0	0	0	1	1	2
	合 計	77	205	10	3	78	198	55	137

2 毒物劇物取締指導

(1) 毒物劇物取締指導の年度別推移

年 度 区 分		23 年 度	24 年 度	25 年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
対 象 施 設 数		2,255	2,218	2,228	2,196	2,124	2,065	2,016	2,003	1,999	1,967	1,900	1,850	1,789
立 入 検 査 実 施 数		1,172	1,137	885	765	1,032	1,132	966	872	826	640	604	1,281	732
違 反 発 見 施 設 数		192	227	151	125	218	205	205	165	228	176	109	233	133
違 反 発 見 件 数		279	280	211	146	283	246	184	167	344	183	139	303	165
内 容	無 登 録 ・ 無 届 業	7	4	11	1	2	10	6	1	3	1	3	3	11
	譲 渡 手 続	92	89	52	41	71	117	67	62	61	53	52	87	45
	表示・貯蔵陳列状況	38	37	78	18	83	17	16	19	49	12	9	56	29
	その他（取扱責任者等）	142	150	70	8	127	102	95	85	231	117	75	157	80
処 分 件 数		9	13	14	6	29	49	45	2	11	31	31	3	12
内 訳	登 録 取 消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	業 務 停 止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	設 備 改 善 命 令 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（改善計画書等）	9	13	14	6	29	49	45	2	11	31	31	3	12
告 発 件 数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 業態別立入検査状況

令和5年度分

	登 録 ・ 届 出 ・ 許 可 施 設 数 （ 年 度 末 現 在 ）	立 入 検 査 施 行 施 設 数 （ 年 度 中 ）	違 反 発 見 施 設 数 （ 年 度 中 ）	違 反 発 見 件 数 （年度中）					毒物劇物又は 政令で定める 毒物劇物含有 物の疑いのある ものの収去	試験の結果毒 物劇物又は政 令で定める毒 物劇物含有物 であったもの	無 登 録 ・ 無 届 ・ 無 許 可 施 設 発 見 件 数	処 分 件 数 （年度中）							告 発 件 数	
				登 録 違 反	取 扱 違 反	表 示 違 反	譲 渡 手 続 違 反	そ の 他				登 録 ・ 許 可 取 消	業 務 停 止	設 備 改 善 命 令	その他					
															登 録 違 反	取 扱 違 反	表 示 違 反	譲 渡 手 続 違 反		そ の 他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
製 造 業 (01)	67	30	3	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸 入 業 (02)	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一 般 販 売 業 (03)	1,396	422	78	2	8	3	42	36	0	0	11	0	0	0	3	0	0	0	9	0
農薬用品目販売業 (04)	251	137	28	0	4	1	2	27	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定品目販売業 (05)	27	3	1	0	0	0	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気めっき事業 (06)	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0
金属熱処理事業 (07)	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0
毒物劇物運送事業 (08)	20	7	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0
しろあり防除事業 (09)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0
法第22条第5項 の者 (10)		121	23	0	7	3	0	16	0	0				0	0	0	0	0	0	0
計 (11)	1,789	732	133	2	20	9	45	80	0	0	11	0	0	0	3	0	0	0	9	0
特定毒物研究者 (12)	29	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 保健所等別立入検査状況

令和5年度分

	登録・届出 ・許可施設数 （年度末現在）	立入検査 施行施設数 （年度中）	違反発見 施設数 （年度中）	違反発見件数（年度中）					毒物劇物又は 政令で定める 毒物劇物含有 物の疑いのある ものの収去	試験の結果毒 物劇物又は政 令で定める毒 物劇物含有物 であったもの	無登録・無 届・無許可 施設発見件 数	処分件数（年度中）							告発件数	
				登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反	その他				登録・ 許可取消	業務停止	設備改 善命令	その他					
															登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反		その他
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
西部	87	64	7	0	3	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島支所	90	70	20	0	2	0	3	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	呉支所	16	20	8	0	1	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部東	144	39	8	1	0	2	1	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
東部	188	151	12	0	3	0	4	5	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	福山支所	25	18	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北部	58	53	15	0	2	1	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬務課	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	613	417	72	1	12	6	10	53	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0
広島市	724	173	40	0	1	3	31	15	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0
呉市	151	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	301	72	21	1	7	0	4	12	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
小計	1,176	315	61	1	8	3	35	27	0	0	10	0	0	0	1	0	0	0	9	0
総計	1,789	732	133	2	20	9	45	80	0	0	11	0	0	0	3	0	0	0	9	0

3 農薬危害防止対策

農薬による危害防止を図るため、各関係機関と緊密な連携のもとに農薬に関する正しい知識を普及するための講習会及び取扱い施設への立入指導を行った。

(1) 農薬危害防止運動

6月1日から8月31日までを農薬危害防止月間と定め、農薬に関する正しい知識を普及し農薬の危害の防止を期するため次のとおり啓発等を行った。

ア 実施主体：健康福祉局薬務課、農林水産局農業技術課

イ 実施内容

(ア) 広報宣伝

チラシの配布

- ・内容 a 毒物・劇物の購入手続き
- b 農薬散布の注意事項
- c 農薬の正しい使用
- ・配布先：農家等、枚数：30,000枚

(イ) 講習会

開催年月日	会場	受講者数	講習内容
R5. 6. 6	農業技術センター	98名	・農薬取締法令について ・農薬の適正使用について ・毒物及び劇物取締法について 等
R5. 6. 13	十日市きんさいセンター	98名	
R5. 6. 20	備後地域地場産業振興センター	90名	
R5. 6. 27	呉市きんろうプラザ	59名	
R5. 7. 4	広島県情報プラザ	98名	

(ウ) 保健所等農薬危害防止運動の実施内容

保健所（支所）は、農林水産事務所、農業技術指導所、病虫害防除所、教育委員会、市町、医師会等と緊密な連携を図り、啓発用チラシを関係機関へ配布するとともに、地域講習会を開催するなど、本運動の啓発に努めた。また、毒物劇物農業用品目販売業者等を対象に販売・取扱い等について重点的な監視指導を行った。

保健所（支所）	主 な 実 施 事 項
西部	1 関係者に対し啓発協力依頼 2 監視指導……毒物劇物販売業者（農林部署と合同立入）
西部広島	1 各町、農協に対し啓発協力依頼 2 監視指導……毒物劇物販売業者等（農林部署と合同立入）
西部呉支所	1 呉農業協同組合（本部及び各支店）に対し啓発協力依頼 2 監視指導……毒物劇物販売業者
西部東	1 各市町、農協に対し啓発協力依頼 2 監視指導……毒物劇物販売業者
東部	1 県尾道庁舎にポスター掲示 2 監視指導……毒物劇物販売業者等（農林部署と合同立入）
東部福山支所	1 毒物劇物販売業者に対し啓発資材配布 2 監視指導……毒物劇物販売業者（農林部署と合同立入）
北部	1 各市、農協、医師会及び毒物劇物販売業者に対し啓発協力依頼 2 監視指導……毒物劇物販売業者（農林部署と合同立入）

(2) 農業事故発生状況

ア 年度別事故発生件数

年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
事故数 (うち 死亡事故件数)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

イ 原因別発生件数

年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
自 殺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事 故	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自殺未遂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 品目別発生件数

年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
パラコート剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有機リン剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 毒物劇物取扱者試験

日 時：令和5年11月15日（水）

場 所：広島工業大学専門学校（広島市西区福島町二丁目1－1）

受験状況

	出願数（人）	受験者数A（人）	合格者数B（人）	合格率(%)B/A
一 般	266	239	117	49.0
農 業 用	103	98	19	19.4
特 定	2	2	0	0.0
計	371	339	136	40.1

第 4 家 庭 用 品

第4 家庭用品

1 項目別試買検査状況

項目 区分	ホルムアルデヒド			塩化水素・硫酸	塩化ビニル	有機水銀化合物	トリス（一アジリジニル）ホスフィンオキシド	デイルドリン	トリス（ニ・ミジブromプロピル）ホスフェイト	トリフェニル錫化合物	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム※	トリブチル錫化合物	ビス（ニ・ミジブromプロピル）ホスフェイト化合物	四・六・ジクロロセチン（ニ・四・五・トリクロロフェニル）ニトリフルオルメチルベンズイミダゾール	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	容器試験	ジベンゾ「a・h」アントラセン	ベンゾ「a」アントラセン	ベンゾ「a・h」ピレン	アゾ化合物	計		
	生後24月以内のもの	生後24月以内を除くもの	計																						
試験検査件数合計	28	18	46	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	58		
基準違反件数合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
繊維製品	おしめ	0 / 1		0 / 1			0 / 0			0 / 0		0 / 0										0 / 0	0 / 1		
	おしめカバー	0 / 2		0 / 2			0 / 0		0 / 0		0 / 0		0 / 0		0 / 0							0 / 0	0 / 2		
	よだれ掛け	0 / 6		0 / 6			0 / 0			0 / 0		0 / 0											0 / 6		
	下着	0 / 4	0 / 10	0 / 14			0 / 0		0 / 0		0 / 0		0 / 0		0 / 0							0 / 3	0 / 17		
	中衣	0 / 0		0 / 0					0 / 0						0 / 0							0 / 2	0 / 2		
	外衣	0 / 3		0 / 3					0 / 0						0 / 0							0 / 0	0 / 3		
	手袋	0 / 5	0 / 4	0 / 9			0 / 0		0 / 0		0 / 0		0 / 0		0 / 0							0 / 0	0 / 9		
	くつ下	0 / 4	0 / 4	0 / 8			0 / 0		0 / 0		0 / 0		0 / 0		0 / 0							0 / 0	0 / 8		
	たび			0 / 0	0 / 0																		0 / 0		
	帽子	0 / 0		0 / 0					0 / 0						0 / 0							0 / 0	0 / 0		
	衛生バンド						0 / 0				0 / 0		0 / 0										0 / 0		
	衛生パンツ						0 / 0				0 / 0		0 / 0										0 / 0		
	寝衣	0 / 2	0 / 0	0 / 2				0 / 0	0 / 0	0 / 0				0 / 0	0 / 0							0 / 0	0 / 2		
	寝具	0 / 1		0 / 1				0 / 0	0 / 0	0 / 0				0 / 0	0 / 0							0 / 0	0 / 1		
	床敷物							0 / 0	0 / 0	0 / 0				0 / 0	0 / 0							0 / 0	0 / 0		
	カーテン							0 / 0		0 / 0				0 / 0									0 / 0		
	家庭用毛糸								0 / 0						0 / 0								0 / 0		
	テーブル掛け																						0 / 0	0 / 0	
	えり飾り																							0 / 0	0 / 0
	ハンカチーフ																						0 / 1	0 / 1	
	タオル、バスマット等																						0 / 3	0 / 3	
革製品	下着																						0 / 0	0 / 0	
	手袋																						0 / 0	0 / 0	
	中衣																						0 / 0	0 / 0	
	外衣																						0 / 0	0 / 0	
	帽子																						0 / 0	0 / 0	
	床敷物																						0 / 0	0 / 0	
家庭用化学製品	家庭用接着剤						0 / 2			0 / 0		0 / 0											0 / 2		
	かつら等の接着剤		0 / 0	0 / 0																			0 / 0		
	家庭用塗料						0 / 1			0 / 0		0 / 0											0 / 1		
	家庭用ワックス						0 / 0			0 / 0		0 / 0											0 / 0		
	くつ墨・くつクリーム						0 / 0			0 / 0		0 / 0											0 / 0		
	家庭用エアゾル製品					0 / 0									0 / 0	0 / 0	0 / 0					0 / 0			
	住宅用洗浄剤				0 / 0													0 / 0					0 / 0		
	家庭用洗浄剤										0 / 0					0 / 0	0 / 0	0 / 0					0 / 0		
	木材防腐剤・木材防虫剤																		0 / 0	0 / 0	0 / 0		0 / 0		
	防腐木材・防虫木材																		0 / 0	0 / 0	0 / 0		0 / 0		
備考																									

2 機関別試験検査状況（県実施分）

（１）（財）広島県環境保健協会委託分

買上機関 項 目		西部	西部東	東部	北部
試験検査件数合計		12	4	0	0
基準違反件数		0	0	0	0
ホルムアルデヒド	生後２４月以内のもの	0/6	0/4		
	生後２４月以内を除くもの	0/3	0/0		
	計	0/9	0/4		
有機水銀化合物		0/3	0/0		

（注） 分数は、分母が試験検査件数、分子が基準違反件数である。

（２）保健環境センター実施分

買上機関 項 目		西部	西部東	東部	北部
試験検査件数合計		2	7	0	0
基準違反件数		0	0	0	0
メ タ ノ ー ル					
4,6-ジクロロ-7- (2,4,5-トリクロロフェノキシ) -2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール					
ビス (2,3-ジブロムプロピル) ホスフェイト化合物					
塩化水素・硫酸					
塩 化 ビ ニ ー ル					
トリス (1-アジリジニル) ホスフィンオキシド					
デ ィ ル ド リ ン					
トリス (2,3-ジブロムプロピル) ホスフェイト化合物					
トリフェニル錫化合物					
水酸化ナトリウム・水酸化カリウム					
トリブチル錫化合物					
テトラクロロエチレン					
トリクロロエチレン					
ジベンゾ [a・h] アントラセン					
ベンゾ [a] アントラセン					
ベンゾ [a/h] ピレン					
アゾ化合物		0/2	0/7		

（注） 分数は、分母が試験検査件数、分子が基準違反件数である。

第 5 製 藥 振 興

第5 製薬振興

1 医薬品等の製造指導

(1) 医薬品等の製造販売承認許可事務

ア 医薬品等製造販売（製造）業者数（大臣許可を除く。）

（令和6年3月31日現在）

業態 \ 業種	製造販売業	製造業
医薬品	10	27
医薬部外品	10	16
化粧品	34	38
医療機器	31	64
体外診断用医薬品	1	1
医療機器修理業	—	215
計	86	361(215)
	447(215)	

（注）（ ）は医療機器修理業を再掲

イ 保健所（支所）別医薬品等の製造販売（製造）業者数（大臣許可を除く。）

（令和6年3月31日現在）

業態 \ 保健所（支所）		医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	体外診断用医薬品	計	医療機器修理業
西部保健所		4(2)	2(3)	4(3)	7(4)	0	17(12)	2
西部保健所広島支所		3(2)	2(2)	4(6)	10(8)	2(1)	21(19)	2
西部保健所呉支所		1(1)	0	0	0	0	1(1)	0
西部東保健所		1(1)	0(2)	0(2)	11(8)	0	12(13)	4
東部保健所		9(7)	2(2)	5(5)	3(2)	0	19(16)	8
東部保健所福山支所		0	0	0	2(1)	0	2(1)	0
北部保健所		2(2)	0	0	3(3)	0	5(5)	3
薬務課	広島市	4(3)	3(5)	15(16)	41(23)	0	63(47)	158
	呉市	5(3)	0(1)	1(1)	2(2)	0	8(7)	6
	福山市	8(6)	1(1)	5(5)	16(13)	0	30(25)	32
計		37(27)	10(16)	34(38)	95(64)	2(1)	178(146)	215

（注）（ ）内は製造業者の再掲

ウ 各種申請に伴う文書取扱状況（大臣許可を除く。）

（ア）製造販売業許可申請等に伴う文書取扱状況

区分 業態	※ 製造 販売 業者 数	業の許可		申 請				届 出								製 造 販 売 届	製 造 販 売 変 更 届	そ の 他	計
		新 規	更 新	承 認	一 変	許 可 証 書 換 交 付	許 可 書 再 交 付	軽 微 変 更	記 載 整 備	承 認 承 継	承 認 整 理	休 止	再 開	廃 止	変 更				
医 薬 品	10	0	1	1	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	11
医 薬 部 外 品	10	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	10
化 粧 品	34	4	4	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3	8	701	471	0	1,194
医 療 機 器	31	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	0	0	0	15
体 外 診 断 用 医 薬 品	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	86	5	11	1	1	4	0	4	0	0	0	1	0	7	25	701	471	0	1,231

※ 令和6年3月31日現在

(イ) 製造業許可申請等に伴う文書取扱状況

区分 業態	製※ 造業 者数	業の許可・登録		申 請					届 出				そ の 他	計
		新 規	更 新	許追加 可・区 変分更	G適合 M性調 P査	区分 適合性 調査	許可証 書換交 付	許可書 再交 付	休 止	再 開	廃 止	変 更		
医薬品	27	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	16	0	23
医薬部外品	16	2	1	0	0	0	2	0	0	0	3	13	0	21
化粧品	38	5	3	0	0	－	2	0	0	0	3	17	0	30
医療機器	64	3	9	0	0	－	0	1	0	0	1	12	0	26
体外診断用 医薬品	1	0	1	0	0	－	0	0	0	0	0	2	0	3
医療機器修理	215	16	40	6	0	－	7	1	1	0	11	149	0	231
計	361	26	57	6	4	－	11	2	1	0	18	209	0	334

※ 令和6年3月31日現在（大臣許可を除く）

(ウ) 県が処理する医薬品製造（輸入）承認状況

薬効群	承認	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
鼻炎用内服薬	承認						
	一変						
	審査中						
鼻炎用点鼻薬	承認						
	一変						
	審査中						
かぜ薬	承認	1					
	一変						
	審査中						
鎮痒消炎薬	承認						
	一変	1					
	審査中						
瀉下薬	承認						
	一変						
	審査中						
ビタミン剤	承認						1
	一変			4			
	審査中						
医療用ガス	承認						
	一変						
	審査中						
小計	承認	1					1
	一変	1					
	審査中						
合計		2	0	4	0	0	1

(エ) 薬事指導室の利用状況

昭和35年8月新薬事法が公布され、局方外医薬品等の製造承認制度が定まった。

製造承認申請書に規格、試験法が義務付けられ、これを契機として製造業の振興を図るための設置が強く求められ、県・業界が一体となって昭和43年10月に広島県衛生研究所理化学部（平成4年8月から保健環境センター保健研究部内）に設置されたものである。

その利用状況は次のとおりである。

内訳	30年度	31年度	2年度※	3年度※	4年度	5年度
利用日数	6	6	—	—	—	—
利用医薬品等製造者数	2	3	2	2	2	2
利用延人数	5	6	2	2	2	2

※新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、Web等による利用

(2) GMP

GMPの県内の対象医薬品等製造業施設数は次のとおりである。

GMP等の種類	対象品目	対象施設数
医薬品等GMP	政令で定める品目を除く全品目	9

(3) 医薬品情報処理

ア 副作用情報等

「医薬品等安全情報」、「医薬品再評価結果」、「医薬品の使用上の注意事項について」等の各種医薬品情報について、薬剤師会、医師会等関係諸団体に通知し、会員等に周知徹底を依頼し活用を図った。

イ 医薬品等安全情報報告制度

平成9年7月から、すべての医療機関や薬局の医薬関係者を対象にした「医薬品等安全情報報告制度」が実施されており、関係諸団体に通知し、報告制度への協力を求めた。

2 毒物劇物製造（輸入）業関係

登録状況及び文書取扱状況

区 分 保健所（支所）	※ 施 設 数	登 録		登 録 票		登録変更（品目追加）	変 更 届	取扱責任者設置届	取扱責任者変更届	廃 止 届	計
		新 規	更 新	書 換 交 付	再 交 付						
西 部 保 健 所	13 (2)	0	3	0	0	0	4	0	1	0	8
西部保健所広島支所	4 (1)	0	0 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0 (1)
西部保健所呉支所	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
西 部 東 保 健 所	12	0	1	0	0	1	4	0	0	0	6
東 部 保 健 所	8	0	2	0	0	1	1	0	0	0	4
東部保健所福山支所	3 (1)	0	0	0	0	0 (1)	0	0	0	0	0 (1)
北 部 保 健 所	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	3
薬 務 課 (広島市内大臣登録分)	3 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	46 (6)	0	9 (1)	0	0	2 (1)	10	0	1	0	22 (2)

※ 令和6年3月31日現在

(注) 施設数欄の（ ）内は輸入業の再掲

3 薬事経済調査等委託事業

(1) 薬事経済調査

ア 医薬品価格信頼性調査（他計調査）

例年、薬価本調査及び経時変動調査の信頼性を確保するため、医薬品を販売している卸売販売業者に対して、実勢価格及び取引数等を調査した。

区 分	令和5年度調査対象件数	令和5年度調査実施品目数
医 薬 品	2	400

イ 医薬品価格調査客体精密化調査

医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査した。

区 分	令和4年度調査客体数	令和5年度調査客体数
卸 売 販 売 業	190	187

ウ 材料価格・再生医療等製品経時変動調査（他計調査）

例年、市場の実勢価格を的確に材料価格基準に反映させるために、特定保険医療材料・再生医療等製品の販売業者を対象とし、市場価格の変動を調査した。

区 分	令和5年度調査対象件数	令和5年度調査実施品目数
特 定 保 険 医 療 材 料	3	4

エ 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査

材料価格本調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査した。

区 分	令和4年度調査客体数	令和5年度調査客体数
医科向販売業者	221	275
歯科向販売業者	18	19

4 予防医材の取扱

(1) 国有ワクチン

ガスえそ、乾燥ボツリヌス及び乾燥ジフテリア抗毒素取扱機関

区 分		ガスえそ抗毒素		乾燥ボツリヌス抗毒素		乾燥ジフテリア抗毒素	
		保管本数	供給本数	保管本数	供給本数	保管本数	供給本数
西部	(株)エバルス広島AC L 広島市南区伴南 2-1-39 TEL082-849-2555	5	0	1	0	2	0
東部	(株)サンキ福山支店 福山市御幸町中津原 1965-1 TEL084-955-2000	5	0	1	0	2	0

(2) その他のワクチン取扱機関

広島県ワクチン協会（広島市南区大州 5-2-10（株）エバルス内）

取扱機関	所在地	電話番号
(株)エバルス	〒732-0802 広島市南区大州 5-2-10	(082) 890-5671
(株)セイエル	〒733-8660 広島市西区商工センター5-1-1	(082) 278-2392
広島県薬業(株)	〒733-0833 広島市西区商工センター3-4-25	(082) 277-7700
(株)サンキ	〒733-0832 広島市西区草津港 3-3-33	(082) 501-0808
(株)アステム広島支店	〒731-3167 広島市安佐南区大塚西 6-7-13	(082) 848-9605
ティーエスアルフレッサ(株)	〒733-0003 広島市西区商工センター1-2-19	(082) 501-0304

5 毒物中毒治療薬備蓄事業

(1) 備蓄治療薬と備蓄数

次の治療薬を県内2カ所の医薬品卸売一般販売業者（備蓄機関）に保管・供給業務を委託している。

成 分	薬 剤 名	西部保管量	東部保管量	合 計
亜硝酸アミル	亜硝酸アミル吸入液 0.25mg	40A	40A	80A
ジメルカプロール	バシレBa1 注 100mg	200A	200A	400A
チオ硫酸ナトリウム	デトキソール注 2g	250A	250A	500A
ヨウ化プラリドキシム	パム Pam 注射液 500mg	50A	50A	100A
エデト酸カルシウム二ナトリウム	ブライアン注 1g	70A	70A	140A
亜硝酸ナトリウム		25g	25g	50g

(2) 供給方法

治療薬を必要とする医療機関は、最寄りの備蓄機関に直接注文する。注文を受けた備蓄機関は、治療薬を配送するとともにその旨を県に報告する。

地 区	備 蓄 機 関	平 日	休 日 夜 間
西 部	(株)エバリス広島ALC 広島市安佐南区伴南 2-1-39	TEL 082-849-2555 FAX 082-849-2559 窓口 薬事グループ	TEL 082-262-2811 窓口 警備会社
東 部	(株)サンキ福山支店 福山市御幸町中津原 1965-1	TEL 084-955-2000 FAX 084-955-4763 窓口 商品課	TEL 084-977-1100 窓口 警備会社

6 新型インフルエンザ対策

国の新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を平成 18 年度から次表のとおり備蓄している。

なお、保管場所については保安上の理由により非公表である。

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
タミフル	11.9	23.8	23.8	38.9	43.9	53.9	53.9	53.9	53.9	53.9	42.0	30.1	30.1	15.0	10.55	10.55	10.55	10.55
リレンザ	—	—	—	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	10.0	9.00	9.00	9.00	9.00
タミフルDS	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.23	1.23	2.98	5.08	5.08	5.08	5.08	5.08
イナビル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.50	6.88	12.33	12.50	12.50	12.50
ラビアクタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.13	2.13	2.13	2.13	2.13	1.96	1.96	1.96
ゾフルーザ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	11.9	23.8	23.8	40.9	46.9	56.9	56.9	56.9	65.9	65.9	57.36	45.46	50.71	39.09	39.09	39.09	39.09	39.09

(単位 ; 万人分)

7 医薬品関連産業活性化対策

広島県医薬品関連産業活性化懇談会の提言に基づく、先端企業の振興及び中小企業の育成指導のため、次の施策を講じた。

(1) インフォメーションプラザの開催

開催日 (年月日)	場 所	内 容
令和5年7月26日	チサンホテル広島 (広島市)	1 総会 2 講演
令和5年8月31日	神戸天然物化学株式会社 KNC バイオリサーチセンター (兵庫県神戸市)	1 施設の概要説明・見学 2 意見交換
令和5年10月18日	東洋製罐株式会社 広島工場 (三原市)	1 施設の概要説明・見学 2 意見交換

(2) 講習会等の開催

開催年月日及び対象者	開催場所	内 容	参加者数
令和5年11月6日～ 12月29日まで、ネ ット上に動画を公 開 【医薬品、医薬部外 品、化粧品及び医療 機器の製造販売・製 造業者】	web	●医薬品等製造販売（製造）業管理者等講習会 【特別講演】 サイバー犯罪の現状 講師：広島県警察本部生活安全部 サイバー犯罪対 策課官民連携推進係巡查部長 山中 浩世 最近の医薬品関連業務の動向について 講師：薬務課 医薬部外品・化粧品について 講師：薬務課 医療機器について 講師：薬務課	約85名

第6 血液確保対策

第6 血液確保対策

1 献血状況

(1) 献血者性別適格者数

区 分			申込者数	適格者		不適格者			
				献血者数	%	比重不足	%	その他	%
平成 31 年度	総 数		148,963	128,362	86.2	9,219	6.2	11,382	7.6
	内 訳	男	105,893	97,824	92.4	1,967	1.9	6,102	5.8
		女	43,070	30,538	70.9	7,252	16.8	5,280	12.3
令和 2 年度	総 数		139,490	123,322	88.4	6,057	4.3	10,111	7.2
	内 訳	男	99,582	92,450	92.8	1,486	1.5	5,646	5.7
		女	39,908	30,872	77.4	4,571	11.5	4,465	11.2
令和 3 年度	総 数		136,371	121,585	89.2	5,460	4.0	9,326	6.8
	内 訳	男	96,790	90,623	93.6	1,044	1.1	5,123	5.3
		女	39,581	30,962	78.2	4,416	11.2	4,203	10.6
令和 4 年度	総 数		132,261	117,795	89.1	5,426	4.1	9,040	6.8
	内 訳	男	94,343	88,145	93.4	1,285	1.4	4,913	5.2
		女	37,918	29,650	78.2	4,141	10.9	4,127	10.9
令和 5 年度	総 数		132,452	117,609	88.8	5,327	4.0	9,516	7.2
	内 訳	男	95,760	88,635	92.6	1,344	1.4	5,781	6.0
		女	36,692	28,974	79.0	3,983	10.9	3,735	10.2

(2) 年齢・性別献血者数

区 分		平成 31 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%
16歳～ 19歳	男	4,439	3.5	2,900	2.4	3,102	2.6	3,214	2.7	2,812	2.4
	女	2,053	1.6	1,478	1.2	1,672	1.4	1,722	1.5	1,422	1.2
	計	6,492	5.1	4,378	3.6	4,774	3.9	4,936	4.2	4,234	3.6%
20歳～ 29歳	男	12,737	9.9	11,640	9.4	11,398	9.4	10,420	8.8	10,528	9.0
	女	5,905	4.6	5,528	4.5	5,349	4.4	4,930	4.2	4,485	3.8
	計	18,642	14.5	17,168	13.9	16,747	13.8	15,350	13.0	15,013	12.8%
30歳～ 39歳	男	16,180	12.6	14,574	11.8	13,505	11.1	12,225	10.4	12,129	10.3
	女	4,808	3.7	4,799	3.9	4,655	3.8	4,249	3.6	4,030	3.4
	計	20,988	16.4	19,373	15.7	18,160	14.9	16,474	14.0	16,159	13.7%
40歳～ 49歳	男	28,232	22.0	26,134	21.2	23,997	19.7	21,865	18.6	20,608	17.5
	女	8,040	6.3	8,336	6.8	7,801	6.4	6,927	5.9	6,451	5.5
	計	36,272	28.3	34,470	28.0	31,798	26.2	28,792	24.4	27,059	23.0%
50歳～ 59歳	男	26,477	20.6	26,792	21.7	27,412	22.5	28,461	24.2	29,554	25.1
	女	7,216	5.6	7,922	6.4	8,541	7.0	8,675	7.4	9,257	7.9
	計	33,693	26.2	34,714	28.1	35,953	29.6	37,136	31.5	38,811	33.0%
60歳～ 69歳	男	9,759	7.6	10,410	8.4	11,209	9.2	11,960	10.2	13,004	11.1
	女	2,516	2.0	2,809	2.3	2,944	2.4	3,147	2.7	3,329	2.8
	計	12,275	9.6	13,219	10.7	14,153	11.6	15,107	12.8	16,333	13.9%
計	男	97,824	76.2	92,450	74.9	90,623	74.5	88,145	74.9	88,635	75.4
	女	30,538	23.8	30,872	25.1	30,962	25.4	29,650	25.3	28,974	24.6
	計	128,362	100.0	123,322	100.0	121,585	100.0	117,795	100.0	117,609	100.0%

(3) 職業別献血者数

区 分	平成 31 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%	献血者数	%
勤 労 者	95,617	74.5	93,366	75.7	90,933	74.8	88,163	74.8	88,892	75.6
学 生	10,072	7.8	7,322	5.9	8,220	6.8	8,474	7.2	7,507	6.4
そ の 他	22,673	17.7	22,364	18.4	22,432	18.4	21,158	18	21,210	18
計	128,362	100.0	123,322	100.0	121,585	100.0	117,795	100.0	117,609	100.0

(4) 月別採血基準別献血実施状況（令和 5 年度）

月	区分	献 血 者 数 (人)				献血量 (L)
		200mL 献 血	400mL 献 血	成分献血	計	
4		112	6,262	3,435	9,809	4,485.6
5		88	6,385	3,412	9,885	4,535.7
6		83	6,396	3,380	9,859	4,510.5
7		68	6,153	3,338	9,559	4,385.6
8		66	6,299	3,147	9,512	4,321.9
9		95	5,987	3,486	9,568	4,360.8
10		85	6,180	3,472	9,737	4,416.2
11		40	6,468	3,392	9,900	4,488.2
12		67	6,657	3,493	10,217	4,632.5
1		62	6,264	3,588	9,914	4,544.2
2		39	6,166	3,372	9,577	4,374.8
3		66	6,383	3,623	10,072	4,647.6
計		871	75,600	41,138	117,609	53,703.6
構 成 比		0.74	64.28	34.98	100	—
対 前 年 比		77.9	102.3	96.1	99.84	99.47
目 標		1,102	74,552	40,861	116,515	52,826
目標達成率		79.0	101.4	100.7	100.9	101.7

(5) 受入施設状況（令和5年度）

区分 月	固 定 設 備 (2 ケ 所)		出張採血		移動献血車 (5台)		合 計	
	延べ 日数	献血者 数	稼働 日数	献血者 数	稼働 日数 (延べ)	献血者 数	稼働 日数 (延べ)	献血者 数
4	58	4,792	0	0	92	5,017	150	9,809
5	58	4,921	1	53	91	4,911	150	9,885
6	60	4,895	0	0	92	4,964	152	9,859
7	62	5,000	0	0	85	4,559	147	9,559
8	62	4,913	0	0	90	4,599	152	9,512
9	60	4,980	1	48	85	4,540	146	9,568
10	62	4,989	0	0	90	4,748	152	9,737
11	60	4,961	1	65	87	4,874	148	9,900
12	59	5,036	0	0	95	5,181	154	10,217
1	59	5,038	0	0	88	4,876	147	9,914
2	58	5,040	0	0	86	4,537	144	9,577
3	62	5,207	0	0	93	4,865	155	10,072
計	720	59772	3	166	1,074	57,671	1,797	117,609
%	40.1	50.8	0.2	0.1	59.8	49.0	100.1	99.9

(6) 保健所（支所）・政令市別献血実施状況（令和4年度、移動献血車のみ）

		実施回数	受付者数	献血者数		
				200mL 献血	400mL 献血	計
西 部		56.5	3,405	42	2,975	3,017
	広島支所	92.5	5,469	35	4,857	4,892
	呉支所	15	905	0	810	810
西 部 東		111.5	6,783	3	6,131	6,134
東 部		77.5	4,465	37	3,817	3,854
	福山支所	15	823	0	731	731
北 部		22	1,302	2	1,107	1,109
広 島 市		485	28,643	87	25,463	25,550
呉 市		98	5,441	0	4,939	4,939
福 山 市		113	7,395	4	6,389	6,393
合 計		1,086	64,631	210	57,219	57,429

(7) 年度別血液製剤・供給状況

[単位：本（200mL換算）]

製剤別 年度別区分		全血製剤	血液成分製剤				合 計
			赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計	
平成 31 年度	製 造	32	585,657	161,671	844,922	1,592,250	1,592,282
	供 給	32	577,896	159,465	835,177	1,572,538	1,572,570
令和 2 年度	製 造	2	585,009	166,358	816,917	1,568,284	1,568,286
	供 給	2	578,089	164,817	809,082	1,551,988	1,551,990
令和 3 年度	製 造	0	586,558	161,642	811,729	1,559,929	1,559,929
	供 給	0	582,753	158,957	804,399	1,546,109	1,546,109
令和 4 年度	製 造	0	586,758	158,703	798,998	1,544.459	1,544.459
	供 給	0	582,673	152,103	798,588	1,533.364	1,533.364
令和 5 年度	製 造	0	533,304	189,039	815,015	1,537,358	1,537,358
	供 給	0	570,333	149,256	795,125	1,514,714	1,514,714

(8) 供給機関別供給状況（令和5年度・県外製造分の受入も含む）

[単位：本（200mL換算）]

			広島県赤十字血液センター		計
			本 所	福山供給出張所	
血液成分製剤	赤血球製剤	赤血球濃厚液	106,169	37,889	144,058
		洗浄赤血球	1,086	2	1,088
		解凍赤血球濃厚液	0	0	0
		合成血	0	0	0
		小計	107,255	37,891	145,146
	新鮮凍結人血漿		24,630	6,604	31,234
	濃厚血小板		226,430	42,290	268,720
	合計		358,315	86,785	445,100

(9) 採血後の検査の状況

採血後に行われる検査で不合格と判定されたものは輸血用血液として使用できない。

中四国9県の献血者数は433,822人。

項 目	項目別検査不合格数（本） （2つ以上の項目に該当したものはそれぞれに計上）							検 査 不合格 数・率
	梅毒	HBs 抗原	HBc 抗体	HCV 抗体	肝機能	不規則 抗体	その他	
本 数	361	92	651	146	3315	290	1283	6,038
比率(%)	0.1	0.0	0.2	0.0	0.8	0.1	0.3	1.4

※（7）、（9）については、平成20年3月以降、中四国各県の製造を段階的に集約し、平成27年2月24日より、中四国全9県の製造を実施している。

※不合格内訳は各項目で一部重複計上。

2 献血受入供給体制の整備

本県では昭和 42 年 2 月に広島県赤十字血液センターが開設されて以来、次のとおり受入供給体制の整備が図られ、現在に至っている。

昭和 40 年	2 月	広島県赤十字血液センター開設 移動採血車整備（1 号車）
昭和 43 年	3 月	移動採血車整備（2 号車）
	4 月	血液センター福山出張所開設
昭和 44 年	1 月	〃 三原出張所開設
	5 月	〃 呉出張所開設
	12 月	〃 三次出張所開設
昭和 47 年	7 月	移動採血車整備（3 号車）
	12 月	移動採血車整備（5 号車）
昭和 51 年	3 月	血液センター増築（検査室）
昭和 52 年	4 月	血液センター三次出張所廃止
昭和 53 年	4 月	血液センター三原出張所廃止
昭和 55 年	7 月	血液センター福山出張所廃止
昭和 56 年	3 月	血液センター全面改築
昭和 58 年	9 月	移動採血車整備（6 号車）
昭和 59 年	12 月	移動採血車整備（7 号車）
平成 元年	12 月	移動採血車整備（8 号車）
平成 2 年	3 月	移動採血車改装（1 号車：成分献血装置 3 台搭載可能）
	11 月	移動採血車整備（3 号車更新：成分採血装置 4 台搭載可能） 血液センター紙屋町出張所開設（献血ルームもみじ） 血液センター増築（凍結血漿保管設備）
平成 5 年	2 月	血液センター福山出張所開設（献血ルームばら）
平成 6 年	3 月	血液センター呉出張所廃止
平成 6 年	4 月	輸血用血液照射エックス線装置の設置
平成 6 年	5 月	血液センター製剤作業室の改造
平成 7 年	8 月	血液センター無菌室の改修
平成 11 年	4 月	血液センター福山供給出張所開設
平成 12 年	4 月	血液センター本通出張所開設（献血ルームもみじ） （紙屋町出張所移転）
平成 15 年	10 月	血液センター福山出張所全面改装（献血ルームばら）
平成 17 年	4 月	移動献血車 1 台を福山市に常駐
平成 18 年	10 月	血液センター本所の献血を献血ルームもみじに統合
平成 19 年	4 月	島根県、山口県、愛媛県血液センターの検査業務集約
平成 20 年	3 月	島根県血液センターの製剤業務集約
平成 21 年	3 月	糖尿病関連検査（グリコアルブミン検査）開始
平成 21 年	6 月	検診車整備
平成 22 年	2 月	移動採血車更新（8 号車） 血液センター全館空調一部改修
平成 23 年	3 月	移動採血車更新（もみじ 3 号）

平成 24 年	3 月	山口県赤十字血液センターの製剤業務を広島県に集約
平成 24 年	4 月	広域事業運営体制の開始
平成 24 年	5 月	日本赤十字社中四国ブロック血液センター・広島県赤十字血液センター合同 社屋完成
平成 25 年	3 月	移動採血車更新（もみじ 6 号）
平成 26 年	3 月	血液センター紙屋町出張所開設（献血ルームピース）
	6 月	血液事業情報システム運用開始（電子カルテシステム等導入）
	7 月	血液センター本通出張所リニューアルオープン（献血ルームもみじ）
	8 月	「個別 NAT」（核酸増幅検査）システムを全国の検査実施施設の導入
平成 28 年	9 月	洗浄血小板の供給を開始
令和 2 年	3 月	献血ルーム「ばら」閉所
令和 3 年	3 月	福山供給出張所停止，福山出張所へ移転統合
令和 4 年	9 月	「ラブラッドアプリ」リリース（アプリ版献血カード・事前 Web 問診回答機 能の導入、プレ会の登録を開始）
令和 5 年	3 月	赤血球製剤の有効期間変更（採血後 21 日間から採血後 28 日間へ変更）

(1) 受入機関

献 血 受 入 施 設	設 置 場 所	摘 要
血液センター紙屋町出張所 愛称：献血ルームピース	〒730-0031 広島市中区紙屋町2-3-20 ソシオスクエア紙屋町4階	受付 平日 9:00～12:00 13:30～17:00 土日祝日 9:00～17:00 (土日祝日は休み時間なし) ※定休日 なし
血液センター本通出張所 愛称：献血ルームもみじ	〒730-0035 広島市中区本通6-1-1 明治安田生命広島本通ビル1・2階	受付 平日 10:30～13:30 15:00～18:30 土日祝日 10:30～18:00 (土日祝日は休み時間なし) ※定休日 なし
移 動 献 血 車 1号 3号 6号 7号 8号 出張（オープン）採血	5 ベ ッ ド 設 備 4 ベ ッ ド 設 備 4 ベ ッ ド 設 備 4 ベ ッ ド 設 備 4 ベ ッ ド 設 備 4 ベ ッ ド 設 備	

(2) 輸血用血液供給機関一覧表

供 給 機 関 名	供 給 範 囲
広島県赤十字血液センター 本所（供給課） 〒730-0052 広島市中区千田町2-5-5 (082) 241-1246	広島市・呉市・三次市・庄原市・廿日市市・大竹市・東広島市・ 竹原市・江田島市・安芸高田市・安芸郡・山県郡・豊田郡
広島県赤十字血液センター 福山出張所 〒721-0942 福山市引野町2-23-26 (084) 940-5566	三原市・尾道市・福山市・府中市・世羅郡・神石郡

3 広島県献血推進功労者等表彰伝達式開催状況

事 項 \ 年 度					平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
日 時					7.30 (火) 14:00	7.29 (水) 14:00	7.29 (木) 14:00	7.26 (火) 14:00	7.27 (木) 14:00
会 場					中四国ブロック 血液センター	中四国ブロック 血液センター	中四国ブロック 血液センター	中四国ブロック 血液センター	中四国ブロック 血液センター
参 加 者 数 (人)					110	中止	中止	70	120
表 彰	厚生労働大臣	表彰状	団体	推進	3	3	3	2	2
				普及	—	—	—	—	1
		感謝状	団体	推進	6	6	6	6	5
				普及	1	2	1	1	1
	広島県知事	感謝状	団体	推進	7	7	7	8	6
				普及	3	3	3	1	4
	日本赤十字社 有効章	金色	団体	推進	4	3	4	4	4
				普及	2	2	2	1	1
		銀色	団体	推進	5	4	5	5	3
				普及	1	2	1	2	1
	日本赤十字社 広島県支部長	感謝状	団体	推進	5	6	5	4	7
				普及	3	1	3	4	1
			個人	推進	16	21	16	21	17

第 7 温 泉 事 業

第7 温泉事業

1 温泉掘削等申請及び許可状況

(件)

区 分 年	掘 削 許 可		増 掘 許 可		動力装置許可		利 用 許 可	
	申 請	許 可	申 請	許 可	申 請	許 可	申 請	許 可
H14 年 度	20	18			19	17	25	26
H15 年 度	12	12			8	8	21	21
H16 年 度	27	27			19	19	45	44
H17 年 度	14	14			12	12	33	30
H18 年 度	12	12			11	11	38	40
H19 年 度	8	8			8	8	32	32
H20 年 度	10	10			9	9	4	4
H21 年 度	8	8			5	5	2	2
H22 年 度	4	4			5	5	3	3
H23 年 度	5	4			4	4	7	7
H24 年 度	4	4			3	3	14	14
H25 年 度	1	1			0	0	2	2
H26 年 度	1	1			1	1	0	0
H27 年 度	8	6			1	1	1	1
H28 年 度	4	6			8	8	3	0
H29 年 度	4	3			1	1	1	4
H30 年 度	3	3			1	1	0	0
R 元 年 度	3	3	1	1	5	5	5	2
R 2 年 度	0	0	0	0	3	3	0	3
R 3 年 度	1	1	0	0	2	2	0	0
R 4 年 度	5	5	0	0	0	0	0	0
R 5 年 度	0	0	0	0	3	3	0	0

※ 利用許可に係る数値は、平成13年度分から保健所設置市（広島市、呉市、福山市）を、平成17年10月1日からは三次市分を、平成19年4月1日からは東広島市及び三原市分を、平成20年4月1日からは廿日市市、安芸高田市、北広島町、江田島市、竹原市、大崎上島町、尾道市、世羅町、庄原市分を、平成21年4月1日から府中市、神石高原町を含まない。

2 温泉立入検査状況（令和5年度）

保健所等 区分	源泉立入検査								温泉利用施設立入検査										
	源泉 総 数	立 入 回 数	違反等指示事項						温泉利用 施設 総 数	立 入 回 数	温泉利用 許可数			違反・不備等に 対する指示件数					
			温泉掘削	温泉増掘	動力装置	その他	計	総 数			内 現 年 許 可 数	内 現 年 度 許 可 取 消 数	無許可 利用施設 浴用飲用の	温泉成分等の 不揭示	温泉成分等 法定検査期限 を 含 む	その他	計		
西 部	144	3	0	0	0	0	0	9	7	21	0	2	0	0	0	0	2		
西 部 東	41	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0		
東 部	83	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0		
北 部	31	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0		
薬 務 課	72	3	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0		
計	371	6	0	0	0	0	0	9	7	21	0	2	0	0	0	0	2		

温泉利用状況報告書(飲用・浴用分)

3 温泉利用状況

(1) 浴用・飲用利用分

(令和6年3月末現在)

	市町村名	温泉地名	源泉総数 (A＋B)	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 (L／分)		宿泊施設数	収容定員	年間延泊利用人数	温浴場利用施設の数 公衆	国に宿泊 保ける用 温年人数 地延	主たる泉質名	温泉利用施設の名称等	
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃以上 42℃未満	42℃以上	水蒸気及びガス	自噴	動力								
西部	大竹市	玖波四丁目（湯舟温泉）	2				2	2					20						単純弱放射能泉		
		黒川二丁目温泉	1				1	1													
	府中町	中村温泉	1				1	1											単純弱放射能冷鉱泉		
		やまとの湯	2		2			1	1				105				1		含弱放射能ナトリウム塩化物温泉 含放射能カルシウム・ナトリウム塩化物温泉		
	海田町	道祖園	1				1	1											単純弱放射能冷鉱泉		
		（東海田浜）	1				1	1											単純弱放射能冷鉱泉		
		さかの海田	1		1			1					200				1		単純弱放射能冷鉱泉		
		（東梅田堂所）	1				1	1					90						単純弱放射能冷鉱泉		
	坂町	坂 潮の香温泉	1		1				1				120				1		含弱放射能ナトリウム塩化物物強塩冷鉱泉	アジアリゾートスパシーレ	
	安芸太田町	小温井（温井温泉）	1		1			1					69	1	113		1		単純弱放射能冷鉱泉	温井スプリングス	
		三谷正木山（谷正木山温泉）	1	1				1					307				1		単純放射能冷鉱泉	龍頭峡ラドン泉スタンド	
		尾崎	1	1				1					462	1	30	2,461	1		泉質なし	グリーンスパつつが、安芸太田町簡賀高齢者生活福祉センター温泉スタンド	
		柴木（三段峽温泉）	1	1				1				13	2	108	2,831	1			単純弱放射能冷鉱泉	三段峽ホテル、川本旅館	
		鍛冶屋通（戸河内温泉）	1				1	1				12							単純弱放射能冷鉱泉		
		宮ヶ原（三段峽柴木温泉）	1		1				1				190						アルカリ性単純温泉	温泉スタンド(浴用)	
		加計（月ヶ瀬温泉）	1		1				1				310			2			アルカリ性単純温泉	月ヶ瀬温泉	
		原字長谷（清鈴園療養泉）	1		1			1					120						単純弱放射能冷鉱泉	特養老人ホーム清鈴園	
	廿日市市	極楽寺山温泉（1、2、3号井）	3		3			3					104				1		単純弱放射能冷鉱泉	廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場	
		宮内野貝原（野貝原のうが温泉）	1				1	1					55.6								
		廿日市グリーンズボーツ	1				1	1					70						単純弱放射能冷鉱泉		
		羅漢温泉	1	1					1				147				1		単純弱放射能低温泉		
		SPA羅漢	1		1				1				測定不能						単純放射能温泉	道の駅スパ羅漢	
		岩倉温泉	1		1			1					170						単純弱放射能泉		
		小瀬川温泉2号井（栗栖北山）	1	1				1					40	1	33	0	1		単純放射能冷鉱泉	小瀬川温泉 丸忠	
		新羅漢温泉（1、2号井）	2		2			2					80						単純弱放射能冷鉱泉		
		玖島中倉山温泉	1				1	1													
		飯山天徳（冠高原グリーンクラブ）	1				1	1					20						単純放射能冷鉱泉		
		友田流水	1				1	1					29								
		潮原温泉	1	1				1					25	1	96		1		単純放射能冷鉱泉	潮原温泉	
		水神の湯（魅惑の里）	1		1			1					90	1	62	0	1		単純放射能冷鉱泉		
		女鹿平温泉（湯の川温泉2号井）	1		1				1				300	1	121	10,509	1		アルカリ性単純温泉	女鹿平温泉クヴェーレ吉和	
		熊崎温泉（湯の川温泉3号井）	1	1					1				265						アルカリ性単純温泉		
		熊崎温泉（湯の川温泉1号井）	1			1			1				130						アルカリ性単純温泉		
		吉和の森ジーンアンドアール（株）	1				1	1											単純放射能冷鉱泉		
		所山温泉	1				1	1					18						単純弱放射能冷鉱泉		
		清水峯（清水峯温泉）	1				1	1					300						単純弱放射能冷鉱泉		
		宮浜温泉2号井	1		1				1				230	8	1,261	146,659	7		単純弱放射能低温泉	石亭、宮浜グランドホテル、旅館かんざき、安芸グランドホテル、宮浜べにまんさくの湯、イクヨ能宮荘、デイサービスセンター洗心園、リブマックスリゾート安芸宮浜温泉、宮島離れの宿 IBUKU、宮島離れの宿 IBUKU別邸、リブマックスリゾート宮浜温泉Ocean	
		早時（大野温泉）	1				1	1					20							緩和性冷鉱泉	
		鴨川温泉	1				1	1													
		宮島コーラルホテル	1				1	1					70							含放射能Na塩化物物強塩冷鉱泉	
		本陣の湯	1				1		1				50							含弱放射能ナトリウム・カルシウム塩化物温泉	
		神の湯、熊神の湯	2		2			1	1				50	1	208	33,006	1		単純弱放射能冷鉱泉	リブマックスリゾート安芸宮島	
		桶水館温泉	1		1			1					320	1	125	22,256	1		含弱放射能ナトリウム塩化物物冷鉱泉	桶水館	
		多々良湾	1			1		1													
		岩惣温泉	1				1	1					80								
		大元温泉	1				1	1					35								
		紅葉谷（若宮温泉）	1		1			1					57	1	263	14,567			単純弱放射能冷鉱泉	岩惣	
		廿日市市原（原温泉）	1		1			1					59							単純弱放射能冷鉱泉	
		廿日市市大野浦（大野浦温泉）	1		1			1					20	1	81	28,564			単純放射能冷鉱泉	ホテル宮島プリンセス	
		ヒルデモア宮島	1				1		1				395							含弱放射能ナトリウム塩化物物強塩温泉	
		廿日市市友田広原山	1		1			1					80							単純弱放射能冷鉱泉	（西部金属）
		宮内温泉	1		1			1					95							単純弱放射能冷鉱泉	湯治の館みやうち（野村病院経営グループホーム）
		（玖島）	1	1				1					100								八万鉱泉

温泉利用状況報告書(飲用・浴用分)

	市町村名	温泉地名	源泉総数 (A+B)	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 (L/分)		宿泊施設数	収容定員	年間延泊利用	温浴場利用施設の数 公衆	国に宿泊保ける用 温年人泉間数 地延	主たる泉質名	温泉利用施設の名称等	
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃以上 42℃未満	42℃以上	水蒸気及びガス	自噴	動力								
西部		経小屋温泉	1		1			1						70	1	16	0		単純弱放射能冷鉱泉	狹籠 桜	
		宮島口温泉 旅人の湯	1		1			1						100	1	575	89,210		含弱放射能-ナトリウム-塩化物強塩冷鉱泉	グランヴィリオホテル宮島-和蔵-	
		宮島口（みやじま天然温泉）	1		1			1						33			7,360		単純弱放射能冷鉱泉	みやじま庵廣島、いろいろの湯宿別邸藤屋	
		宮浜温泉（IBUKUの湯）	1		1			1						60					単純弱放射能冷鉱泉		
		大野塩屋	2		2			2						40					単純弱放射能冷鉱泉		
	江田島市	えたとじま温泉	1		1				1					240	1	128	5,881	1	含弱放射線ナトリウム・カルシウム塩化物温泉	江田島荘（宿泊施設と公衆浴場を併設）	
		絵の島	1				1	1						120					単純弱放射能冷鉱泉		
		中国土地沖美泉	1				1														
		ホリス・リゾート（猪木アイランド）	1				1	1						34					単純弱放射能冷鉱泉		
		MUGENアイランド（NO.1）	1				1	1						10					単純放射能冷鉱泉		
		MUGENアイランド（NO.4）	1				1	1						10					単純放射能冷鉱泉		
		MUGENアイランド（井戸A）	1				1	1						40					単純放射能冷鉱泉		
		MUGENアイランド（井戸B）	1				1	1						60					単純放射能冷鉱泉		
		MUGENアイランド（井戸C）	1				1	1						80					単純放射能冷鉱泉		
		野々谷（芸北温泉）	1		1			1						122	1	92	4,531	1	単純弱放射能冷鉱泉	オークガーデン森林の館	
	北広島町	茅野山（芸北リゾート）	1		1				1					400	1	4	49	1	アルカリ性単純弱放射能温泉	聖湖ショートステイハウス	
		浮島郷（庚申泉）	1					1	1					38					単純弱放射能冷鉱泉		
		宮の前（大朝温泉）	1		1			1						72	1	32	0	1	単純放射能冷鉱泉	田原温泉わらべ（農村高齢者活性化センター）	
		尻突岩（大朝寒曳温泉）	1		1			1						68					単純弱放射能冷鉱泉		
		滝際（おおあさ鳴滝温泉）	1		1			1						14.8					単純弱放射能冷鉱泉		
		森ヶ上（森ヶ上温泉）	1		1			1						85	1	79	3,638	1	単純弱放射能冷鉱泉	宿泊研修センター「どんぐり荘」	
		狭々焼	1					1	1					58					単純弱放射能冷鉱泉		
		杉吉（龍温泉1）	1					1	1					80					単純弱放射能冷鉱泉	広島北ホテル（飲用）	
		大谷（龍温泉2）	1		1			1						110	1	227	20,800	1	単純弱放射能冷鉱泉	広島北ホテル	
		丁保余原（養老温泉）	1			1		1				15							単純弱放射能冷鉱泉		
		南方（千代田温泉）	1		1			1						7.57	0	0	0	0	単純弱放射能冷鉱泉		
		城ヶ谷（千代田住宅団地）	1					1	1					60					単純弱放射能冷鉱泉		
		西浦（本地温泉）	1					1	1					120					単純弱放射能冷鉱泉		
		中山温泉	1		1			1						36					単純放射能冷鉱泉		
		安芸高田市	多治比	1					1	1					60					単純弱放射能冷鉱泉	
			中山（八千代温泉）	1		1			1						180				1	単純弱放射能冷鉱泉	介護付き有料老人ホーム メリィハウス八千代
	道面（美土里温泉）		1		1			1						200				1	単純弱放射能冷鉱泉	神楽門前湯治村「岩戸屋」	
	末女木（高宮温泉）		2					2	2					23					単純弱放射能泉		
	山王平（高宮温泉）		2		2			2						260				1	単純弱放射能冷鉱泉	たかみや湯の森	
	飛戸平（教徳寺温泉）		1					1	1					40					単純放射能泉		
	枚谷（中国土地開発団地）		1					1	1				不明						（不詳）		
晴葉山（小丸子グリーンハイッツ）	1						1	1					40					単純弱放射能冷鉱泉			
温泉メリィの湯	1			1			1						90				1	低張性中性冷鉱泉	介護付き有料老人ホーム メリィハウス八千代		
タマシゲ井戸No.1	1						1	1					6					単純弱放射能冷鉱泉			
タマシゲ井戸No.2	1					1	1					10									

温泉利用状況報告書(他目的利用分)

令和6年3月末現在

保健所等	市町村名	温泉地名	用 途	源泉総数 (A+B)	利 用 源泉数 (A)		未利用 源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 (L/分)		主たる泉質名	備 考
					自 噴	動 力	自 噴	動 力	25℃ 未満	25℃ 以上 42℃ 未満	42℃ 以上	水蒸気 及び ガス	自 噴	動 力		
西部	大竹市	ロイヤルリゾート蛇喰	生活用水	1		1			1					20	単純弱放射能冷鉱泉	
		栗谷町大栗林	生活用水	1		1			1					60	単純弱放射能冷鉱泉	
		栗谷町大栗林字須磨ヶ原	生活用水	2		2			2					135	単純弱放射能冷鉱泉	
	廿日市市	(阿品台)	雑用水	1		1			1					20		
		原字虹ヶ谷1号井	生活用水	1		1			1					40	単純弱放射能冷鉱泉	
		栗栖北山(小瀬川温泉1号)	生活用水	1	1				1				5		単純弱放射能泉	
		栗栖中山温泉	雑用水	1	1				1							
		中道字板押	生活用水	1		1			1					40	単純弱放射能冷鉱泉	
		温泉ヶ丘	生活用水	1		1			1					110	単純弱放射能冷鉱泉	
		浅原字桑原	生活用水	1		1			1					20	単純弱放射能冷鉱泉	
		宝来温泉	雑用水	1		1			1					20		
		吉和の里温泉	生活用水	1		1			1					200	単純弱放射能冷鉱泉	
		宮内	生活用水	1		1			1					16	単純弱放射能冷鉱泉	
		浅原字大山甲	生活用水	1				1	1					45	単純弱放射能冷鉱泉	
		ラドンピア悠々の里	生活用水	1				1	1					96	単純弱放射能冷鉱泉	
		峠	店舗用水	1		1			1					80	単純弱放射能冷鉱泉	
		前空	店舗用水	1		1			1					42	単純弱放射能冷鉱泉	
	江田島市	是長(祖No.1)	生活用水	1		1			1					150	単純弱放射能冷鉱泉	
		沖野島	生活用水	1		1			1					20	単純弱放射能冷鉱泉	
	北広島町	横路原	生活用水	1		1			1					60	単純弱放射能冷鉱泉	
広島市	西区	菊貞温泉	生活用水	1		1			1					30	含放射能ナトリウム塩化物泉	
		(共立)	生活用水	1		1			1					21	単純弱放射能冷鉱泉	
		岩原温泉	生活用水	1		1			1					20	ラドン泉	
		桜井温泉	生活用水	1		1			1					22	単純弱放射能冷鉱泉	
		ウェストンヒル温泉	生活用水	1		1			1					32	ラドン泉	
	佐伯区	白砂字竹尾山	生活用水	1		1			1					70	単純弱放射能冷鉱泉	
	安佐南区	(大塚西)	生活用水	1				1	1					65	単純弱放射能冷鉱泉	
		(上安)	生活用水	1		1			1					100	単純弱放射能冷鉱泉	
東部	三原市	久井町山中野No.1	生活用水	1		1										
		久井町山中野No.2	生活用水	1		1										
福山市	福山市	(山野町高尾)	生活用水	1		1			1					20		
計				32	2	27	0	3	30	0	0	0	5	1,554		

第8 麻薬・向精神薬・覚醒剤

第8 麻薬・向精神薬・覚醒剤

1 業種別麻薬取扱者数の推移

業 種 別 \ 年		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
麻薬取扱者	家庭麻薬製造業者	1	1	0	0	0
	麻薬卸売業者	32	31	31	30	29
	麻薬小売業者	1,392	1,393	1,399	1,411	1,413
	麻薬管理者	471	477	483	501	515
	麻薬施用者	6,291	6,211	6,343	6,460	6,531
	麻薬研究者	58	54	53	56	52
	計 a	8,245	8,167	8,309	8,458	8,540
けし・大麻取扱者	けし栽培者	0	0	0	0	0
	けし研究者	0	0	0	0	0
	大麻栽培者	0	0	0	0	0
	大麻研究者	7	8	9	8	8
	計 b	7	8	9	8	8
合 計 (a + b)		8,252	8,175	8,318	8,466	8,548
麻薬診療施設	病 院	225	223	221	219	221
	一 般 診 療 所	1,188	1,183	1,184	1,174	1,159
	歯 科 診 療 所	7	6	6	7	6
	飼 育 動 物 施 設 診 療 施 設	153	162	161	151	151
	計	1,573	1,574	1,572	1,551	1,537

(注) 各年の12月31日現在の数である。

2 麻薬取扱者立入検査結果の推移

業 種 別 \ 年		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象業務所数	a	3,059	3,060	3,064	3,054	3,039
立入検査実施数	b	1,135	1,023	885	1,107	1,209
実 施 率 (%)	b/a	37.1	33.4	28.9	36.2	39.8
違反業務所数	c	134	104	69	77	60
違 反 率 (%)	c/b	11.8	10.2	7.8	7.0	5.0

(注) 各年の12月31日現在の数である。

3 保健所等別麻薬取扱者及び免許施設数

(令和5年12月31日現在)

事 項 保健所等	麻 薬 取 扱 者 (a)										け し ・ 大 麻 取 扱 者 (b)					合 計 (a+b)	麻 薬 診 療 施 設				
	家 庭 麻 薬	麻 薬 卸売業	麻 薬 小売業	麻 薬 管理者	麻 薬 施 用 者				麻 薬 研究者	計	け し 耕作者	け し 研究者	大 麻 栽培者	大 麻 研究者	計		病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	飼育動 物診療 施 設	計
	製造業				医 師	歯 科 医 師	獣医師	小 計													
西部	0	0	70	27	322	3	3	328	0	425	0	0	0	0	0	425	13	55	0	3	71
西部広島	0	0	76	34	226	3	7	236	2	348	0	0	0	0	0	348	11	57	1	7	76
西部呉	0	3	139	51	603	9	19	631	4	828	0	0	0	0	0	828	26	105	0	18	149
西部東	0	3	108	44	340	1	14	355	1	511	0	0	0	0	0	511	20	78	1	12	111
東部	0	5	135	41	489	4	17	510	9	700	0	0	0	3	3	703	21	111	1	13	146
東部福山	0	6	241	97	912	8	50	970	11	1,325	0	0	0	1	1	1,326	41	173	0	31	245
北部	0	3	47	14	194	1	6	201	0	265	0	0	0	0	0	265	9	38	0	4	51
県保健所計	0	20	816	308	3,086	29	116	3,231	27	4,402	0	0	0	4	4	4,406	141	617	3	88	849
薬務課	0	9	0	207	3,166	56	78	3,300	25	3,541	0	0	0	4	4	3,545	80	542	3	63	688
広島市保健所	0	0	597	0	0	0	0	0	0	597	0	0	0	0	0	597	0	0	0	0	0
合 計	0	29	1,413	515	6,252	85	194	6,531	52	8,540	0	0	0	8	8	8,548	221	1,159	6	151	1,537

※ 平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

4 保健所等別麻薬等免許申請件数

令和5年度

事項	保健所等	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課	総計
麻薬施用者免許証		141	112	291	176	224	444	72	1,477	2,937
麻薬管理者免許証		14	21	25	16	18	46	8	101	249
麻薬小売業者免許証		36	35	65	48	64	99	21	0	368
麻薬卸売業者免許証		0	0	0	0	4	3	1	4	12
麻薬研究者免許申請		0	0	0	0	5	2	0	9	16
麻薬取扱者免許証再交付		1	0	0	2	0	1	0	6	10
覚醒剤施用機関指定		0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚醒剤研究者指定		0	0	2	0	2	1	0	5	10
覚醒剤原料取扱者指定		0	1	2	2	2	3	2	3	15
覚醒剤原料研究者指定		0	0	1	0	0	1	0	0	2
覚醒剤等取扱者指定証再交付		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬卸売業者免許申請		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬小売業者免許申請		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録申請		0	0	0	0	1	0	0	0	1
向精神薬営業者免許証再交付		0	0	0	0	0	0	0	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付		0	0	0	0	0	0	0	0	0
大麻研究者免許申請		0	0	0	0	3	1	0	5	9
大麻研究者登録事項変更届		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		192	169	386	244	323	601	104	1,610	3,629

5 麻薬関係立入検査状況

(令和5年)

業 種	事	対 象 業 務 所 数	立入検査回数			違 反 業 務 所 数	違 反 内 容 数																			処 置					
			麻 薬 取 締 員	そ の 他 の 職 員	計		麻 第 十 二 法 条	輸 入 製 剤 ・ 輸 出 分	譲 渡 ・ 譲 受	施 処 方 せ ん の 交 付	不 正 所 持	廃 棄	証 紙 ・ 包 容 の 器 具 及 び 載	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	保 管 ・ 管 理	帳 簿	施 用 に 関 する 記 録	そ の 他	届 出			保 存			計	告 発 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 ・ 誓 約 書	そ の 他	計
																			事 故	報 告 ・ 報 年	中 毒	譲 渡 証	譲 渡 受	帳 簿							
麻 薬 輸 入 業 者		()		()																											
麻 薬 輸 出 業 者		()		()																											
麻 薬 製 造 業 者		()		()																											
麻 薬 製 剤 業 者		()		()																											
家庭麻薬製造業者		()		()																											
麻 薬 元 卸 売 業 者		()		()																											
小 計		()		()																											
麻 薬 卸 売 業 者	29	(2 10)	23	(2 33)																											
麻 薬 小 売 業 者	1413	(10)	816	(10 816)	29			1						8	18				1			2		30					30	30	
小 計	1,442	(12 10)	839	(12 849)	29			1						8	18				1			2		30					30	30	
麻 薬 診 療 施 設	病 院	221	(4 83)	199	(4 282)	22				9		2			5	2	1	1	2	2		1		25					25	25	
	一 般 診 療 所	1159	(2 10)	50	(2 60)	6			1					3	3									7				1	6	7	
	歯 科 診 療 所	6	()		()																										
	飼育動物診療施設	151	(1 1)	10	(1 11)	3									2			1						3				1	2	3	
	小 計	1,537	(7 94)	259	(7 353)	31			1	9		2			10	5	1	2	2	2		1		35				2	33	35	
麻 薬 研 究 者	52	()	7	(7)																											
け し 耕 作 者		()		()																											
け し 研 究 者		()		()																											
大 麻 栽 培 者		()		()																											
大 麻 研 究 者	8	()		()																											
小 計	60	()	7	(7)																											
合 計	3,039	(19 104)	1,105	(19 1,209)	60			2	9		2			18	23	1	2	2	3			3		65				2	63	65	

※ 麻薬取締員欄の（ ）内には、麻薬取締員がその他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

6 保健所等別麻薬関係立入検査状況

(令和5年)

事 保健所等	対 象 業 務 所 数	立入検査回数			違 反 業 務 所 数	違 反 内 容 数																		処 置													
		麻 薬 取 締 員	そ の 他 の 職 員	計		第 十 二 条 法	輸 入 ・ 製 剤 ・ 輸 出 分	譲 渡 ・ 譲 受	施 処 方 せ ん の 交 付	不 正 所 持	廃 棄	証 紙 ・ 包 容 の 器 記 及 び 載	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	保 管 ・ 管 理	帳 簿	施 用 に 関 する 記 録	そ の 他	届 出			保 存			計	告 発 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 ・ 誓 約 書	そ の 他	計							
																		事 故	報 告 ・ 報 年	中 毒	譲 渡 証	帳 簿	ん 記 録 ・ 施 用 に 関 する 記 録														
西部保健所	141	(0) 0	80	(0 80	10	0	0	1	0	0	1	0	0	1	2	0	1	1	2	0	0	1	0	10	0	0	0	1	9	10							
西部保健所広島支所	154	(0) 0	79	(0 79	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1							
西部保健所呉支所	295	(0) 0	133	(0 133	10	0	0	0	1	0	1	0	0	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	11	11							
西部東保健所	223	(0) 0	96	(0 96	5	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	0	5	5							
東部保健所	298	(0) 0	184	(0 184	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4							
東部保健所福山支所	504	(0) 0	185	(0 185	8	0	0	0	2	0	0	0	0	3	3	0	0	0	1	0	0	0	0	9	0	0	0	0	9	9							
北部保健所	101	(0) 0	79	(0 79	9	0	0	1	1	0	0	0	0	1	6	0	1	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	1	9	10							
薬務課	726	(19) 104	0	(19 104	6	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	7							
広島市保健所	597	(0) 0	269	(0 269	7	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	8							
計	3,039	(19) 104	1,105	(19 1209	60	0	0	2	9	0	2	0	0	18	23	1	2	2	3	0	0	3	0	65	0	0	0	2	63	65							

※ 平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

保健所設置市分再掲

広島市	1,323	(19) 104	269	(19) 373	13	0	0	0	4	0	0	0	0	6	4	0	0	1	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	15	15
呉市	273	(0) 0	120	(0) 120	7	0	0	0	1	0	1	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	8
福山市	459	(0) 0	157	(0) 157	6	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	7
計	2,055	(19) 104	546	(19) 650	26	0	0	0	6	0	1	0	0	10	10	1	0	1	1	0	0	0	0	30	0	0	0	0	30	30

※ 麻薬取締員欄の（ ）内には、麻薬取締員がその他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

※ 広島市分については、薬務課分と広島市保健所分を合計した数である。

7 麻薬関係事犯

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
麻薬及び向精神薬取締法	件 数	4	2	4	15	11
	人 員	2	2	2	7	5
大麻取締法	件 数	44	83	105	86	101
	人 員	24	57	68	57	85
あへん法	件 数	0	0	0	0	0
	人 員	0	0	0	0	0
薬機法 (指定薬物)	件 数	0	2	2	5	6
	人 員	0	2	1	1	1

(注1) 数値は県警察本部分である。(R2年、R3年の数値は広島県健康福祉局分を含む。)

(注2) 薬器法＝医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律。

8 麻薬廃棄届・事故

(1) 件数

区分 (年)	廃棄届	事故				
		計	内容			
			盗難	滅失	所在不明	その他
令和元年	673	124	0	91	10	23
令和2年	762	125	0	95	6	24
令和3年	700	94	0	70	6	18
令和4年	879	108	1	74	8	25
令和5年	865	131	0	91	6	34

(2) 保健所等別廃棄届・事故件数

(令和5年)

保健所 区分	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課	広島市	計
廃棄届	30	47	83	70	81	184	35	129	206	865
事故届	8	1	7	6	4	15	8	79	3	131

※平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

9 麻薬卸売業者における麻薬譲渡量の推移

(単位 g)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
アヘン	1,194.5	1,233.2	1,850	2,150	825	771	690
モルヒネ	4,841.25	4,361.45	3491.1	3,411.45	3,427.95	3,213.4	3080.1
エチル モルヒネ	0	0	0	0	0	0	0
コデイン	3,618	3,450	3,406	2,333	2,317	2,577	3467
ジヒドロ コデイン	0	0	0	5	0	0	5
オキシコドン	11,827.43	10,074.88	10,755.125	9,914.475	12,143.24	11,124.12	10552.35
オキシ メデパノール	4.6	1.4	2.8	2	1.2	2.4	6.2
ヒドロ モルフォン	41.08	245.06	714.52	983.82	1,557.935	1,616.482	1691.194
コカイン	65	80	80	60	5	5	0
ペチジン	2,111.2	2,079	2173.6	2,048.95	2,276.6	2,305.75	2329.35
フェンタニル	777.5338	812.3783	693.22691	655.3441	953.9057	878.6157	865.5206
レミ フェンタニル	155.21	169.505	180.715	177.1	205.5295	217.8165	241.076
メサドン	82.8	54.6	30.8	70.6	88.6	147.6	125.2
タペンタ ドール	1, 893	2,208	2,339	2,855	3,099.533	2,979.558	2228.262
ケタミン	1, 257	1,157.7	1,238.2	1,214.7	1,711.647	1,425.504	1384.6

※ 各製剤に含まれる麻薬含有量をそれぞれ合計したもの

10 麻薬中毒者

(1) 麻薬中毒者通報届出状況

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
医師	0	0	0	0	0
検察官	0	0	0	0	0
警察官	0	0	0	0	0
麻薬取締官	0	0	0	0	0
麻薬取締員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 麻薬中毒者の状況

(令和5年)

観 察 指 導 の 対 象 と し て い る 者												県外転出者	死亡・帰国者	社会復帰者
所在の明らかな者				所在不明の者				計						
第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計			
			0				0				0	0	0	0

1 1 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

令和5年10月1日から11月30日までの2か月間「広島県麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施要領」に基づき、この運動を実施した。運動の実施結果は次のとおりである。

(1) 広報啓発運動

市町発行の広報紙等による広報活動並びに広島県薬物乱用防止指導員、一般社団法人広島県医師会、公益社団法人広島県薬剤師会、広島県配置医薬品連合会及び広島県製薬協会等の協力を得て県民に対して本運動の趣旨の徹底を図るとともに、ポスター、リーフレット、立看板、懸垂幕、有線放送等による広報媒体を活用し、本運動の趣旨の普及徹底を図った。

○ ポスター（厚生労働省作成）	2,500枚
○ ポスター（県作成）	2,950枚
○ パンフレット（厚生労働省作成）	2,500枚
○ パンフレット（県作成）	50,000枚
○ 広 報 誌 等	16市町
○ 講 習 会 ・ 研 修 会	9か所（受講者1,501人）
○ ビデオテープ等の貸し出し	14回

(2) 一斉立入検査の実施

麻薬・覚醒剤等取扱施設に対して一斉立入検査を実施し、麻薬・覚醒剤等の適正な取扱いの指導監督を実施した。

12 不正大麻・けし撲滅運動

令和5年4月1日から6月30日までの3か月間この運動を実施した。

市町、(一社)広島県医師会及び(公社)広島県薬剤師会等から広報誌、各機関紙による広報活動の協力を得るとともに県教育委員会に対して学童に対する啓発指導を依頼した。

また、講習会等出席者に対する啓発活動を実施した。

さらに、保健所、警察署等を通じ、大麻・けしの見分け方のポスター・リーフレットを配布するとともに不正・自生けし等の指導取締りを実施した。

○ポスター 749枚

○リーフレット 1,568部

○チラシ 11,250枚

○不正けし 0本

○自生けし 26,232本

○自生大麻 0本

★ 大麻・けし不正栽培状況

(1) 大麻不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
令和元					0
令和2					0
令和3					0
令和4					0
令和5					0

(2) けし不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
令和元					0
令和2					0
令和3					0
令和4					0
令和5					0

13 向精神薬関係立入検査状況

(令和5年)

業 種 事 項		対 象 業 務 所 数	立 入 検 査 回 数			違 反 業 務 所 数	違 反 内 容 数													措 置									
			麻 薬 取 締 員	そ の 他 の 職 員	計		輸 入	輸 出	製 造 等	譲 渡 し 等	広 告	記 載 の 被 包 載	向 責 任 精 神 薬 取 扱 者	保 管 ・ 管 理	廃 棄	事 故 届	記 録	年 間 届	そ の 他	計	告 発 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 等	措 置 命 令	改 善 命 令	向 責 任 者 変 更 命 取 扱 令	そ の 口 頭 説 諭 他 等	計
向 精 神 薬 輸 入 業 者		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向 精 神 薬 輸 出 業 者		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向 精 神 薬 製 造 製 剤 業 者		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向 精 神 薬 使 用 業 者		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
向 精 神 薬 卸 売 業 者		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
免許みなし卸売販売業者		327	(2) 0	68	(2) 68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
免 許 み な し 薬 局		1591	(10) 0	790	(10) 790	12	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	11	0	0	13	0	0	0	2	0	0	0	11	13
向 精 神 薬 小 売 業 者		0	(0) 0	0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		1918	(12) 0	858	(12) 858	12	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	11	0	0	13	0	0	0	2	0	0	0	11	13
病 院 等	病 院	232	(4) 83	195	(4) 278	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	一 般 診 療 所	2581	(2) 10	49	(2) 59	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5
	歯 科 診 療 所	1492	(0) 0	1	(0) 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飼 育 動 物 診 療 施 設	313	(1) 1	9	(1) 10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
小 計		4618	(7) 94	254	(7) 348	9	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	5	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	9	9
向 精 神 薬 試 験 研 究 施 設		27	(0) 0	1	(0) 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		6563	(19) 94	1113	(19) 1207	21	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	16	0	1	22	0	0	0	2	0	0	0	20	22

※ 麻薬取締員欄の () の数値は、その他の職員と行った場合の数を外数で示す。

14 保健所等別向精神薬関係立入検査状況

(令和5年)

事 項	対 象 業 務 所 数	立入検査回数			違 反 業 務 所 数	違 反 内 容 数														処 置									
		麻 薬 取 締 員	そ の 他 の 職 員	計		入 輸	輸 出	製 造 等	譲 渡 し 等	不 正 所 持	広 告	容 器 及 び 被 包 の 載	向 責 精 神 薬 取 扱 者	保 管 ・ 管 理	廃 棄	事 故 届	記 録	そ の 他	計	告 発 ・ 送 致	免 許 取 消	業 務 停 止	始 末 書 等	措 置 命 令	改 善 命 令	向 責 任 者 変 更 取 扱 命 令	そ 口 頭 の 説 論 他 等	計	
西部保健所	306	(0) 0	78	(0) 78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西部保健所広島支所	368	(0) 0	86	(0) 86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西部保健所呉支所	602	(0) 0	133	(0) 133	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
西部東保健所	460	(0) 0	96	(0) 96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東部保健所	565	(0) 0	210	(0) 210	8	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	5	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	
東部保健所福山支所	1088	(0) 0	184	(0) 184	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
北部保健所	223	(0) 0	74	(0) 74	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	
薬務課	2102	(19) 94	0	(19) 94	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
広島市保健所	845	(0) 0	252	(0) 252	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	
計	6559	(19) 94	1113	(19) 1207	21	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	16	1	22	0	0	0	2	0	0	0	0	20	22	

※ 平成29年4月1日より広島市に向精神薬卸・小売業者に関する業務を移譲している。
※ 薬務課の立入検査回数に平成29年1月1日から3月31日までの広島市内の向精神薬卸・小売業者に対する立入検査数も含む。

保健所設置市分再掲

広島市	2947	(19) 94	0	(19) 94	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0	2	0	0	0	2	4
呉市	557	(0) 0	120	(0) 120	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3
福山市	986	(0) 0	154	(0) 154	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	4490	(0) 94	274	(0) 368	7	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6	0	8	0	0	0	2	0	0	0	6	8

※ 麻薬取締員欄の（ ）内には、麻薬取締員がその他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。
※ 広島市分については、薬務課分と広島市保健所分を合計した数である。

15 向精神薬事故

(1) 件数

	滅失	盗難	所在不明	その他	計
令和元年	0	0	0	8	8
令和2年	0	0	2	0	2
令和3年	0	2	0	0	2
令和4年	0	1	0	4	5
令和5年	0	0	1	2	3

(2) 保健所等別事故件数

	西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	薬務課 ※1	広島市保健所 ※2	計
令和元年	0	2	0	1	0	1	0	0	4	8
令和2年	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
令和3年	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
令和4年	0	0	0	0	0	1	0	0	4	5
令和5年	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3

※1 薬務課の管轄は、平成29年4月1日より、広島市に一部権限移譲したため、広島市内の向精神薬試験研究施設、病院、診療所、飼育動物診療施設である。

※2 広島市保健所の管轄は、平成29年4月1日より、広島市内の向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者（みなし含む）である。

16 覚醒剤等取扱者

(1) 覚醒剤等取扱者数の推移

区 分			平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関	国の指定	1	1	1	1	1
		県の指定	0	0	0	0	0
	覚 醒 剤 研 究 者		14	14	14	13	12
	覚醒剤原料取扱者		41	40	40	39	37
	覚醒剤原料研究者		7	10	10	11	9
	計		63	65	65	64	59
指定が不要なもの	薬 局		1,605	1,594	1,593	1,587	1591
	病 院 ・ 診 療 所		4,430	4,413	4,398	4,377	4305
	飼 育 動 物 診 療 所		314	294	312	310	313
	計		6,349	6,301	6,303	6,274	6209
合 計			6,412	6,366	6,368	6,338	6,268

(2) 保健所等別覚醒剤・覚醒剤原料取扱者数

(令和5年)

区 分	保健所等 業 種 別		西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	政 令 市			計
										広 島 市	呉 市	福 山 市	
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関	国の指定									1		1
		県の指定											0
	覚醒剤研究者						3			7	2		12
	覚醒剤原料取扱者			1		4	6		4	11	4	7	37
	覚醒剤原料研究者			3						2	2	2	9
	計		0	4	0	4	9	0	4	20	9	9	59
指定が不要なもの	薬局		76	89	11	117	161	27	53	669	140	248	1,591
	病院・診療所		206	252	32	297	335	65	136	1,982	375	625	4,305
	飼育動物診療施設		17	17	2	27	37	9	22	112	21	49	313
	計		299	358	45	441	533	101	211	2,763	536	922	6209
合 計			299	362	45	445	542	101	215	2,783	545	931	6268

17 覚醒剤関係立入検査状況

(令和5年)

業 種			事 項	対 象 業 務 所 数	立 入 検 査 回 数			違 反 業 務 所 数	違 反 内 容 数														処 置					
					覚 醒 剤 監 視 員		計		製 造 ・ 輸 入 ・ 輸 出	譲 渡 ・ 譲 受	の 施 用 た め の 交 付 用	廃 棄	証 紙	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	保 管 ・ 管 理	帳 簿	事 故	報 告	保 存		そ の 計	告 発 ・ 送 致	指 定 取 消	業 務 停 止	始 末 書 ・ 誓 約 書	そ の 他	計	
					麻 薬 取 締 員	そ の 他													譲 渡 証	帳 簿								
覚 醒 剤	覚 醒 剤 製 造 業 者			()		()																						
	用 覚 機 醒 関 剤 施	大臣の指定する施用機関		()		()																						
		知事の指定する施用機関		()		()																						
	覚 醒 剤 研 究 者		12	()	1	() 1																						
	小 計		12	()	1	() 1																						
覚 醒 剤 原 料	覚 醒 剤 原 料 輸 入 業 者			()		()																						
	覚 醒 剤 原 料 輸 出 業 者			()		()																						
	覚 醒 剤 原 料 製 造 業 者			()		()																						
	覚 醒 剤 原 料 取 扱 者		37	(2 12)	22	(2 34)																						
	覚 醒 剤 原 料 研 究 者		9	()		()																						
	薬 局		1,591	(8 44)	528	(8 572)	16						5	10	1					17				1	16	17		
	病 院 ・ 診 療 所		4,305	(6 93)	222	(3 315)	2							1				1	2					2	2			
	飼 育 動 物 診 療 施 設		313	(1 1)	8	(1 9)																						
	小 計		6,255	(17 150)	780	(17 930)	18						5	11	1			1	19					1	18	19		
合 計			6,267	(17 150)	781	(17 931)	18						5	11	1			1	19					1	18	19		

(注) 麻薬取締員欄の()内の数値は、その他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

18 保健所等別覚醒剤関係立入検査状況

(令和5年)

事 項 保健所	対 象 業 務 所 数	立 入 検 回 数			違 反 業 務 所 数	違 反 内 容 数														処 置					
		覚醒剤監視員		計		製 造 ・ 輸 入 ・ 輸 出	譲 渡 ・ 譲 受	の施 用 ・ 使用 ・ 交付 用	廃 棄	証 紙	譲 渡 証 ・ 譲 受 証	保 管 ・ 管 理	帳 簿	事 故 届 告	報 告	保 存		そ の 他	計	告 発 ・ 送 致	指 定 取 消	業 務 停 止	始 末 書 ・ 誓 約 書	そ の 他	計
		麻 薬 取 締 員	そ の 他													譲 渡 証 ・ 譲 受 証	帳 簿								
西部保健所	299	(0) 0	53	(0) 53	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	2
西部保健所広島支所	362	(0) 0	85	(0) 85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部保健所呉支所	590	(0) 0	134	(0) 134	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	2	2
西部東保健所	445	(0) 0	50	(0) 50	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
東部保健所	542	(0) 0	206	(0) 206	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3
東部保健所福山支所	1,032	(0) 0	184	(0) 184	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2
北部保健所	215	(0) 0	69	(0) 69	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	5
薬務課(広島市)	2,783	(17) 150	0	(17) 150	3	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4
計	6,268	(17) 150	781	(17) 931	18	0	0	0	1	0	0	5	11	1	0	0	1	0	19	0	0	0	1	18	19

※ 保健所設置市分再掲

広島市	2,783	(17) 150	0	(17) 150	3	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	4
呉市	545	(0) 0	121	(0) 121	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	2	2
福山市	931	(0) 0	154	(0) 154	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2
計	4,259	(17) 150	275	(17) 425	7	0	0	0	0	0	0	2	4	1	0	0	1	0	8	0	0	0	0	8	8

(注) 麻薬取締員欄の()内の数値は、その他の職員と共同で行った場合の数を外数で示す。

19 薬物事犯

(1) 覚醒剤事犯の推移

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件 数	194	233	196	122	131
人 員	145	162	125	88	81

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による(警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分)。

(2) 大麻事犯の推移

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件 数	51	83	123	95	104
人 員	35	57	87	66	88

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による(警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分)。

20 薬物乱用対策実施状況

(1) 広島県薬物乱用対策推進本部会議及び幹事会議開催状況

開催年月日(会議名)	開催場所	議 題
令和5年6月 (幹 事 会 議)	対面開催	(1) 令和4年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 令和5年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について (3) 令和5年度広島県薬物乱用対策推進本部会議の開催について
令和5年6月 (本 部 会 議)	対面開催	(1) 令和4年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 令和5年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について

(2) 薬物乱用防止等運動の実施

広島県薬物乱用対策推進本部会議において決定した「令和5年度広島県薬物乱用対策推進要領」に基づき関係行政機関・団体との連携を図り、薬物乱用防止啓発活動を実施した。

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施

協賛6機関・団体、後援47団体の協力を得て、令和5年6月20日から7月19日までの間、薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の啓発活動及び国連募金を実施した。

(4) 626ヤング街頭キャンペーンの実施

高校生や中学生などのヤングボランティアを中心として、薬物乱用防止指導員、ライオンズクラブ会員等が薬物乱用防止のパフレット、ポケットティッシュ等啓発資材を通行人に配布した。

地区名	参加人員	内訳						募金 (円)	場所
		ボランティア	ヤング 指導員	ヤング 指導員	ライオンズ クラブ	その他	行政関係		
広島市	164	81	52	3	5	6	17	37,666	広島駅南口地下広場(広島市)
安芸	42	19	8	2	1	3	9	23,701	フジグラン安芸(安芸郡坂町)

芸北	43	25	5	0	2	4	7	25,915	加計ショッピングセンターサンシャイン及び太田川交流館かけはし（安芸太田町）
東広島	50	23	12	0	4	1	10	14,124	フジグラン東広島（東広島市）
備三	60	27	12	3	5	2	11	23,808	尾道駅周辺（尾道市）
福山	79	27	16	4	13	9	10	44,895	天満屋ハッピータウンポートプラザ店及びゆめタウン福山（福山市）
備北	56	16	8	0	22	5	5	24,893	サングリーン（三次市）
計	494	218	113	12	52	30	69	195,002	

※広島地区、呉地区は大雨警報により中止。

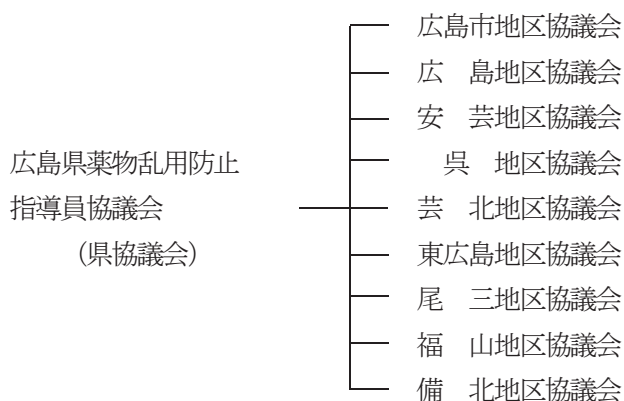
(5) 広島県薬物乱用防止指導員の活動

平成14年8月から指導員を県内全域に配置し、9地区に地区協議会を設置した。

各地区協議会において、指導員の連携を図りつつ、地域に密着した各種啓発活動を実施し、地域住民に対して薬物乱用の恐ろしさを周知した。

○ 薬物乱用防止教室実施状況：158回 17,725人受講

内訳：小学校 75回、5,013人受講 中学校 61回、7,597人受講
 高校 20回、5,094人受講 大学 1回、15人受講
 その他 1回、6人受講



[委嘱者数]

	広島市	広島	安芸	呉	芸北	東広島	尾三	福山	備北	計
薬剤師	12	4	3	6	3	6	7	9	3	53
保護司	40	6	4	13	3	7	10	16	4	103
更生保護女性会会員	17	4	1	7	3	4	5	8	2	51
少年補導員	12	2	2	2	1	1	2	2	2	26
暴力監視員	2	1	0	2	0	1	2	2	0	10
ライオンズクラブ	14	4	1	1	1	1	7	6	3	38
民生委員・児童委員	8	4	1	3	1	2	2	4	1	26
青少年健全育成推進員	14	2	4	2	6	3	8	3	6	48

PTA役員	8	1	1	1	1	1	1	1	1	16
計	127	28	17	37	19	26	44	51	22	371

※令和6年3月31日現在（人）

(6) 広島県ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱

平成30年4月から、一定の要件を満たした県内の大学生について、大学長からの推薦に基づきヤング指導員として委嘱を開始した。

[委嘱者数]

協力大学名	福山大学	福山平成大学	福山市立大学	尾道市立大学	広島修道大学	比治山大学	計
委嘱者数	17	10	9	2	14	3	55

※令和6年3月31日現在（人）

(7) 薬物相談の窓口の設置

ア 保健所等覚醒剤等薬物相談窓口

保健所・支所等20か所に薬物乱用防止の相談窓口を設置して地域住民からの相談に応じた。

イ 県立総合精神保健福祉センターにおける相談窓口

県立総合精神保健福祉センターに医師等の専門スタッフによる相談窓口を設置し、薬物依存・中毒者の社会復帰の促進を図るとともに、薬物依存者の家族に対して家族教室を開催し、薬物依存者の回復を支援する方法について指導した。

(8) 薬物相談事業推進連絡会議の開催

相談・指導業務のネットワーク化を図るため、薬物相談窓口を有する40機関による薬物相談事業推進連絡会議を開催した。

（医療法人せのがわ 瀬野川病院主催 広島県依存症専門医療機関連携会議と合同で実施）

○ 薬物相談事業推進連絡会議等開催状況

開催日	開催方法	議題
令和6年2月13日	WEB開催	1 薬物事犯の検挙状況等について 2 薬物乱用対策の現状等について 3 広島県依存症治療拠点機関としての取組内容等について 4 関係機関の取組状況等について

(9) 青少年薬物乱用防止対策事業の実施

青少年に対する学校・家庭ぐるみの薬物乱用防止教育・啓発活動を推進した。

○ 小・中・高校生、専門学校生及び大学生のための薬物乱用防止講習会

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	167	18,016
保健所等職員	12	1,637
計	179	19,653

※ 指導員等：薬物乱用防止指導員、薬物専門講師等

○ 小・中・高校生の保護者対象薬物乱用防止教室

なし

(10) 講習会の開催

各種団体の会員等に対して麻薬等の適正な使用・管理を周知するとともに、薬物乱用の弊害等について講習を行った。

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	4 1	6 7 2
保健所等職員	6	4 0 1
計	4 7	1, 0 7 3

※ 指導員等：薬物乱用防止指導員、薬物専門講師等

第9 シックハウス・化学物質過敏症対策

第9 シックハウス・化学物質過敏症対策

保健所等相談状況（令和5年度）

項目 保健所等	相 談 件 数				相 談 者	相 談 内 容
	総 数	内 訳				
		健康被害	測定機関	その他		
西部保健所	0	0	0	0		
西部保健所 広島支所	0	0	0	0		
西部保健所 呉支所	0	0	0	0		
西部東保健所	1	0	1	0	本人	新築平屋の家にペットと一緒に住んでいたが、のどに違和感を覚えたため、呼吸器科に受診したところ、医師にシックハウス症候群の疑いがあると診断された。ペットも別の医療機関に受診したところ、気管支喘息と診断された。 よって、シックハウス症候群の原因物質の測定キット貸出し又は測定可能な機関を教えてほしい。
東 部 保 健 所	0	0	0	0		
東 部 保 健 所 福 山 支 所	0	0	0	0		
北 部 保 健 所	0	0	0	0		
薬務課	3	0	1	0	本人	自分の部屋にいと、自分だけ変なにおいや甘みを感じる。 家族や建築業者に言っても、理解してもらえない。 検査機関などはあるか。
		0	0	1	家族	嫁が化学物質過敏症になり、対処法など詳しく聞きたい。 匂いを嗅ぐとお腹が痛くなったり、体調が悪くなる。薬を飲んでも効かない。 病院に行っても原因が分からない状態。 少しでも楽になる方法など教えてほしい。 仕事など現在できない状態になり大変困っており、害のない仕事など教えいただきたい。
		0	0	1	本人	自分は化学物質過敏症だと思われる。 家を引っ越したところ、咳や鼻水が出るようになった。 家がしんどいのでホテルで暮らすようにしているが、ホテルでも症状が出ることもある。 医療機関はないのか。
計	4	0	2	2		

第 10 肝 炎 对 策

1 肝炎ウイルス検査事業

(1) 受検者数及び陽性者数

○健康増進事業

市町が居住する住民を対象に肝炎ウイルス検査を実施した。

(平成 20 年度から 24 年度は全市町、平成 25 年度以降は広島市を除く県内市町で実施)

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
B型肝炎ウイルス検査	受検者数	10,765	10,384	11,938	11,017	15,369	13,185	15,165	14,457
	陽性者数	143 (1.3%)	143 (1.4%)	168 (1.4%)	146 (1.3%)	212 (1.4%)	159 (1.2%)	185 (1.2%)	164 (1.1%)
C型肝炎ウイルス検査	受検者数	10,568	10,199	11,787	10,639	15,354	11,760	15,083	14,276
	陽性者数	113 (1.1%)	75 (0.7%)	70 (0.6%)	82 (0.8%)	105 (0.7%)	100 (0.9%)	48 (0.3%)	42 (0.3%)

年度		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	計
B型肝炎ウイルス検査	受検者数	13,255	12,906	15,432	11,634	9,047	8,220	9,126	9,295	191,195
	陽性者数	140 (1.1%)	151 (1.2%)	187 (1.2%)	123 (1.1%)	115 (1.3%)	86 (1.0%)	97 (1.1%)	85 (0.9%)	2,304 (1.2%)
C型肝炎ウイルス検査	受検者数	13,038	12,535	15,088	11,511	8,639	8,111	8,709	9,285	186,582
	陽性者数	44 (0.3%)	52 (0.4%)	58 (0.4%)	40 (0.3%)	41 (0.5%)	21 (0.2%)	51 (0.7%)	22 (0.2%)	964 (0.5%)

* () は陽性率

*広島市は特定感染症検査等事業で肝炎ウイルス検査を実施

【参考】老人保健事業（平成 14 年度から 19 年度までの住民健診の結果）

	平成 14 年度から 平成 18 年度	平成 19 年度	計
肝炎検診対象者数 ^{*1}	324,335	18,990 ^{*1}	343,325
C型肝炎検診受診者	91,357 (28.2% ^{*2})	15,673 ^{*3}	107,030 (31.2% ^{*2})
B型肝炎検診受診者	89,918 (27.7% ^{*2})	20,161 ^{*4}	110,079 (32.1% ^{*2})

*1：新 40 歳 *2：累計受診率 *3：新 40 歳：1,028 人 (5.4%)、節目外 (41～75 歳)：14,645 人

*4：新 40 歳：1,405 人 (7.4%)、節目外 (41～75 歳)：18,756 人

平成 4 年からの累計受診率は 44.0% (平成 4 年度から 13 年度の累計受診数約 44,000 人)

○特定感染症検査等事業

県内市町（広島市・呉市・福山市を除く）に居住する者を対象に、無料で肝炎ウイルス検査を実施した。（平成 18 年度から保健所で肝炎ウイルス検査を実施するとともに、平成 20 年度からは、年齢制限を廃止し、他に検診の機会のない者に対し、医療機関への委託事業もあわせて実施）

なお、肝炎ウイルス検査委託医療機関数は、241 施設（令和 6 年 3 月 31 日現在）である。

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
B 型肝炎ウイルス検査	受検者数	—	—	3,742	5,482	3,649	2,703	2,774	3,218	2,922
	陽性者数	—	—	49 (1.3%)	66 (1.2%)	37 (1.0%)	22 (0.8%)	21 (0.8%)	41 (1.3%)	25 (0.9%)
C 型肝炎ウイルス検査	受検者数	1	748	4,541	6,926	4,434	3,278	3,148	3,502	3,209
	陽性者数	0 (0.0%)	15 (2.0%)	38 (0.8%)	64 (0.9%)	19 (0.4%)	17 (0.5%)	19 (0.6%)	14 (0.4%)	14 (0.4%)

年度		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	計
B 型肝炎ウイルス検査	受検者数	2,078	1,753	1,722	1,431	1,083	1,340	1,020	1,134	3,024	39,075
	陽性者数	14 (0.7%)	6 (0.3%)	9 (0.5%)	8 (0.6%)	6 (0.6%)	9 (0.7%)	2 (0.2%)	3 (0.3%)	12 (0.4%)	3,230 (0.8%)
C 型肝炎ウイルス検査	受検者数	2,325	1,926	1,875	1,519	1,217	1,432	1,080	1,142	3,035	45,338
	陽性者数	11 (0.5%)	11 (0.6%)	4 (0.2%)	6 (0.4%)	3 (0.2%)	8 (0.6%)	5 (0.5%)	4 (0.4%)	2 (0.1%)	254 (0.6%)

*（ ）は陽性率

*平成 23 年度及び平成 26 年度～令和元年度は「肝炎ウイルス検査（出張型）事業」分を含む。

(2) 受検率

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
受検率	36.7%	39.2%	41.2%	43.3%	45.4%	47.3%	48.9%	50.3%	51.9%	53.5%

※健康増進事業及び特定感染症検査等事業の実績より算出。

2 肝炎治療特別促進事業

(1) 令和5年度の肝炎治療受給者証発行状況

C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に対して医療費助成を行っている。

※ 申請数については、前月の認定審査会以降、当月の審査会までに申請された件数であり、発行数は当月の審査会で認定されたもの、及び保留されたものの次月以降に認定された件数の合計

ア インターフェロン治療（新規〔3剤併用療法を除く〕）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
発行数	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3

※全てB型ウイルス性肝炎に対するもの。

※インターフェロン治療（2回目以降）は、申請なし。

イ インターフェロンフリー治療（レジパスビル/ソホスブビル配合錠）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	2	1	1	1	1	1	0	0	0	1	2	0	10
発行数	2	1	1	1	1	1	0	0	0	1	2	0	10

ウ インターフェロンフリー治療（グレカプレビル及びピブレンタスビル配合錠 8週）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	17	11	11	11	12	13	10	6	6	6	8	8	119
発行数	17	11	11	11	12	13	10	6	6	6	7	8	118

エ インターフェロンフリー治療（グレカプレビル及びピブレンタスビル配合錠 12週）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	0	5	1	1	5	0	3	0	3	1	0	1	20
発行数	0	5	1	1	5	0	3	0	3	1	0	1	20

オ インターフェロンフリー治療（ソホスブビル/ベルパタスビル配合剤）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	3	3	5	8	4	3	2	3	6	5	1	6	49
発行数	3	3	5	8	4	3	2	3	6	5	1	6	49

カ インターフェロンフリー再治療（グレカプレビル及びピブレンタスビル配合錠 12週）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
発行数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1

キ インターフェロンフリー再治療（ソホスブビル/ベルパタスビル配合剤）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発行数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ク インターフェロンフリー治療・再治療等（その他）

イ～キ以外のインターフェロンフリー治療・再治療等については申請0件であった。

ケ 核酸アナログ製剤治療（新規）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	14	22	17	11	18	19	11	26	11	19	10	16	194
発行数	12	20	17	11	17	18	11	24	10	19	9	15	183

コ 核酸アナログ製剤治療（更新）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
申請数	245	266	180	253	204	219	188	258	354	388	416	286	3,257
発行数	245	266	180	253	204	219	188	258	354	387	416	286	3,256

(2) インターフェロン治療受給者証延長治療発行状況

インターフェロン治療については、一定の要件を満たした場合は、例外的に助成期間の延長を認めている。（助成期間は原則1年間）

副作用延長（2ヶ月延長）、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法72週治療（6ヶ月延長）は全て申請0件だった。

(3) 肝炎治療指定医療機関等数

肝炎医療費助成の対象医療を適切に行うことができる保険医療機関及び保険薬局を、肝炎治療指定医療機関・肝炎治療指定薬局として承認した。

	ネットワーク 専門医療機関	専門医常勤 医療機関	ネットワーク 連携医療機関	薬局	計
制度発足時 (H20. 4. 17)	31	67	161	821	1,080
R6. 3. 31 現在	33	267 (140)	684	1,478 (110)	2,462 (248)

※ () は県外の医療機関・薬局の再掲

3 肝疾患診療連携拠点病院事業

県が指定した肝疾患診療連携拠点病院において、かかりつけ医と専門医の連携のあり方等を検討するために連絡会を開催するとともに、肝疾患相談室の運営、医療従事者への研修事業を実施した。

(1) 国立大学法人広島大学病院

ア 肝疾患診療連携拠点病院等連絡会

連絡会の開催：2回（令和5年7月10日〔月〕Web開催、令和6年2月19日〔月〕Web開催）

イ 肝炎専門医療従事者、一般医療従事者の研修事業

開催日	内容
令和5年11月18日(土)	開催場所：広島大学病院内凌雲棟 501 号 テーマ：肝疾患における両立支援 ・「職域、地域を対象とした肝疾患対策と当院における両立支援の取り組みについて」 ・「職場と医療の連携による治療と仕事の両立支援」 ・DVD上映（肝炎医療コーディネーターが推進する日本の肝炎対策）
令和6年3月30日(土)	開催場所：広島大学医学部広仁会館大会議室 テーマ：事業報告及び移植における他職種連携 ・事業報告等：広島大学病院、福山市民病院、広島県 ・「肝移植についてー内科医の立場からー」 ・「肝疾患における肝臓移植手術」 ・肝移植におけるレシピエント移植コーディネーターの役割

ウ 市民公開講座

開催日	内容
令和5年7月24日(月) ～令和5年9月30日 (水)	ホームページ内で動画配信（オンデマンド） テーマ：最新の肝炎ウイルス治療について ・最新の肝炎ウイルス治療についてーC型肝炎ー ・最新のB型慢性肝炎治療

エ 肝臓病教室

開催日	内容
令和5年6月12日(月)～	オンデマンド動画配信 テーマ：知ってほしい 肝硬変のお話
令和5年10月30日(月)	テーマ：「肝疾患と栄養」 ～肝脂肪改善策から肝細胞癌治療中の食事について 開催場所：広島大学病院構内管理棟3階会議室1・2
令和6年1月15日(月)～	オンデマンド動画配信 テーマ：ここが変わった！肝癌治療

(2) 福山市民病院

ア 肝疾患診療連携拠点病院等連絡会

連絡会の開催：1回（令和6年2月29日〔木〕福山市民病院での開催）

イ 肝炎専門医療従事者等研修事業

開催日	内容
令和6年2月29日（木）	開催場所：福山市民病院西館1階ホールコア 内容 ①広島県の肝疾患対策について（広島県報告） ②治療と仕事の両立のため（広島産業保健総合支援センター）

ウ 市民公開講座

開催日	内容
令和5年11月25日（土）	開催場所：福山市民病院西館1階ホールコア 内容 ①広島県の肝疾患対策について（広島県報告） ②治療と仕事の両立のため（広島産業保健総合支援センター） ③肝臓がんの知識（福山市民病院 石原朗雄医師）

エ 肝臓病教室

開催日	内容
令和5年6月24日（土）	現地開催：院内会場及びオンデマンド配信（令和5年7月1日～7月31日） 内容①健康と栄養 肝臓を守る食生活 ②フォローアップシステムについて
令和5年9月16日（土）	現地開催：院内会場及びオンデマンド配信 （令和5年10月1日～10月31日） 内容①運動と健康 みんなでやろう！理学療法士と行う健康のための運動療法 ②肝炎助成制度について
令和5年12月16日（土）	現地開催：院内会場及びオンデマンド配信 （令和6年1月18日～2月29日） 内容①腸内細菌と肝臓病 腸が変われば肝臓が変わる ～腸活で肝臓活き活き～ ②肝がん・重度肝硬変助成制度について
令和6年2月17日（土）	現地開催：院内会場及びオンデマンド配信 （令和6年3月1日～3月31日） 内容①その一杯、だいじょうぶ？～アルコールと肝臓について～ ②身体障がい者手帳について

(3) 肝疾患相談室への相談状況

肝疾患診療連携拠点病院において、相談員（医師、看護師等）を設置し、患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応した。

ア 相談内容

病院名	広島大学病院	福山市民病院
相談件数（総数）	4,248	712
相談内容		
1.専門医療（インターフェロン等）を受けるか否か	1,054	0
2.検査及び検査結果等に関する相談	171	68
3.医療に要する費用等に関する相談	422	98
4.医療を行う医療機関等に関する相談	51	16
5.医療に対する不安や疑問等に関する相談	1	18
6.その他	2,549	512
疾患・治療について	971	311
生活支援について	1,120	34
肝炎訴訟	128	145
その他	330	22

イ 相談方法

病院名	広島大学病院	福山市民病院
相談回数	482	204
相談者総数	4,246(283)	505(77)
電話相談	323(224)	82(29)
一般相談	319(220)	82(29)
専門相談	4(4)	0(0)
面談相談	1,330(63)	423(48)
一般相談	1,330(63)	423(48)
専門相談	0(0)	0

*（ ）：家族等の内数

4 人材育成・普及啓発事業

(1) ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座

県及び市町の保健師、肝疾患専門医療機関の看護師等を対象に、肝炎についての知識を習得させ、肝炎患者等の適切な治療がコーディネートできる者を養成することにより、肝炎ウイルス持続感染者を早期に発見し、適切な治療を受けることができる医療提供体制を整備することを目的として、ひろしま肝疾患コーディネーターを養成した。

また、平成 23 年度以降から養成したひろしま肝疾患コーディネーターを対象に、資質の向上を図るための継続研修を実施した。

ア 養成講座

開催方法	開催日	場所（ツール）	対象者	養成者数
オンデマンド 配信	令和 5 年 9 月 1 日（金） ～令和 5 年 9 月 30 日 （土）	Zoom	県保健所、県内市町の保健師、医療機関の看護師、企業の健康管理担当者等肝疾患の相談対応などに携わる方	249 人

イ 継続研修

開催方法	開催日	場所（ツール）	対象者	受講者数
現地開催	令和 5 年 10 月 14 日（土）	自治会館会議棟 101 会議室	平成 24 年度から 令和 4 年度に認定を受けた者	296 人
オンデマンド 配信	令和 5 年 10 月 23 日（月） ～令和 5 年 11 月 17 日（月）	Zoom		

(2) 普及啓発の実施

ア 街頭啓発活動

(ア) マツダスタジアムでの街頭啓発

日 時：令和 5 年 5 月 25 日（火）（県市合同応援デー）

場 所：マツダスタジアム

内 容：肝炎ウイルスに関するクイズ（QR コードを使用し、Web 回答と紙回答の双方実施）当日の回答者 143 名（Web：128 名、現地参加：15 名）

(イ) 街頭啓発活動（広島駅及び福山駅）

日 時：令和 5 年 7 月 27 日（木）17:30～18:30

場 所：福山駅南口

内 容：肝炎ウイルス検査受検勧奨の呼びかけ、啓発資材の配布（ウェットティッシュ・チラシ）300 部

日 時：令和 5 年 7 月 29 日（土）10:00～11:00

場 所：広島駅北口 2 階ペデストリアンデッキ

内 容：肝炎ウイルス検査受検勧奨の呼びかけ、
啓発資材の配布（ウェットティッシュ・チラシ）600 部

イ 日本肝臓週間等における啓発動画放映

令和 5 年 7 月から 9 月にかけて、次の場所で、「知って、肝炎」プロジェクトから提供を受けた啓発動画を放映した。

【啓発動画放映場所】

広島銀行、広島産業会館、ふくやま産業交流会館

ウ 日本肝臓週間等における特任肝疾患コーディネーターによる取組

特任肝疾患コーディネーター連絡協議会と広島県が協同で作成したポスターを活用して、肝炎ウイルス検査受検を促進するとともに、肝炎ウイルス検査受検勧奨チラシ（広島大学肝炎・肝癌対策プロジェクト研究センター作成）等を県から各特任肝疾患コーディネーターに提供し、特任肝疾患コーディネーターを中心とした医療従事者らが日本肝臓週間等における所属医療機関の啓発活動に活用した。

【啓発活動実施場所】

安佐市民病院、尾道市御調保健福祉センター、呉医療センター、庄原赤十字・原爆病院、土谷総合院、中電病院、東広島医療センター、広島市民病院、広島大学病院、広島西医療センター、福山市民病院、マツダ病院

エ 日本肝臓週間等におけるその他の取組

- （ア）広島県内にある 17 健康保険組合全てに対し、肝炎ウイルス検査受検勧奨や仕事と治療の両立支援に関する啓発資材を送付した。
- （イ）県ホームページにおいて肝炎に関する正しい知識を普及啓発するための情報を掲載した。
- （ウ）厚生労働省から送られた啓発ポスターを県保健所（支所）に送付し、保健所（支所）内と当

5 広島県肝炎対策協議会の開催

総合的な肝炎対策を推進するため、肝炎対策協議会を開催し、各種施策を検討した。

開催日	場 所	議事
令和5年7月7日(木)	県庁北館 2階第1 会議室 および Zoom	【協議事項】 - 第4次広島県肝炎対策計画の骨子（案）について 【報告事項】 - 肝炎デーに向けた取り組みについて - 健康管理手帳の改訂について
令和6年11月30日 (水)	県庁北館 2階第2 会議室 および Zoom	【協議事項】 - 第4次広島県肝炎対策計画の素案について 【報告事項】 - 肝炎対策事業における後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る配慮措置の取扱いについて - 肝炎デー及び今後の普及啓発活動について

6 肝炎重症化・肝がん予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的として、広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業を実施している。

また、広島県肝疾患患者フォローアップシステムの登録等を要件として、B型・C型肝炎ウイルス陽性者の初回精密検査費用、定期検査費用の助成を行っている。

フォローアップシステム登録及び初回精密検査費用、定期検査費用助成の実績等は次のとおり。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	計
フォローアップシステム 新規登録者数	109	840	611	653	345	179	159	132	82	88	127	3,325
初回精密検査費用助成 利用者数	－	12	20	17	6	13	22	24	17	12	20	163
定期検査費用助成 利用者数※ ¹	－	6	28	147	303	349	349	386	315	311	295	2,489
県・市町検査 陽性者数	486	441	400	297	312	339	251	216	163	192	170	3,267
初回精密検査費用助成 利用率※ ² （％）	－	2.7	5.0	5.7	1.9	3.8	8.8	11.1	10.4	6.3	11.8	5.0

※¹：定期検査費用助成利用者数は延べ人数

※²：利用率＝a年度利用者数／a年度陽性者数

7 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証発行状況

平成30年12月から肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）に係る入院医療費の助成制度を開始した。

ア 新規交付

申請は全て承認となった。

新規交付件数は表のとおり。

交付月※ ¹	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肝がん	1	3	0	1	2	2	2	0	1	3	1	2	18
重度肝硬変	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
併発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
月計	2	3	1	1	2	2	2	0	1	3	1	3	21
累計※ ²	96	99	100	101	103	105	107	107	108	111	112	115	

※¹ 協議月ではなく参加者証の交付月

※² 累計はこれまでの年度も含む全ての数

イ 更新交付

更新交付件数は表のとおり。

交付月※ ¹	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肝がん	2	0	1	5	2	1	1	0	3	6	1	2	24
重度肝硬変	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
併発	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	4
月計	2	0	2	5	2	3	1	1	3	7	2	2	30
累計※ ²	65	65	67	72	74	77	78	79	82	89	91	93	

※¹ 協議月ではなく参加者証の交付月

※² 累計はこれまでの年度も含む全ての数

(2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関数

肝がん・重度肝硬変入院医療を適切に行うことができ、本事業の実施に協力することができる保険医療機関を指定医療機関として指定した。

令和6年3月31日時点の指定医療機関数：53 機関

第4編 参 考 資 料

第2 保健所概況

1 県保健所（支所）

保健所名 (支所)	開設年月日	所在地	人口 (人)	面積 (km ²)	市町数	管轄市町名
西部	昭 19. 10. 20	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68 0829-32-1181	520, 170 (137, 911)	2, 621. 16 (568. 15)	5 市 6 町 (2 市)	大竹市 (25, 170) 廿日市市 (112, 741)
広島	平 21. 4. 1	〒730-0011 広島市中区基町10-52 082-228-2111	162, 938	1, 599. 46	1 市 6 町	安芸高田市 (24, 603) 安芸郡 府中町 (51, 515) 海田町 (30, 252) 熊野町 (22, 562) 坂町 (12, 311) 山県郡 安芸太田町 (5, 117) 北広島町 (16, 578)
呉	平 5. 4. 1	〒737-0811 呉市西中央1-3-25 0823-22-5400	219, 321	453. 55	2 市	呉 市 (199, 084) 江田島市 (20, 237)
西部東	昭 19. 10. 20	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 082-422-6911	226, 827	796. 49	2 市 1 町	東広島市 (197, 932) 竹原市 (22, 224) 豊田郡 大崎上島町 (6, 671)
東部	昭 17. 1. 10	〒722-0002 尾道市古浜町26-12 0848-25-2011	715, 750 (223, 311)	2, 129. 98 (1, 034. 53)	4 市 2 町 (2 市) (1 町)	三原市 (85, 628) 尾道市 (123, 643) 世羅郡 世羅町 (14, 040)
福山	昭 13. 8. 19	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1 084-921-1311	492, 439	1, 095. 45	2 市 1 町	福山市 (450, 209) 府中市 (340, 808) 神石郡 神石高原町 (7, 422)
北部	昭 19. 10. 20	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1 0824-63-5181	78, 566	2, 024. 67	2 市	三次市 (47, 625) 庄原市 (30, 941)

(注) 人口 …… 令和6年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。
面積 …… 令和5年全国都道府県市区町村別面積調 (10月1日時点) による。

2 政令市等保健所

保 健 所 名 (分 室)		開設年月日	所 在 地	人 口 (人)	面 積 (km)
広島市	(中区)	昭 55. 4. 1	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27 082-241-7408	143, 773	906. 69
	(東区)		〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9-38 082-568-7752	116, 500	
	(南区)		〒734-8523 広島市南区皆実町1-4-46 082-250-4136	143, 693	
	(西区)		〒733-8530 広島市西区福島町2-2-1 082-532-1017	186, 072	
	(安佐南区)		〒731-0193 広島市安佐南区古市1-33-14 082-831-4563	245, 001	
	(安佐北区)		〒731-0292 広島市安佐北区可部4-13-13 082-819-3956	133, 597	
	(安芸区)		〒736-8501 広島市安芸区船越南3-4-36 082-821-2829	73, 668	
	(佐伯区)		〒731-5135 広島市佐伯区海老園2-5-28 082-943-9762	138, 745	
呉 市		昭 23. 8. 1	〒737-0041 呉市和庄1-2-13 0823-25-3532	199, 084	352. 83
福山市		平 10. 4. 1	〒720-0032 福山市三吉町南2-11-22 084-928-1164	450, 209	517. 72

(注) 人 口 …… 令和6年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。
面 積 …… 令和5年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)による。

第3 業務関係業態数

区 分		平成30年度						平成31年度						令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度					
		県域	政 令 市				合 計	県域	政 令 市				合 計	県域	政 令 市				合 計	県域	政 令 市				合 計	県域	政 令 市				合 計	県域	政 令 市				合 計
			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市	計	
薬局・医薬品販売業等	薬 局	548	681	144	242	1,067	1,615	538	676	142	243	1,061	1,599	544	667	142	246	1,055	1,599	534	671	142	244	1,057	1,591	532	673	139	242	1,054	1,586	532	669	140	246	1,055	1,587
	店舗販売業（注1）	193	217	48	100	365	558	200	213	50	97	360	560	199	212	47	98	357	556	202	217	50	101	368	570	212	218	51	102	371	583	215	226	52	104	382	597
	卸売販売業（注2）	80	220	23	74	317	397	79	215	23	67	305	384	78	203	23	61	287	365	78	195	22	62	279	357	75	191	21	59	271	346	75	174	20	54	248	323
	薬種商販売業（注3）	1	3	1	0	4	5	0	3	1	0	4	4	0	2	1	0	3	3	0	1	1	0	2	2	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0
	配置販売業（県内）	43	—	—	—	—	43	42	—	—	—	—	42	41	—	—	—	—	41	43	—	—	—	—	43	43	—	—	—	—	43	42	—	—	—	—	42
	配置販売業（県外）	73	—	—	—	—	73	74	—	—	—	—	74	69	—	—	—	—	69	64	—	—	—	—	64	63	—	—	—	—	63	58	—	—	—	—	58
	特例販売業（注4）	21	2	1	1	4	25	20	2	1	1	4	24	22	2	0	1	3	25	15	1	0	0	1	16	14	1	0	0	1	15	6	1	0	0	1	7
	医療機器販売業・貸与業（高度・管理）	3,627	6,611	754	2,423	9,788	13,415	3,397	5,903	769	2,435	9,107	12,504	3,342	5,993	767	2,471	9,231	12,573	3,385	6,030	784	2,509	9,323	12,708	2,862	6,074	785	2,527	9,386	12,248	3,190	6,197	761	2,547	9,505	12,695
	計	4,586	7,734	971	2,840	11,545	16,131	4,350	7,012	986	2,843	10,841	15,191	4,295	7,079	980	2,877	10,936	15,231	4,321	7,115	999	2,916	11,030	15,351	3,801	7,158	997	2,930	11,085	14,886	4,118	7,267	973	2,951	11,191	15,309
（注5） 医薬品等製造業等	医 薬 品	36	—	—	—	—	36	36	—	—	—	—	36	37	—	—	—	—	37	37	—	—	—	—	37	37	—	—	—	—	37	37	—	—	—	—	37
	医 薬 部 外 品	28	—	—	—	—	28	29	—	—	—	—	29	29	—	—	—	—	29	28	—	—	—	—	28	28	—	—	—	—	28	26	—	—	—	—	26
	化 粧 品	70	—	—	—	—	70	56	—	—	—	—	56	61	—	—	—	—	61	68	—	—	—	—	68	67	—	—	—	—	67	72	—	—	—	—	72
	医 療 機 器	290	—	—	—	—	290	294	—	—	—	—	294	296	—	—	—	—	296	302	—	—	—	—	302	304	—	—	—	—	304	310	—	—	—	—	310
	薬 局 医 薬 品	31	44	7	10	61	92	30	43	7	9	59	89	30	40	7	9	56	86	26	40	7	9	56	82	25	38	7	6	51	76	25	38	7	6	51	76
毒物劇物	計	455	44	7	10	61	516	445	43	7	9	59	504	453	40	7	9	56	509	461	40	7	9	56	517	461	38	7	6	51	512	470	38	7	6	51	521
	製造（輸入販売）業（注7）	47	8	0	15	23	70	68	7	0	15	22	90	50	8	0	15	23	73	49	8	0	16	24	73	49	10	0	17	27	76	52	7	0	14	21	73
	販 売 業	607	795	185	299	1,279	1,886	602	796	177	305	1,278	1,880	606	773	170	306	1,249	1,855	590	735	163	297	1,195	1,785	586	708	152	288	1,148	1,734	548	704	146	277	1,127	1,675
	業 務 上 取 扱 者（法第22条第1項）	17	14	4	12	30	47	15	14	4	12	30	45	15	14	4	12	30	45	14	12	5	11	28	42	14	10	6	11	27	41	14	10	5	10	25	39
	計	671	817	189	326	1,332	2,003	685	817	181	332	1,330	2,015	671	795	174	333	1,302	1,973	653	755	168	324	1,247	1,900	649	728	158	316	1,202	1,851	614	721	151	301	1,173	1,787
献血施設等	献血受入設備・施設	—	6	—	2	8	8	—	6	—	2	8	8	—	6	—	1	7	7	—	6	—	1	7	7	—	6	—	1	7	7	—	6	—	1	7	7
	輸血用血液供給機関	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2	—	1	—	1	2	2

（注1）平成21年度は，改正法附則（以下単に「附則」という。）第2条の規定により，引き続き一般販売業の許可に係る業務を行う者（以下「既存一般販売業」という。）及び附則第5条の規定により，従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者（以下「既存薬種商」という。）を含む。

（注2）平成20年度までの数は，旧法による卸売一般販売業である。

（注3）平成21年度は，附則第8条の規定により，従前の例により引続き薬種商販売業の許可に係る業務を行う者である。

（注4）改正法附則第14条又は第15条の規定により，従前の例により引続き特例販売業の許可に係る業務を行う者である。

（注5）医療機器の製造（輸入販売）業には，修理業を含む。

（注6）平成17年度から，「医薬品等製造（輸入販売）業」は「医薬品等製造販売（製造）業」

（注7）大臣登録分を含む。

区 分				平成 30 年 度					平成 31 年 度					令和 2 年 度					令和 3 年 度					令和 4 年 度					令和 5 年 度											
				県域	政 令 市			合 計	県域	政 令 市			合 計	県域	政 令 市			合 計	県域	政 令 市			合 計	県域	政 令 市			合 計	県域	政 令 市			合 計							
					広島市	呉市	福山市			計	広島市	呉市			福山市	計	広島市			呉市	福山市	計			広島市	呉市	福山市			計	広島市	呉市		福山市	計	広島市	呉市	福山市	計	
温 泉 施 設	源 泉 総 数			218	63	20	31	114	332	241	71	20	31	122	363	245	71	20	31	122	367	245	71	20	31	122	367	245	71	20	31	114	337							
	温泉利用施設			9	—	—	—	0	9	10	—	—	—	0	10	10	—	—	—	0	10	10	—	—	—	0	10	10	—	—	—	0	10							
麻 薬 取 扱 者	家庭麻薬製造業者			1			1	1	2	1				0	1	1				0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	麻 薬 卸 売 業 者			11	10	4	6	20	31	11	11	4	6	21	32	10	11	4	6	21	31	10	11	4	6	21	31	11	10	3	6	19	30	11	9	3	6	18	29	
	麻 薬 小 売 業 者			464	592	134	200	926	1,390	463	596	130	203	929	1,392	470	593	132	199	924	1,394	475	593	132	199	924	1,399	471	604	128	208	940	1,411	471	597	129	216	942	1,413	
	麻 薬 管 理 者			149	197	46	82	325	474	143	199	47	82	328	471	150	195	44	89	328	478	155	195	44	89	328	483	161	206	46	88	340	501	170	207	46	92	345	515	
	麻 薬 施 用 者			1,628	3,090	597	841	4,528	6,156	1,629	3,182	605	875	4,662	6,291	1,639	3,100	580	892	4,572	6,211	1,771	3,100	580	892	4,572	6,343	1,683	3,269	599	909	4,777	6,460	1,706	3,300	601	924	4,825	6,531	
	麻 薬 研 究 者			16	26	5	12	43	59	14	28	4	8	40	54	12	26	4	11	41	53	12	26	4	11	41	53	12	27	5	12	44	56	12	25	4	11	40	52	
	計			2,269	3,915	786	1,142	5,843	8,112	2,261	4,016	790	1,174	5,980	8,241	2,282	3,925	764	1,197	5,886	8,168	2,423	3,925	764	1,197	5,886	8,309	2,338	4,116	781	1,223	6,120	8,458	2,370	4,138	783	1,249	6,170	8,540	
麻 薬 診 療 施 設	病 院			85	80	22	38	140	225	83	83	22	37	142	225	83	81	22	37	140	223	81	81	22	37	140	221	83	78	22	36	136	219	82	80	22	37	139	221	
	一 般 診 療 所			369	530	109	169	808	1,177	365	546	109	168	823	1,188	368	549	105	161	815	1,183	369	549	105	161	815	1,184	368	543	101	162	806	1,174	362	542	97	158	797	1,159	
	歯 科 診 療 所			2	3	1	1	5	7	2	3	1	1	5	7	2	3	0	1	4	6	2	3	0	1	4	6	3	3	0	1	4	7	3	3	0	0	3	6	
	飼育動物診療施設			45	63	17	31	111	156	42	61	18	32	111	153	46	65	18	33	116	162	45	65	18	33	116	161	41	62	18	30	110	151	40	63	18	30	111	151	
	計			501	676	149	239	1,064	1,565	492	693	150	238	1,081	1,573	499	698	145	232	1,075	1,574	497	698	145	232	1,075	1,572	495	686	141	229	1,056	1,551	487	688	137	225	1,050	1,537	
覚 醒 剤 等 取 扱 者	大 麻 研 究 者			4	3	1		4	8	3	3	1		4	7	3	3	0	1	4	7	3	3	0	1	4	9	3	4	0	1	5	8	3	4	0	1	5	8	
	要 指 定	覚 醒 剤 施 用 機	国の指定				1				1			1			1		0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	1				
			県の指定	0				0	0				0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		覚 醒 剤 研 究 者		4	9	2	1	12	16	3	8	2	1	11	14	3	8	2	1	11	14	3	8	2	1	11	14	3	7	2	1	10	13	3	7	2	0	9	12	
		覚醒剤原料取扱者		16	13	5	7	25	41	16	13	5	7	25	41	16	12	5	7	24	40	16	12	5	7	24	40	16	12	5	7	24	40	15	11	4	7	22	37	
		覚醒剤原料研究者		2	0	1	4	5	7	2	0	1	4	5	7	2	2	2	4	8	10	2	2	2	4	8	10	2	2	2	4	8	10	3	2	2	2	6	9	
	指 定 不 要	小 計			22	22	9	12	42	65	21	21	9	12	41	63	21	22	10	12	43	65	21	22	10	12	44	65	21	21	10	12	43	64	21	20	9	9	38	59
		薬 局		549	677	144	240	1,061	1,610	539	681	142	243	1,066	1,605	544	666	141	243	1,050	1,594	543	666	141	243	1,050	1,593	531	675	139	242	1,056	1,587	534	669	140	248	1,057	1,591	
		病 院 ・ 診 療 所		1,341	2,022	407	395	2,824	4,165	1,369	2,019	402	640	3,061	4,430	1,369	2,011	397	636	3,044	4,413	1,354	2,011	397	636	3,044	4,398	1,347	2,016	386	628	3,030	4,377	1,323	1,982	375	625	2,982	4,305	
		飼育動物診療施設		135	113	19	45	177	312	136	111	20	47	178	314	113	113	21	47	181	294	131	113	21	47	181	312	129	113	21	47	181	310	131	112	21	49	182	313	
小 計		2,025	2,812	570	680	4,062	5,775 (6,087)	2,044	2,811	564	930	4,305	6,035 (6,349)	2,026	2,790	559	926	4,275	6,007 (6,301)	2,028	2,790	559	926	4,275	6,007 (6,303)	2,007	2,804	546	917	4,267	5,964 (6,274)	1,988	2,763	536	922	4,221	5,896 (6,209)			
計		2,047	2,834	579	692	4,104	5,840 (6,152)	2,065	2,832	573	942	4,346	6,098 (6,412)	2,047	2,812	569	938	4,318	6,072 (6,366)	2,049	2,812	569	938	4,319	6,056 (6,368)	2,028	2,825	556	929	4,310	6,028 (6,338)	2,009	2,783	545	931	4,259	5,955 (6,268)			

(注) 麻薬・大麻・覚醒剤等は、当該年度の12月31日現在の数である。

第5 附属機関等

広島県行政組織規則第19条により設置された附属機関等は、次のとおりである。

(令和5年度)

名 称	目 的
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、薬事に関する事項について調査審議すること。
広島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査すること。
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議すること。

1 広島県薬事審議会委員名簿

(令和6年3月31日現在)

区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
委 員	学識経験者	広島県議会議員	山下 智之
		広島県議会議員	恵飛須 圭二
		広島大学副学長 広島大学大学院医系科学研究科教授	小澤 孝一郎
		(一社)広島県医師会 会長	松村 誠
	薬事業務の従事者	(公社)広島県薬剤師会 会長	豊見 雅文
		広島県女性薬剤師会 副会長	中川 潤子
		(一社)広島県病院薬剤師会 会長	松尾 裕彰
		広島県医薬品卸協同組合 理事長	河野 修蔵
	消費者の意見代表者	広島県国民健康保険団体連合会 常務理事	守田 利貴
		日本労働組合総連合会広島県連合会 UA ゼンセン 副議長	秋中 美香
		広島県地域女性団体連絡協議会 副会長	田房 明美
		(公社)広島消費者協会 副会長	榎野 浜子
	県職員	健康福祉局長	北原 加奈子

2 広島県麻薬中毒審査会委員候補者名簿

(令和5年5月29日現在)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
広島地方検察庁総務部長	川下 吾一	
広島家庭裁判所判事	秋武 郁代	
弁 護 士	中村 越史	
精神保健指定医	山崎 正数	
〃	長尾 早江子	

3 広島県環境審議会温泉部会委員名簿

(令和6年3月31日現在)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
広島大学大学院教授	小野寺 真一	
ひろしまNPOセンター専務局長	松原 裕樹	
広島県薬剤師会常務理事	中川 潤子	
広島大学大学名誉教授	山崎 博史	部会長
中国経済産業局資源エネルギー環境部長	難波 貢司	

4 広島県薬物乱用防止対策推進本部員・幹事名簿

(令和5年7月10日現在)

区 分	職 名	氏 名	備 考
本部長	広島県知事	湯崎 英彦	
本部員	広島地方検察庁刑事部長	望月 栄里子	
〃	広島矯正管区第三部長	亀田 公子	
〃	広島刑務所長	中田 昌伸	
〃	広島拘置所長	山本 洋一郎	
〃	広島少年鑑別所長	岩崎 智之	
〃	広島少年院長	大熊 直人	
〃	貴船原少女苑長	須藤 隆行	
〃	広島保護観察所長	小林 淳雄	
〃	広島出入国在留管理局長	菅野 典子	
〃	広島税関支署長	南里 修治	
〃	中国四国厚生局麻薬取締部長	小牟田 竜一	
〃	中国運輸局広島運輸支局長	鬼村 栄	
〃	第六管区海上保安本部警備救難部長	長崎 克明	

区 分	職 名	氏 名	備 考
本 部 員	広島海上保安部長	原 田 秀 穂	副本部長
〃	広島労働局長	阿 部 充	
	広島大学医学部長	栗 井 和 夫	
〃	一般社団法人広島県医師会会長	松 村 誠	
〃	公益社団法人広島県薬剤師会会長	豊 見 雅 文	
〃	広島県教育委員会教育長	平 川 理 恵	
〃	広島県警察本部長	森 元 良 幸	
〃	広島県環境県民局長	新 宅 郁 子	
〃	広島県健康福祉局長	北 原 加 奈 子	
〃	広島県立総合精神保健福祉センター所長	西 丸 幸 治	
幹 事	広島地方検察庁麻薬係検事	堀 江 将 生	
〃	広島矯正管区少年矯正第二課長	川 田 幸 司	
〃	広島刑務所教育部首席矯正処遇官	川 邊 隆 博	
〃	広島拘置所首席矯正処遇官	河 村 昌 志	
〃	広島少年鑑別所首席専門官	権 蛇 明	
〃	広島少年院統括専門官	沓 掛 友 一	
〃	貴船原少女苑首席専門官	河 原 善 人	
〃	広島保護観察所統括保護観察官	前 島 進	
〃	広島入国管理局首席入国警備官	神 和 重	
〃	広島税関支署統括監視官	川 久 保 吉 能	
〃	中国四国厚生局麻薬取締部捜査課長	吉 野 貴 憲	
〃	中国運輸局広島運輸支局首席陸運技術専門官	中 山 雅 之	
〃	第六管区海上保安本部警備救難部国際刑事課長	濱 崎 英 明	
〃	広島海上保安部警備救難課長	渡 邊 聖 継	
〃	広島労働局監督課長	伊 達 健 司	
〃	広島大学霞地区運営支援部学生支援グループリーダー	徳 島 里 美	
〃	一般社団法人広島県医師会常任理事	落久保 裕 之	
〃	公益社団法人広島県薬剤師会専務理事	野 村 祐 仁	
〃	広島県教育委員会学びの変革推進部豊かな心と体育育成課長	黒 田 康 弘	
〃	広島県教育委員会生涯学習部生涯学習課長	桑 原 智 津 子	
〃	広島県警察本部生活安全部少年対策課長	関 藤 仁 司	
〃	広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第三課長	井 本 憲 吾	
〃	広島県環境県民局県民活動課長	中 村 好 宏	
〃	広島県健康福祉局医療介護基盤課長	加 川 伸	

〃	広島県健康福祉局疾病対策課長	勝田 徹	
〃	広島県健康福祉局薬務課長	岡田 史恵	
〃	広島県立総合精神保健福祉センター次長(兼)地域支援課長	山口 恵	

5 広島県肝炎対策協議会委員名簿

(令和6年3月31日現在)

区 分	役 職 等	氏 名	備考
広島県医師会	常任理事	中西 敏夫	
広島県医師会 (産業医部会)	常任理事	三宅 規之	
肝炎の専門医師	県立広島病院部長	相方 浩	
	広島大学病院准教授	柘植 雅貴	
肝炎の医療に関し学識 経験を有する者	医療法人吉川医院院長	吉川 正哉	
	広島大学大学院特任教授	田中 純子	
肝炎対策を所管する 行政職員	広島市保健部長	上田 久仁子	
	呉市保健所長	内藤 雅夫	
	福山市保健所長	田中 知徳	
	広島県健康福祉局長	北原 加奈子	
	広島県保健所長会会長	福田 光	
患者団体代表	広島肝友会代表	岡馬 重充	
	備後肝友会会長	石田 彰子	
	全国 B 型肝炎訴訟 広島原告団役員	高野 和彦	
医療保険者	全国健康保険協会広島支部 企画総務部長	大森 雄二	
検診機関	一般財団法人広島県環境保健協 会健康クリニック診療所長	武生 英一郎	
経済団体	広島県商工会議所連合会 事務局長	西本 尚士	

6 広島県献血推進審議会委員名簿

(令和6年3月31日現在)

区分	職 名	氏 名	備 考
献血推進に関し 識見のある者	広島県議会県議会議員	西本 博之	
	広島大学原爆放射線医科学研究所助教	杉原 清香	副会長
	一般社団法人広島県医師会常任理事	落久保 裕之	会長
	一般社団法人広島県病院協会常任理事	選考中	
関係行政 機関の職員	広島県市長会三次市長	福岡 誠志	
	広島県町村会会長	吉田 隆行	
	広島県健康福祉局長	北原 加奈子	
関係団体の職員	広島県教育委員会学びの变革推進部長	阿部 由貴子	
	広島県公立高等学校長協会副会長	田中 勲	
	広島県私立中学高等学校協会会長	田中 清峰	
	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長	石原 政将	
	西日本旅客鉄道労働組合広島地方本部執行委員長	石松 大介	
	JAM山陽広島県連絡会会長	藪本 敬士	
	公益社団法人広島県労働基準協会専務理事兼事務局長	横山 鉄幸	
	広島県商工会議所連合会事務局長	西本 尚士	
	広島県地域女性団体連絡協議会理事	山本 幸	
	一般財団法人広島県環境保健協会理事長	佐藤 均	
	社会福祉法人広島県社会福祉協議会常務理事兼事務局長	小池 英樹	
	公益財団法人広島県交通安全協会専務理事	岩上 譲治	
	ライオンズクラブ国際協会 336-C 地区 地区糖尿病・献血・献眼（角膜提供）・献腎・保健福祉委員会副委員長	濱本 義樹	
	広島市献血推進協議会副会長	鉄村 忠基	
	呉市献血会会長	城 健康	
	福山市献血推進協議会委員	田中 知徳	
	日本赤十字社広島県支部事務局長	坂井 浩明	副会長
	広島県赤十字血液センター所長	麻奥 英毅	

7 広島県合同輸血療法委員会名簿

(令和6年3月31日現在)

区分	所 属	役職(注)	氏 名	備考
医療機関	広島赤十字・原爆病院 輸血部長	委員長	牟田 毅	幹事
	広島大学病院 輸血部長	委員長	藤井 輝久	委員長
	安佐市民病院 血液内科主任部長	委員長	田中 英夫	
	国立呉医療センター 血液内科科長	委員長	伊藤 琢生	
	広島市民病院 副院長兼内科部長	委員長	岡本 良一	
	市立福山市民病院 中央手術部長兼麻酔科統括科長	委員長	日高 秀邦	幹事
	厚生連広島総合病院 消化器外科主任部長	委員長	香山 茂平	
	県立広島病院 心臓血管外科主任部長	委員長	三井 法真	
	厚生連尾道総合病院 心臓血管外科主任部長・心臓血管副センター長	委員長	佐藤 克敏	幹事
	国立東広島医療センター 麻酔科医長	委員長	橋本 賢	
	呉共済病院 検査部長	委員長	藤原 謙太	
	中国中央病院 臨床検査科部長	委員長	瀬崎 伸夫	
	国立福山医療センター 感染症内科医長	委員長	齊藤 誠司	
	市立尾道市民病院 消化器内科医長	委員長	大城 勝	
	国立広島西医療センター 血液内科医長	委員長	黒田 芳明	
	市立三次中央病院 診療技術部長	委員長	丸山 聡	
学識経験者	広島大学大学院医系科学研究科（小児科学）	教授	岡田 賢	
	広島大学 医療政策室	理事・副学長	田中 純子	幹事
	広島大学原爆放射線医科学研究所	教授	一戸 辰夫	
	広島国際大学保健医療学部 医療技術学科	教授	国分寺 晃	幹事
	広島都市学園大学 健康科学部看護学科	教授	松原 みゆき	
関係団体	一般社団法人広島県医師会	常任理事	落久保 裕之	
	一般社団法人広島県病院協会	常任理事	土谷 晋一郎	
	一般社団法人広島県薬剤師会	会長	松尾 裕彰	
	一般社団法人広島県臨床検査技師会	常務理事	小川 和子	
	公益社団法人広島県看護協会	副会長	大野 陽子	幹事
その他	総合病院庄原赤十字病院 検査技術課	課長	佐藤 知義	幹事
	広島県赤十字血液センター	所長	麻奥 英毅	
	広島県健康福祉局	局長	北原 加奈子	
	広島県健康福祉局薬務課	課長	岡田 史恵	

(注)：医療機関においては、各院内輸血療法委員会における役職で、他は、組織内の役職

8 関係団体等名簿

(令和5年10月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(公社) 広島県薬剤師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-1 広島県薬剤師会館 内	082-262-8931
広島県学校薬剤師会		(同 上)
(一社) 広島県病院薬剤師会	〒734-0037 広島市南区霞一丁目 2-3 広島大学病院薬剤部 内	082-257-5153
広島県女性薬剤師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-1 広島県薬剤師会館 内	082-262-8931
広島県青年薬剤師会	(同 上)	(同 上)
広島県医薬品卸協同組合	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-1	082-567-6301
広島県麻薬協会	(同 上)	(同 上)
(一社) 日本産業・医療 ガス協会中国地域本部	〒730-0031 広島市中区紙屋町二丁目 3-1 革屋町ビル 4 階	082-247-5679
広島漢方研究会	〒735-0029 安芸郡府中町茂陰一丁目 3-12 薬王堂漢方薬局 内	082-285-3395
広島県医薬品配置協議会	〒737-2213 江田島市大柿町大原 546-6 二間ビル 1F	0823-57-7300
(一社) 広島県配置医薬品連合会	〒731-0101 呉市吉浦新町二丁目 5-2 二反田薬品工業株式会社 内	0823-31-1515
広島県富山配置薬業協議会	〒930-0088 富山県富山市諏訪川原町二丁目 4-17 会長 宮崎吉美	076-424-0556
広島県製薬協会	〒722-0062 尾道市向東町 14703-10 丸善製薬(株) 内	0848-44-2200
広島県ワクチン協会	〒732-0802 広島市南区大州五丁目 2-10 (株)エバルス 営業本部内	082-890-5671
(一社) 広島県医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-3	082-568-1511
(一社) 広島県病院協会	(同 上)	(同 上)
(一社) 広島県医療法人協会	〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目 1-23 翠清会梶川病院内	082-249-6411
(一社) 広島県歯科医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-4	082-263-8020
中国歯科用品商協同組合	〒733-0035 広島市西区南観音 2 丁目 4-45 浜崎歯科商店 内	082-232-1546
中国歯科用品商協同組合 広島県支部	〒734-0052 広島市南区堀越三丁目 4-22 (株)東歯科商店 内	082-281-7373
広島県化粧品小売協同組合	〒730-0042 広島市中区国泰寺 2 丁目 3-12	082-244-4261
広島県医療機器販売業協会	〒733-8633 広島市西区商工センター一丁目 2 番 19 号 ティーエスアルフレッサ(株) 内	082-501-0316
中四国医療品卸商組合	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地 2-10 (株)谷商店 内	088-683-3210
中四国科学機器協会	〒730-0005 広島市中区西白島町 7-20 小川精機(株) 内	082-228-2285
中国表面処理工業組合	〒739-2117 東広島市高屋台一丁目 5-18 (株)ワイエスデー 内	082-434-6160

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日 本 塗 料 商 業 組 合 広 島 県 支 部	〒734-0013 広島市南区出島二丁目 1-32 扇屋塗料（株）内	082-255-1355
(公社) 広島県トラック協会	〒732-0052 広島市市東区光町二丁目 1-18	082-264-1501
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 広 島 県 本 部	〒731-0124 広島市安佐南区大町東二丁目 14-12	082-831-1111
広 島 県 果 実 農 業 協 同 組 合 連 合 会	〒729-2316 竹原市忠海中町一丁目 2-17	0846-26-0011
広 島 県 森 林 組 合 連 合 会	〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4-1 広島県土地改良会館 3 階	082-228-5111
広 島 県 樹 苗 農 業 協 同 組 合	〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4-1 広島県土地改良会館 3 階	082-228-5437
広 島 県 農 薬 卸 商 協 会	〒725-0025 竹原市塩町一丁目 3-5 株式会社キムラ内	0846-22-0150
広 島 県 植 物 防 疫 協 会	〒734-0124 広島市安佐南区大町東二丁目 14-12	082-846-4705
(一財)広 島 ス モ ン 基 金	〒730-0013 広島市中区八丁堀 3 番 8 号	082-227-9769
広 島 県 毒 物 劇 物 安 全 協 会	〒738-0022 廿日市市木材港南 4-13 (株) ナカムラ 内	0829-34-0311
(一社)中国しろあり対策協会	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 1-10	082-546-0231
(一社)呉 市 薬 剤 師 会	〒737-0046 呉市中通一丁目 4-2	0823-21-4695
(一社)福 山 市 薬 剤 師 会	〒720-0815 福山市野上町三丁目 12-1	084-926-0588
(公社) 広 島 県 獣 医 師 会	〒734-0034 広島市南区丹那町 4-2	082-251-6401
広島県国民健康保険団体連合会	〒730-8503 広島市中区東白島町 19-49 国保会館	082-554-0770
社会保険診療報酬支払基金 広 島 支 部	〒733-8534 広島市西区中広町一丁目 17-30	082-294-6761
広 島 県 肝 友 会 連 絡 協 議 会	〒733-0844 広島市西区井口台二丁目 21-32	082-501-0882

第6 表彰

1 厚生労働大臣表彰

氏 名 (生 年)	職 業	受 賞 年 月 日	受 賞 理 由	備 考
谷川 正之 (昭和 34 年)	薬 剤 師	5. 10. 23	薬 事 功 労	
竹内 良知 (昭和 23 年)	薬 剤 師	〃	薬 事 功 労	

2 厚生労働大臣感謝状

氏 名 (生 年)	職 業	受 賞 年 月 日	受 賞 理 由	備 考
前信 加代子 (昭和 20 年)	—	5. 11. 22	麻薬覚醒剤 乱用防止功労	

3 厚生労働省医薬局長表彰

氏 名 (生 年)	職 業	受 賞 年 月 日	受 賞 理 由	備 考
田村 俊朗 (昭和 25 年)	—	5. 11. 22	麻薬覚醒剤 乱用防止功労	

4 知事表彰

氏 名 (生 年)	職 業	受 賞 年 月 日	受 賞 理 由	備 考
林 充 代 (昭和 26 年)	薬剤師	5. 10. 19	薬事功労	
常盤 周作 (昭和 35 年)	〃	〃	〃	
開 浩一 (昭和 36 年)	〃	〃	〃	
安保 圭介 (昭和 36 年)	〃	〃	〃	

5 知事感謝状

氏 名 (生 年)	職 業	受 賞 年 月 日	受 賞 理 由	備 考
該当者なし				

第7 関係条例

1 広島県薬事審議会条例

〔昭和 36 年 9 月 19 日〕
条例第 33 号

- 1 昭和 38 年 10 月 1 日条例第 28 号改正
- 2 昭和 50 年 7 月 2 日条例第 40 号改正
- 3 昭和 50 年 12 月 20 日条例第 64 号改正
- 4 平成 4 年 3 月 30 日条例第 17 号改正
- 5 平成 17 年 7 月 6 日条例第 42 号改正
- 6 平成 20 年 3 月 25 日条例第 6 号改正
- 7 平成 26 年 10 月 9 日条例第 42 号改正

広島県薬事審議会条例をここに公布する。

広島県薬事審議会条例

(設 置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、広島県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号，平成 17 年条例第 42 号〕

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 薬事従事者の研修その他薬事従事者の資質の向上に関する事項
- (2) 薬事衛生思想の普及向上に関する事項
- (3) 医薬品等の取扱いの適正化に関する事項
- (4) 薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
- (5) 医薬品等の生産，輸出等の振興に関する事項
- (6) 医薬品等の円滑な流通に関する事項

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号・昭和 50 年条例第 40 号〕

(組 織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号〕

(委 員)

第4条 委員は、県及び関係行政機関の職員、学識経験のある者、薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者のうちから、知事が任命する。ただし、薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者から任命する委員は同数とする。

- 2 学識経験のある者、薬事に関する業務に従事する者及び消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号〕

(会 長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（幹 事）

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
（庶 務）

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

一部改正〔昭和50年条例第64号、平成4年条例第17号、平成20年条例第6号〕

（雑 則）

第9条 この条例に定めるものを除くほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和38年10月1日条例第28号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の日以後昭和39年1月31日までの間に、消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は、この条例による改正後の広島県薬事審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、昭和39年1月31日までとする。

附 則 （昭和50年7月2日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和50年12月20日条例第64号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 （平成4年3月30日条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年7月6日条例第42号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成20年3月25日条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年10月9日条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

2 広島県麻薬中毒審査会条例

〔 昭和 62 年 3 月 9 日 〕
条例第 3 号

1 平成 2 年 10 月 8 日条例第 39 号改正

2 平成 26 年 3 月 26 日条例第 19 号改正

広島県麻薬中毒審査会条例をここに公布する。

広島県麻薬中毒審査会条例

広島県麻薬中毒審査会は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 条）第 58 条の 8 第 3 項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置くものとし、委員 5 人で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 2 年 10 月 8 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 26 年 3 月 26 日条例第 19 号）抄

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。